自己点検・評価報告書

２０１４年３月

早稲田大学大学院法務研究科

第１　法科大学院の基本情報 ･･ 1
第２　自己点検・評価報告書作成のプロセス ･･････････････････････････････････ 4
第３　自己点検・評価の内容と結果 ･･ 5
第１分野　運営と自己改革 ･･ 5
１－１　法曹像の周知 ･･ 5
１－２　特徴の追求 ･･ 9
１－３　自己改革 ･･ 13
１－４　法科大学院の自主性・独立性 ･･････････････････････････････････････ 18
１－５　情報公開 ･･ 20
１－６　学生への約束の履行 ･･ 22
第２分野　入学者選抜 ･･ 24
２－１　入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉 ･･････････････････ 24
２－２　既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉 ･･････････････････ 30
２－３　多様性〈入学者の多様性の確保〉 ･･････････････････････････････････ 33
第３分野　教育体制 ･･ 36
３－１　教員体制・教員組織（１）〈専任教員の必要数及び適格性〉 ･･････････ 36
３－２　教員体制・教員組織（２）〈教員の確保・維持・向上〉 ･･････････････ 39
３－３　教員体制・教員組織（３）〈専任教員の構成〉 ･･････････････････････ 41
３－４　教員体制・教員組織（４）〈教員の年齢構成〉 ･･････････････････････ 43
３－５　教員体制・教員組織（５）〈教員のジェンダーバランス〉 ･･････････ 45
３－６　教員支援体制（１）〈担当授業時間数〉 ･･････････････････････････ 47
３－７　教員支援体制（２）〈研究支援体制〉 ･･････････････････････････････ 51
第４分野　教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み ･･････････････････ 55
４－１　教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（１）〈ＦＤ活動〉 ･･ 55
４－２　教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（２）〈学生評価〉 ･･ 59
第５分野　カリキュラム ･･ 62
５－１　科目構成（１）〈科目設定・バランス〉 ･･････････････････････････ 62
５－２　科目構成（２）〈科目の体系性・適切性〉 ･･････････････････････････ 65
５－３　科目構成（３）〈法曹倫理の開設〉 ･･････････････････････････････ 71
５－４　履修（１）〈履修選択指導等〉 ･･････････････････････････････････ 73
５－５　履修（２）〈履修登録の上限〉 ･･････････････････････････････････ 77
第６分野　授業 ･･ 80
６－１　授業 ･･ 80
６－２　理論と実務の架橋（１）〈理論と実務の架橋〉 ･･････････････････････ 86
６－３　理論と実務の架橋（２）〈臨床科目〉 ･･････････････････････････････ 90
第７分野　学習環境及び人的支援体制 ･･････････････････････････････････････ 97

７－１　学生数（１）〈クラス人数〉 ･･･ 97
７－２　学生数（２）〈入学者数〉 ･･･ 99
７－３　学生数（３）〈在籍者数〉 ･･･ 101
７－４　施設・設備（１）〈施設・設備の確保・整備〉 ･････････････････････････ 103
７－５　施設・設備（２）〈図書・情報源の整備〉 ･････････････････････････････ 107
７－６　教育・学習支援体制 ･･･ 109
７－７　学生支援体制（１）〈学生生活支援体制〉 ･････････････････････････････ 111
７－８　学生支援体制（２）〈学生へのアドバイス〉 ･････････････････････････････ 116
第８分野　成績評価・修了認定 ･･ 119
８－１　成績評価〈厳格な成績評価の実施〉 ･････････････････････････････････ 119
８－２　修了認定〈修了認定の適切な実施〉 ･････････････････････････････････ 126
８－３　異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉 ･････････････ 130
第９分野　法曹に必要なマインド・スキルの養成 ･････････････････････････････ 132
９－１　法曹に必要なマインド・スキルの養成〈法曹養成教育〉 ･･････････････････ 132

第１　法科大学院の基本情報

１．大学（院）名　早稲田大学大学院
２．法務博士が授与される大学院課程の名称　法務研究科法務専攻
３．開設年月　2004 年 4 月
４．当該大学院課程の教学責任者

氏名	石田　　眞
所属・職名	法務研究科 教授（研究科長）
連絡先	03-5272-4598

５．認証評価対応教員・スタッフ

①氏名	甲斐　克則
所属・職名	法務研究科 教授
役割	自己点検・評価の総括
②氏名	古谷　修一
所属・職名	法務研究科 教授（教務担当教務主任）
役割	自己点検・評価の教学責任者
③氏名	秋山　靖浩
所属・職名	法務研究科 教授（学生担当教務主任）
役割	自己点検・評価の学生責任者
④氏名	岡田　正則
所属・職名	法務研究科 教授
役割	自己点検・評価の教学担当者
⑤氏名	鎌野　邦樹
所属・職名	法務研究科 教授
役割	自己点検・評価の学生担当者
⑥氏名	北川　佳世子
所属・職名	法務研究科 教授
役割	自己点検・評価の教学担当者
⑦氏名	黒沼　悦郎

所属・職名　法務研究科
教授
役割　自己点検・評価の教学担当者
⑧氏名　杉本　一敏
所属・職名　法務研究科
教授
役割　自己点検・評価の FD 担当者
⑨氏名　勅使川原　和彦
所属・職名　法務研究科
教授
役割　自己点検・評価の学生担当者
⑩氏名　日置　雅晴
所属・職名　法務研究科
教授
役割　自己点検・評価の臨床法学教育の担当者
⑪氏名　松村　和徳
所属・職名　法務研究科
教授
役割　自己点検・評価の入試責任者
⑫氏名　本田　博
所属・職名　法務研究科
事務長
役割　自己点検・評価の事務責任者
連絡先　03-5272-4648
〒169-8050
東京都新宿区西早稲田 1－6－1
⑬氏名　市村　公之輔
所属・職名　法務研究科
専任職員
役割　自己点検・評価の事務スタッフ
連絡先　03-5286-1687
⑭氏名　古賀　章哲
所属・職名　法務研究科
専任職員
役割　自己点検・評価の事務スタッフ
⑮氏名　小林　裕一郎
所属・職名　法務研究科

	専任職員
役割	自己点検・評価の事務スタッフ

第２　自己点検・評価報告書作成のプロセス

2013 年度の自己点検を行うにあたって、大学院法務研究科に設置されている「自己点検評価委員会」（委員長：甲斐克則、委員：古谷修一、秋山靖浩、岡田正則、鎌野邦樹、北川佳世子、黒沼悦郎、杉本一敏、勅使川原和彦、日置雅晴、松村和徳、オブザーバー：石田眞、事務担当：本田博、市村公之輔、古賀章哲、小林裕一郎）が、その責任の下に自己点検・評価を実施することを、2013 年 7 月 17 日開催の教授会において決定した。

2013 年 11 月 20 日に第 1 回委員会を開催し、各委員の分担を確認した。その後、事務所に保管する記録の閲覧、各係事務担当者および各種委員会委員などからの聴取という方法で調査を実施した。調査結果に基づき「自己点検・評価報告書」（委員会案）を作成し、2014 年 1 月 29 日の第 2 回委員会にてその内容を確定した。2014 年 2 月 19 日開催の教授会に「自己点検・評価報告書」（委員会案）を提出し、教員から出された意見を踏まえて、最終的な修正を行い、「自己点検・評価報告書」（案）を策定のうえ、2014 年 3 月 5 日開催の教授会で審議し、「自己点検・評価報告書」を決定した。

第３　自己点検・評価の内容と結果

第１分野　運営と自己改革

１－１　法曹像の周知

（評価基準）養成しようとする法曹像が明確であり，関係者等に周知されていること。

１　現状

（１）養成しようとする法曹像

本法科大学院が養成しようとする法曹像は、＜時に常識を超え、既成の枠を飛び越え、自らが信じるところで、いかなるときも在るべき「法」と真摯に向き合い、学び、戦い、真のプロフェッショナルとして人と社会と世界に貢献できる“挑戦する法曹”＞である。

このような法曹像は、早稲田大学（以下「本学」という。）の「建学の精神」と 1882 年の東京専門学校法律学科創設以来の経験・実績を踏まえ、司法制度改革審議会意見書に示された基本理念を実現する方向で練り上げられたものである。すなわち、本法科大学院は、＜刻々と移り変わる社会に正面から立ち向かいこれに挑戦する努力を惜しまず、社会正義と法の支配を打ち立てるべく持てる専門知識を最大限に駆使して迅速かつ的確な判断を行い、そして何よりも、人の喜び、苦しみ、痛みを理解し、これに共感できる豊な人間性をもった法曹＞、すなわち 21 世紀の社会をリードできる質の高い法曹の養成を目的としている。

また、本法科大学院は、その創設以来、高度専門職業人としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）だけでなく、これからの日本と国際社会が要求する法曹資格や法務博士号をもった法律専門職（国際公務員、外交官を含む国家公務員、政策秘書、企業法務担当者、研究者など）を志望する人材の養成も目指し、現に、国家公務員Ｉ種（法務省、外務省等）、裁判所事務官、三井物産、三菱化学、アクサ生命、富士通等の企業に就職し、衆議院議員政策秘書、早稲田大学助教あるいは准教授に就いている者もいる。

（２）法曹像の周知

上述の本法科大学院が養成しようとする法曹像は、毎年発行される法務研究科紹介のブローシャー（パンフレット）、WEB サイトのホームページにおける「科長からのメッセージ」「法務研究科がめざすもの」「法務研究科 3 つのポリシー」などによって明確にされ、それらは、教員（兼担・兼

任教員を含む)、職員、学生および社会に対して周知されている。また、年2～3 回、「梓」というニューズレターを発行し（1 回につき 5000 部発行)、それを教員（兼担・兼任を含む)、職員、学生、修了者（「早稲田ロースクール稲門会」および「稲門法曹会」(旧司法試験合格者を含む早稲田大学出身の法曹による校友会）のメンバー）に配布することによっても、継続的に本法科大学院のめざす法曹像の周知・徹底を行っている。

ア　教員への周知，理解

専任教員に対しては、以上のほかに、教授会、FD 研修会、各種委員会等において、教学にかかわる様々な議論をする中で周知を図っている。また、兼担・兼任教員に対しては、FD 研修会（年 2 回程度）や懇親会（年度当初 1 回）に招いて、そこでの意見交換などを通じて周知を図るともに、本法科大学院が養成しようとする法曹像について理解が得られるよう努力をしている。

イ　学生への周知，理解

現役学生に対しては、履修選択や進路選択の場面で、養成しようとする法曹像に沿った指導・助言や情報提供を行っている。本法科大学院では、学生の法曹としての多様な将来目標に応えるために、7 つのワークショップ（福祉・労働法務、行政法務、企業法務、渉外法務、知的財産法務、租税法務、環境法務）が置かれ、ワークショップ選択にあたっての指導を通じて養成しようとする法曹像の実現に向けた相談と支援が行われている。なお、学生へアドバイスは、7－8 に記載する。

また、合格者に対しても、説明会（「入学予定者説明会」）を開催し、養成ようとする法曹像も含め、本法科大学院の基本方針を入学前から周知・徹底し理解を求めている。

ウ　社会への周知

本法科大学院を志望する者を含む社会に対しては、冒頭でも言及したブローシャー及び WEB サイトのホームページにおいて、養成しようとする法曹像の内容を掲載している。

また本法科大学院として毎年説明会を開催している（開催日や内容については 2－2 に記載）だけでなく、民間機関が主催し、東京・大阪で開催される法科大学院説明会に積極的に参加し、本法科大学院が養成しようとする法曹像について必要な伝達や発信を行っている。なお、入学後に自己の志望する法曹像とのミスマッチを訴える学生はいない。

さらに、マスコミや広報機関からの取材に積極的に応じ、本法科大学院の基本方針を社会に対して広く伝える努力をしている。

（3）特に力を入れている取り組み

本法科大学院は、学生数・教員数の多い大規模校であるので、構成員間および構成員と早稲田大学出身の法曹（特に司法試験に合格したものは「稲門法曹」と呼んでいる）との意思疎通を円滑にするための広報戦略を重視しており WEB サイトのホームページの充実だけでなく、ニューズレター「梓」を発行し、そこに構成員および稲門法曹の声を掲載している。

（4）その他

本学は、本法科大学院と一体となって、優れた法律専門職を養成するための機関として「早稲田大学法務教育研究センター」を設置している。このセンターは、本法科大学院と協力し、本法科大学院における研究・教育の成果を社会に還元する「早稲田大学ロースクールフォーラム」や国際交流の成果を本法科大学院の学生や社会に還元する「トランスナショナル・プログラム」を実施している。これらの取り組みは、本法科大学院が養成しようとする法曹像を関係者等に周知させるものの一つである。

2　点検・評価

養成しようとする法曹像は、本法科大学院の開設にあたって、本学の伝統や経験と司法制度改革審議会の最終報告を踏まえて十分に練り上げられたものであり、標語としても明確化され、その意味する内容についても、創設後10 年の経過の中で表現の変化はあるが、明確な表現で説明されている。

また、構成員の規模が大きい本法科大学院にあっては、構成員間の意思疎通を円滑にする広報戦略を重視しており、ニューズレター「梓」の発行はそれに対応したものである。これは、前々回認証評価における「兼任教員に対しては、パンフレットの配布や FD 関係会議への出席要請にとどまらず、さらに『養成しようとする法曹像』の法曹像の周知を図ることが望まれる。」という指摘に対応し、兼任教員への周知の円滑化を図るとともに、修了者との意思疎通の強化をめざすものである。

創設以来 10 年間の経過の中で、教員、職員、学生および社会の各レベルにおいて、それぞれの実情に応じた多様な周知方法を身につけ、実践してきており、法曹像については十分な周知が行われている。

3　自己評定

A

4　改善計画

引き続き、実践の中で改善が必要となった事柄については、改善策を検討

していくことにしたい。

１－２　特徴の追求

（評価基準）特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

１　現状

（１）本法科大学院の特徴

“挑戦する法曹”という標語に象徴される法曹養成を最終目標とする本法科大学院の特徴は、以下の３つの点にある。

第１の特徴は、多彩なバックグランドを持ち個性あふれる学生を多数受け入れると同時に、国内外を問わず様々な地域・分野で活躍できる人材を送り出す＜多様性＞である。“挑戦する法曹”とは、国を超え、文化を超え、階層を超え法の下に正義を貫くことのできる法曹のことであるが、こうした法曹を養成するためには、多様な潜在能力をもった学生を入学させ、それらの者を社会の多様な分野での法実践に果敢に挑戦できるようなかたちで送り出さなければならない。こうした多様性を、入口（入学時）と出口（修了時）の双方の段階で確保しようとしているのが本法科大学院の特徴である。

第２の特徴は、専門的な法知識の確実な習得を重視しつつ、理論と実務の連携を図る＜質の高い教育の提供＞である。“挑戦する法曹”とは、社会正義と法の支配を打ち立てるべく、持てる専門知識を最大限に駆使し、迅速かつ的確な判断を行うことができる法曹のことであるが、こうした法曹を養成するためには、幅広い教養と強い使命感をもって入学してきた学生に対し、法律基本科目を体系的・立体的に学ぶことを重視しつつ、理論と実務の架橋を図るべく実務的・実践的教育にも大きな比重をかける教育が必要である。基礎教育を重視しつつ理論と実務の連携を図る、質の高い教育の提供を目指していることが本法科大学院の特徴である。

第３の特徴は、学びの機会を海外のロースクールに拡げる＜国際的な法曹の養成＞である。この第３の特徴は、第１、第２の特徴と重なるところがあるが、国を超え、文化を超えて活躍できる“挑戦する法曹”を養成するためには、志のある学生に対して、実際に海外のロースクールに留学できる機会を提供する必要がある。海外の一流ロースクールとの交換留学制度を用意し、即戦力となりうる国際的な法曹を養成できることも、本法科大学院の特徴である。

（２）特徴を追求・徹底するための取り組み

ア　多様性の確保

多様性には、入口の多様性と出口の多様性があり、双方の段階で多様性が確保されなければならない。すなわち、入学者選抜で追求されるの

が「入口の多様性」であるとすると、将来目指したい分野の専門科目を選べる専門カリキュラムの構築は「出口の多様性」である。

（ア）入口での多様性の確保

従来、本法科大学院は、入口の多様性を確保するため、入学者選抜において、法学既修者と法学未修者を分けて別枠で選抜する別枠方式ではなく、すべての受験生に法学未修者試験を課し、法学未修者として合格させた者に対して法学既修者認定試験をおこなう内部振分方式を採用してきた。そのため、第 1 期生や第 2 期生頃までは、法学部出身者だけでなく、広く社会科学系、理工・医学系、文学・外国語系と多様な学部教育を受けた他学部生や社会人学生が多数入学し、入口での多様性を確保していた。しかし、第 3 期以降になると、とくに法学未修者の司法試験合格率が全国的に低迷する中で、他学部出身者や社会人の受験生が減少し、法学未修者でも法学部出身者の数が増大するに及んで、上記の内部振分方式の入学者選抜によって学生の多様性を確保することは徐々に困難になっていった。そこで、本法科大学院は、熟慮を重ねたうえ、2011 年度入試より、法学未修者と法学既修者をそれぞれ個別に選抜する外部振分方式に転換し、法学未修者（3 年標準課程）コースに社会人・法学部以外の学部出身者の優先選抜制度（50 名を目途）を設けて入口における多様性の確保を目指すことにした。また、昨今の法科大学院に対する志願者数が減少していることを鑑み、次年度以降の入試制度の在り方について、関係する入試委員会を中心に検討をしている。

（イ）出口（修了時）での多様性の確保

出口における多様性を確保するためには、個々の学生の自らが抱く将来の法曹像にとって必要な専門知識を幅広く学べる必要がある。本法科大学院は、この要請に応えるために、創設時から 3 年次に、「ワークショップ」と称する共通選択科目群を設置し、学生がその中から学ぶべき内容を選択し、自らの知識・能力を専門的に特化できるようにしている。この共通選択科目群（ワークショップ）の編成は、若干の変遷はあるものの、現在は、福祉・労働法務、行政法務、企業法務、渉外法務、知的財産法務、租税法務、環境法務の 7 つのワークショップを設置し、それぞれの専門分野における内外のトップレベルの研究者教員と実務家教員の指導のもと、学生は、自らがめざす将来の専門分野を意識しながら学修することができるようになっている。本法科大学院は、こうした試みを通じて、出口における多様性の確保をめざし、それが定着してきている。

イ　質の高い教育の提供

質の高い教育を提供するために、教育研究に実績をもつ教員が必要であるが、本法科大学院は、77 名の専任教員（内、実務家教員 19 名）と 101 名の兼担・兼任教員（内、実務家教員 51 名）の総勢 178 名の第 1 線の研究者教員と実務家教員が教育を受け持ち、全国の法科大学院でも最多の延べ 200 以上の科目を提供している。

カリキュラムにおいては、その改革によって、法律基本科目の基礎的理解から応用展開力の修得にいたる徹底学修を基礎に、理論と実務の架橋を図る教育を実践している。とくに理論と実務の架橋については、法律基本科目や展開・先端科目でも意識されているが、附設の法律事務所における「弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック」や外部の法律事務所、企業法務部、官公庁、国際機関などでの実務に従事する「エクスターンシップ」を通じて、現実の社会に生きて働く法律実務を学ぶことによって、より深く理論と実務に関連した指導を行っている。

さらに、2013 年度においては、「早稲田リーガルコモンズ・プロジェクト」を立ち上げ、本法科大学院の OB・OG の若手弁護士が中心となって設立した早稲田リーガルコモンズ法律事務所と連携し、当該事務所が扱う最先端の法律問題をリアルタイムで教育に取り込む次世代育成プログラムを展開している。

ウ　国際的な法曹の養成

本法科大学院では、北米（アメリカ、カナダ）、欧州（フランス、ドイツ）、アジア（韓国、台湾）の名門ロースクール 18 校と「交換留学制度」を設け、留学生の派遣、受け入れを積極的に行っている。一定の要件（語学力と成績）を満たした学生は、この交換留学制度を利用し、国内では学修し得ない外国法や国際的な法律知識を現地で学べるとともに、世界各国の学生と一緒に学ぶことで、国際的な人的ネットワークの基盤を作ることもできる。これまでも、アメリカに留学した学生のうち、計 18 名が LL.M.の学位を取得し、14 名がニューヨーク州司法試験に合格している。

ただし、年々海外の提携校からの受け入れ留学生数に比べ、本法科大学院から派遣する日本人留学生数が減少しており、交換留学生制度を活用しての国際的な法曹養成の安定的な数の確保が課題となっていた。そこで、2012 年度入学者選抜試験より、出願時点で一定の基準（法学士の学士取得および見込み者で、TOEIC スコア 900 点以上あるいは TOEFL（iBT）スコア 95 点以上を持つ者）を満たし、かつ交換留学を行う強い意志を持つ者について、概ね 5 名を優先的に選抜する「交換留学生優先枠（LL.M.コース）」を設けた。その結果、2013 年度についてはこれまでで最大の 5 名が留学中である。

（３）取り組みの効果の検証

取り組みの効果の検証については、執行部および関連の委員会（入試委員会、カリキュラム検討委員会、トランスナショナル委員会等）で行い、（２）で述べたように、その検証に基づいて様々な改革を行っている。それらは、ア＜多様性の確保＞では、入口の多様性に関連して、入学者選抜制度の改革と「社会人・法学部以外の学部出身者の優先選抜制度」の設置を行い、イ＜質の高い教育の提供＞では、カリキュラム改革を行い、ウ＜国際的な法曹の養成＞では、「交換留学生優先枠（LL.M.コース）」を設置した。それぞれの効果については、今後、執行部および関連委員会において随時その検証を行い、さらなる改革につなげていきたい。

なお、ア＜多様性の確保＞のうち、出口の多様性の検証については、修了者の進路把握が重要であるが、その点がなお十分ではない。ワークショップ選択者と修了者の進路との関係も含め、効果の検証につき、より精度の高い取り組みが必要である。

（４）特に力を入れている取り組み

（２）で述べた３つの特徴の追及については、すべてに力を入れている。

（５）その他

特になし。

２　点検・評価

本法科大学院の特徴は明確であり、その諸特徴を実現する取り組みも、状況の変化や経験の蓄積の中での検証を踏まえながら着実に行われている。

３　自己評定

B

４　改善計画

本法科大学院の特徴である＜多様性＞と＜質の高い教育の提供＞については、法科大学院制度をめぐる社会環境の変動や学生の要望などを踏まえて、不断の改善が必要であり、必要な改善案の策定は入試委員会やカリキュラム検討委員会等で行うことになっている。

１－３　自己改革

（評価基準）自己改革を目的とした組織・体制が，適切に整備され機能していること。

（注）

①　「自己改革」とは，当該法科大学院における法曹養成教育の状況等（入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。）を不断に検証し，検証結果等を踏まえて，法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動（学校教育法第 109 条第１項）は本評価基準の評価対象とする。また，教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動（ＦＤ活動）に関する事項はすべて評価基準４－１の評価対象とする。

②　「組織・体制」とは，法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や，自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいい，公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制及び修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる。

１　現状

（１）組織・体制の整備

本法科大学院における法曹養成教育の状況等を検証し、その検証結果を踏まえて、本法科大学院の社会的使命である“挑戦する法曹”を多数世に送り出せるよう自己改革を目的とした組織・体制としては、研究科の外部から意見を聞く組織と研究科の内部において点検と自己改革を行う組織とがある。

ア　研究科の外部から意見を聞く組織

研究科の外部からの意見を聞く組織としては、学外の有識者からなる「運営諮問委員会」（委員：翁百合（株式会社日本総合研究所理事）、◎島田仁郎（前最高裁判所長官）、杉山忠昭（花王株式会社執行役員・経営法友会代表幹事）、但木敬一（弁護士、元検事総長）、萩原敏孝（株式会社小松製作所顧問）、坂東真理子（昭和女子大学長）、平山正剛（弁護士・元日本弁護士連合会会長）、宮崎誠（弁護士、元日本弁護士連合会会長））がある（◎が議長）。

イ　研究科の内部における点検と自己改革のための組織

研究科の内部における組織・体制としては、（ア）自己点検評価を継続的に行う「自己点検評価委員会」（委員長：甲斐克則）、（イ）教育内容と教育

方法等についての自己改革のための「FD 委員会」（委員長：山野目章夫）、（ウ）入学者選抜について検討を行う「入試委員会」（委員長：松村和徳）、（エ）カリキュラムについて検討を行う「カリキュラム検討委員会」（委員長：勅使川原和彦）、（オ）本法科大学院の改革の長期戦略を練る「長期戦略委員会」（委員長：黒沼悦郎）、（カ）本法科大学院の将来設計ならびに運営に関する検討を行う「研究科運営委員会」（委員長：石田眞）がある。

（２）組織・体制の活動状況

ア　研究科の外部から意見を聞く組織の活動状況

運営諮問委員会は、2 年に 1 度のペースで開催をし、意見を聞いている。

イ　研究科の内部における組織の活動状況

（ア）自己点検評価委員会

原則として、春学期に自己点検・評価報告書の各分野の分担を決定し、委員会で定めた期日までに担当者が自己点検・評価報告書の原案を作成している。その後、委員会メンバー内で議論を行い、教授会に諮った後、本法科大学院のホームページにおいて自己点検・評価報告書を公開している。また、日弁連法務研究財団の評価基準について、改定があった際は、追跡的な自己点検評価を行うことしている。また、委員会開催後は、委員会メンバーのメーリングリストに議事メモを送付し、出席ができなかったメンバーに対しても情報を共有している。

（イ）FD 委員会

原則として、毎月１回、委員会を開催し活動を行っている。具体的な活動内容は、第４分野参照。なお、FD 委員会活動報告を作成しており、過去の活動内容が一覧できる状態になっている。

（ウ）入試委員会

随時委員会を開催し活動を行っている。

（エ）カリキュラム検討委員会

カリキュラム改変、進級制度の新設、進級基準の改定、成績評価基準の改定等、必要に応じ、随時委員会を開催し活動を行っている。

（オ）長期戦略委員会

本法科大学院の改革の長期戦略を検討する活動を行っている。

（カ）研究科運営委員会

執行部と各委員会の長をメンバーとし、本法科大学院の将来設計ならびに運営に関する事項について検討を行っている。

（３）組織・体制の機能状況

ア　運営諮問委員会

直近では、2013 年 6 月 10 日（月）に開催された。当日は、研究科長、教務主任より、入試・カリキュラム改革の状況、国際交流の概要など本法科大学院の現状について説明を行い、授業見学、学生との懇談の後、意見交換が行われた。出席した委員から概ね次のような意見が出された。①修了者で企業に就職した人のトレースは十分にできてきるのか。修了者のフォローアップ体制をしっかりと構築する必要がある。②法科大学院の教育内容と企業が求める人材とマッチアップができていないのではないか。③国際化が進んでいる昨今、法曹にも英語能力が不可欠であり、その点の配慮が法科大学院教育においても必要である。④法科大学院教員の養成も重要であるなど、本法科大学院のあり方や法科大学院制度全体に関しても貴重な意見が寄せられた。

イ　自己点検評価活動

前回の認証評価結果を受け、2013 年度版の自己点検評価報告書を作成することを決定した。2013 年 11 月より作成を行い、2014 年 2 月の教授会に提出予定である。最終的に 2014 年 3 月の教授会に諮ったのち、本法科大学院の WEB にて公開をする予定である。

ウ　入学者の質の確保のための取り組み

2011 年度入試から入試方法を従来の内部振分方式から外部振分方式（法学既修者と法学未修者を区別して個別の試験とした。法学既修者の定員は 150 名程度。）に変更した結果、同年度入試（2010 年 8 月）の志願者数が大幅に増大した（全志願者数は、前年度 1,786 名から本年度 2,612 名と、46%増加）。しかし、その後、全国の法科大学院に対する志願者数は漸次減少しており、本法科大学院においても同様の傾向となっている。そのため、入試委員会を中心として志願者を増やす取り組みが検討されている。

また、2011 年度に実施された日弁連法務研究財団による認証評価において法学既修者として単位認定をする科目についてはすべて論文式試験を行うことと指摘を受けた。これを受け、入試委員会で議論を重ねた結果、2015 年度入試より民事訴訟法、刑事訴訟法を含め、単位認定をするすべての科目について論文式試験を実施する予定である。

エ　多様性の確保のための取り組み

本法科大学院の特徴は、「１－２　特徴の追求」で述べたように、多様性であるが、社会人・法学部以外・学部出身者の法科大学院進学希望者が減少する中で、本法科大学院においても、「入口の多様性」が失われる傾向にあった。そこで、そうした状況について入試委員会において検討し、2011

年度入試から、多様性を確保するために上記ウで述べた別枠方式の入学者選抜方法に転換し、法学未修者枠の中に50名を目途とする社会人・法学部以外の学部出身者の優先枠を設けた。前項ウにも関連するが、「入口の多様性」を確保するために入試制度の改革を含め、検討を行っている。

オ　カリキュラムの改革

ウ、エで述べた入学者の質の確保と多様性の確保のための改革を行う過程で、制度の改革に則しつつ、学生が自身をもって2年間ないし3年間の課程で法律基本科目を基礎から応用まで徹底して学ぶことができるようなカリキュラム改革を、執行部とカリキュラム検討委員会が主導して行った。具体的には、①法学既修者が2年間の課程のなかで、法曹に必要な知識・実務体系を修得しうるよう、法律基本科目の配当学年等を変更した。②法律基本科目のより確実な修得を目指して、2010年度より、法学未修者の3年標準課程の教育において、1年必修科目の単位数を4単位増加させた。③2007年度より、2年次秋学期および3年次において法律基本科目応用演習（民法応用演習、刑法応用演習など）を展開し、要件事実の把握、法的論点の析出などを行う能力とともに、文章起案能力の徹底的な訓練を開始した。④2014年度より、法学既修者が2年間でバランスよく学修できるようなカリキュラム配置への改革をすることが決定している。

カ　修了者の進路の把握

修了者の進路の把握については、基本的に、執行部と事務所が修了者の組織である「稲門法曹会」「早稲田ロースクール稲門会」などと連携しながら行っているが、個人情報の問題もあり、十分ではない。2007年度以降の司法試験の合格者については、修了者の進路がある程度わかっている。

（4）特に力を入れている取り組み

この間、入学者選抜制度の改革（上記（3）のウとエ）とカリキュラム改革（上記（3）のオ）に特に力を入れて取り組んできた。引き続き改革を定着させる取り組みに力を入れていきたい。

（5）その他

特になし。

2　点検・評価

自己改革が独善に陥らないために、内部の自己点検評価委員会だけでなく、外部からの勧告や助言を受けるための運営諮問委員会が設置され、大所高所からの意見や助言を受けている。2013年度に委員の入れ替えを行い、より法

曹養成教育の状況等を不断に検証していく体制を整えた。その後、十分な準備をしたうえで、委員会が開催され、有益な指摘を受けている。

その他の入試や教育方法の改革に向けての組織は、有効に機能しているといってよいであろう。

3　自己評定

B

4　改善計画

入試・カリキュラムについては、本法科大学院をめぐる内外の状況の変化に対応した不断の改革が必要であるので、成果を検証しつつ、必要があれば、迅速に改善をほどこす必要がある。

修了者の進路の把握については、もともと困難な課題であるが、修了生に対して定期的なアンケートを行い、最新の情報の収集につとめられないか検討している。

１－４　法科大学院の自主性・独立性

（評価基準）法科大学院の教育活動に関する重要事項が，法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

１　現状

（１）教授会の権限

本法科大学院では、研究科に教授会（以下の（３）で述べる法学学術院への実質的な統合後は、法学学術院規則上「運営委員会」（第 12 条 1 項）という名称になっている。）を置き、専任教員および任期付専任教員をもって組織している。早稲田大学大学院法務研究科規約の第 3 条に定められているように研究科教授会（運営委員会）は、①研究および教育に関する事項、②教員の嘱任、休職、解任および懲戒に関する事項、③学位の授与に関する事項、④教育課程に関する事項、⑤授業科目等の担当に関する事項、⑥学生の試験および履修単位に関する事項、⑦学生の入学、休学、退学等および懲戒に関する事項、⑧研究科長候補者の選挙に関する事項、⑨研究科教授会の運営に関する事項、⑩その他研究科に関する重要事項を議決するとともに、⑪研究科の研究および教育に関する予算を審議することになっている。このように、研究科教授会（運営委員会）は、本法科大学院の教育活動に関する重要事項について、独立した意思決定主体になっている。

（２）理事会等との関係

理事会は学校法人としての重要事項を審議するが、教育活動および教員人事については、学術院教授会の決定が理事会によって覆されることはなく、教授会の決定通りに承認されるのが、本学における確立した慣行である。

（３）他学部との関係

本学には、2004 年 9 月から、「系統ごとの主体的かつ一体的な教育研究活動を推進し、もって学部教育、大学院教育および研究機能の一層の強化をはかることを目的とする」学術院が設けられ、2009 年 4 月から、本法科大学院も、法学部、大学院法学研究科、比較法研究所、法務教育研究センターとともに法学学術院を構成することとなった。

本法科大学院は、法学学術院の構成主体になるにあたり、法科大学院が「運営において一定の独立性を確保」することが求められていることに鑑み、教員の嘱任および研究科の運営に関する事項については、「当分の間、法務研究科の研究科運営委員会の議決をもって、法学学術院の教授会の議

決とみなす」（早稲田大学学術院規則・経過措置第３項）としている。

また、以前制定されていたた法学学術院規則は2011年４月に改定を行い、他の構成主体との協議においても、本法科大学院の基本方針として、「人事および教務（入試を含む）に関する事項については、特段の事情がないかぎり、箇所運営委員会（法務研究科教授会）の決定をもって、法学学術院教授会の決定とみなす。」とする立場で臨み、その基本方針が法学学術院規則上も実現している。これにより、法学学術院における本法科大学院の教育活動に関する重要事項の意思決定にあたっての自主性・独立性は維持されるものと考える。

（４）特に力を入れている取り組み

本学は、１（３）で述べたように、学術院体制の中での本法科大学院の自主性・独立性の維持については特別の注意を払っている。

（５）その他

特になし。

２　点検・評価

以上の現状からすると、法学学術院の構成主体となっても、本法科大学院の自主性・独立性には特段の問題は生じないと思われる。

３　自己評定

合

４　改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

１－５　情報公開

（評価基準）教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

１　現状

（１）公開されている情報の内容

現在公開されている教育活動等に関する情報は、①本法科大学院の基本方針（養成しようとする法曹像を含む）、②教育内容（カリキュラム概要、カリキュラムの紹介、開講科目一覧、臨床法学教育、外国のロースクールとの交換留学制度、アカデミック・アドバイザリー制度などの学生支援体制など）、③教員紹介（研究業績等の公開を含む）、④施設・設備、⑤入学者選抜（基本的考え方・選抜基準・選抜方法・受験資格・選抜実績・過去問題など）、⑥学費・奨学金、⑦修了者の状況、⑧成績評価、進級要件・修了要件、進級状況・修了状況、⑨シラバス、時間割、⑩研究科要項、学科目配当表、科目登録の手引き、⑪自己改革の取り組み（自己点検評価報告書など）、⑫健康支援情報である。

（２）公開の方法

公開の方法は、①から⑦については、本法科大学院の WEB サイト（ホームページ）とブローシャー等で公開され、WEB サイトは随時、ブローシャーは毎年更新されている。

⑧と⑨については、本法科大学院の WEB サイトにて公開している（シラバスは、WEB サイト上のシラバス検索システムにて公開）。

⑩については、教員・学生に紙媒体でも配付されると同時に、事務所に常備され、希望者への閲覧に供されている（⑨のシラバスも同様）。また、これに付帯する情報および研究科内情報については、本法科大学院の教員・学生に対して、「法科大学院教育研究支援システム」（以下、「教育研究支援システム」という。）によって周知され、自宅からもアクセスできるようになっている。

⑪については、WEB サイトにフルテキストが開示されている。

また、年 2～3 回発行されるニューズレター「梓」には、学生の声や留学生の紹介、研究科の様々な活動状況が紹介され、学生・教員・修了者に配付されている。

⑫については、WEB サイトにおいて早稲田大学保健センターにリンクがはられている。

（３）公開情報についての質問や提案への対応

公開された情報に対する質問や意見は、メール、電話、事務所カウンタ

ーで対応している。教学関係については教務担当教務主任、学生生活関係については学生担当教務主任、入学者選抜については入試委員会委員長および教務担当教務主任が責任者となって、対応および回答を行っている。入試出願期間を除いて、月平均 50 件ほどの問い合わせがある。

学生からの質問や意見は、From-LS-Students というメーリングリストへのメールで受け付け、執行部が随時回答を行っているが、重要な提案については、執行部や各種委員会において検討が行われ、改善に生かされている（例：学生用自習室の整備・拡充など）。

（４）特に力を入れている取り組み

全般に力を入れているので、「特に」はない。

（５）その他

特になし。

２　点検・評価

本法科大学院の教育活動等に関する情報については、WEB サイト（ホームページ）およびブローシャーにおいて、詳細かつ網羅的に公開され、誰でもがアクセスできるようになっており、教員・学生に対しては、それに加えて WEB 上の教育研究支援システムおよび紙媒体で開示されている。また、教育活動等に関する質問や提案にも対応できる体制が構築されており、執行部や各種委員会に受けとめられ、改善に生かされている。質問や提案へのフィードバックについては、公開できるものに関して、具体的な質問や提案に対応するかたちで回答を行っている。全体としてはかなりの水準で情報公開が行われていると考える。

３　自己評定

A

４　改善計画

質問・提案への対応については、さらに工夫したい。

１－６　学生への約束の履行

（評価基準）法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること，実施していない場合には合理的理由があり，かつ適切な手当等を行っていること。

１　現状

（１）学生に約束した教育活動等の重要事項

学生に約束した重要事項としては、以下のとおりである。

ア　学生の希望にあわせた多様な分野の専門知識が得られるようなカリキュラムと教員の準備

イ　国際的な法曹を養成する「交換留学生制度」の充実

ウ　きめ細かい学修サポート体制の確立（「教育研究支援システム」の活用、「アカデミック・アドバイザリー制度」（以下、AA 制度という。）の充実など。なお、AA 制度については、7－8 を参照。）

エ　学修環境の整備（専用棟の整備、自習室スペースの拡充など）

オ　子どものいる学生のための保育所の整備

カ　経済的なサポート体制の確立（奨学金など）

（２）約束の履行状況

１.（１）ア～カについて、履行状況を示す。

ア　3 年次のワークショップを整備しつつ、常勤・非常勤を含む第一線の講師陣による教育が行われている。

イ　北米だけでなく、欧州（フランス、ドイツ）やアジア（韓国、台湾）に提携校を拡大し体制を整備している。2013 年度は学生の応募者が増加した。

ウ　従来問題となっていた教育研究支援システムを使わない、あるいは使えない教員は、事務のサポートや教育の成果もあり、わずかである。また、アカデミック・アドバイザリー制度は、人的な側面でも、内容的な側面でも、飛躍的に拡充されている。

エ　自習室の増設要求には、既存の自習室のキャレルの増設に加え、大学が法務大学院棟（27 号館）に隣接する建物（関口ビル＝27-10 号館）の一部を新たに借り上げることで対応した。また、27 号館において学生が飲食に使うことのできるテーブルおよび椅子の増設要求には、27 号館 1、2、3 階の随所にテーブルおよび椅子を増設した。さらに、2012 年度からは、19 号館に修了生用の自習スペース（180 席程度）、グループ学習用ブース、講義室、ロッカー、PC ルームを新設した。

オ　法務研究科棟から隣接する 99 号館（STEP21）に「早稲田大学 学生・

教職員用託児室」があり、子どものいる学生も安心して学修に集中できるようになっている。

カ　早稲田大学出身の法曹（稲門法曹）からの寄付からなる奨学金を充実させ、2012 年度の選抜合格者に対して、年間授業料相当額の給付を開始した。なお、次年度入試においては年間授業料相当額を 15 名程度（法学既修者 12 名、法学未修者 3 名）、秋学期授業料相当額を 70 名程度（法学既修者 50 名、法学未修者 20 名）に対して給付することになっている。

（3）履行に問題のある事項についての手当

自習スペースの確保など施設整備の面ではなお課題があるが、従来問題のあった事項（「教育研究支援システム」の活用、自習スペースの拡充など）についても、継続的な取り組みが行われ、問題の解決について着実に前進している。

（4）特に力を入れている取り組み

自習スペースやグループ学習室の確保には特に力を入れている。

（5）その他

特になし。

2　点検・評価

学生に約束した重要事項については、概ね約束の履行が行われ、なお問題が残る事項についても、継続的な改善努力が行われている。

3　自己評定

合

4　改善計画

学生に約束した重要事項については、自習スペースの確保などいまだ不十分な事項については引き続き改善の努力をするとともに、継続的な点検を怠らず、問題が生じた場合には、迅速に対処する。

第２分野　入学者選抜

２－１　入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

（評価基準）入学者選抜において，適切な学生受入方針，選抜基準及び選抜手続が明確に規定され，適切に公開された上で，選抜が適切に実施されていること。

（注）

① 「適切な選抜基準及び選抜手続」とは，学生受入方針に適合しており，かつ公平，公正であるとともに，法曹養成という法科大学院の目的に照らして，入学者の適性を適確に評価することのできる選抜基準及び選抜手続をいう。「公正」とは，法曹養成と合理的関係のないこと（寄附金の多寡，法科大学院関係者との縁故関係，自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。

② 「適切に実施されている」とは，選抜基準及び選抜手続に従って入学者選抜が実施され，入学者の適性が適確に評価されて，法曹養成という目的に照らし，当該法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されていることをいう。

1　現状

（1）学生受入方針

本法科大学院は、教育研究の目的を以下の通り定め、公表している。

「早稲田大学大学院法務研究科（法科大学院）は、法律学の専門知識を具え、それを批判的に検討し、さらに発展させる創造的な思考力を持つとともに、社会に生起する法律問題を的確に分析し、解決する能力を持つ志の高い法曹の養成、すなわち21世紀の社会をリードする質の高い法曹の養成、これからの日本社会が要求する法曹資格を持った法律専門職の育成を目的とする。」

このような教育研究の目的にかなう優秀な人材を受け入れるため、入学者選抜試験においては、学生受入方針（アドミッション・ポリシー）を次のように定めている。

「早稲田大学では、『学問の独立』の教育理念のもとで、一定の高い基礎学力を持ち、かつ知的好奇心が旺盛で、本学の理念である進取の精神に富む、勉学意欲の高い学生を、わが国をはじめ世界から多数迎え入れる。早稲田大学大学院法務研究科においては、優れた法律家として実社会で活躍できる人材の発掘を第一の目標に、専門知識はもちろんのこと、個々の受験生のバックグラウンドや特徴をも精査し、その資質や能力を総合的に評価し選抜を行う。」

以上の方針に基づき、受験生を含めた各種ステークホルダーに対し、毎年パンフレットや本法科大学院の WEB サイトのみならず、多くの入試説

明会で繰り返し、学生受入方針、選抜基準および選抜手続を明確に説明している（各年度入学者選抜試験要項「入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）」、本法科大学院 WEB サイト「入学者選抜試験の考え方」・パンフレット参照）。

（２）選抜基準と選抜手続

本法科大学院における学生選抜方法は、2011 年度入試から改革を行い、さらに、前回の認証評価での指摘を考慮し、次年度入試（以降、2015 年度入試と記載する）において法学既修者試験の変更を予定している。以下では、2011 年度入試以降における経緯及び各入試の方式について説明するとともに、2015 年度入試での変更点を説明する。

2011 年度入試以降

社会人・法学部以外の出身者を中心に、法科大学院志願者数が全国的に減少する傾向に歯止めがかからないこと（反面、学部で法律学を十分に学んだ現役法学部生の比重が高まりつつあること）、全国的に法科大学院の定員見直しの機運が高まったことを背景にして、入学者の質の確保のため、2011 年度入試（2010 年夏実施）において入学者選抜試験の方式を大幅に見直すこととした。概略は以下のとおりである。

ア　これまで内部振分方式としていた法学既修者の選抜を、法学未修者の選抜と区別し、個別の試験とする外部振分方式に変更した。

イ　入学者定員を 300 名から 270 名に 1 割削減したうえで、法学未修者を約 120 名、法学既修者を約 150 名募集することとし、両試験の併願を認めた。

ウ　法学未修者試験においては、書類審査のほか、小論文試験（100 点）を課し、これらの総合評価により合格者を決定した。また、多様なバックグラウンドを備えた人材を一定数確保するという観点から、社会人または法学部以外の学部出身者を対象に、概ね 50 名を優先的に選抜することとした。ただし、2011 年度入試以降、通常の選抜基準に照らしても社会人・他学部出身者が 50 名を超えて合格することとなったため、これらの受験者を優先的に選抜する特段の措置は必要なかった。

法学未修者試験については、受験生の資質を総合的に評価できる書類審査を重視するため、書類審査と小論文試験の配点は概ね 2：1 とした。書類審査においては、これまで行ってきた評価方法を踏襲し、各種資料の提出を通じて、「知的側面」「情の側面」「意志の側面」「知識の側面」

という４つの側面から受験生の資質を多面的に判断し、適性試験の結果を加味したうえで、法律専門家としての資質があるか否かの観点から、評価を行っている。

エ　法学既修者試験においては、書類審査のほか、択一試験と論述試験からなる法律試験を課し、これらの総合評価により、合格者を決定した。また。法学検定試験委員会が当該年度に実施する『法学既修者試験』の第一部・第二部の試験結果、または前年度に実施した『法学検定試験 2級』（2013 年より『法学検定試験 アドバンスト＜上級＞コース』と名称変更された。以下では、『法学検定試験 アドバンスト＜上級＞コース＞』とする）の試験結果（憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法）を提出することを必須とし、これを択一試験の結果として用いた。

法学既修者試験については、受験生の法的素養を直接的に確認することを重視するため、書類審査と法律審査の配点は概ね 2：5 とした。書類審査においては、前述ウで述べたような能力評価に加えて、法律能力が直接的に確認できる資料（法律系資格の有無、法学検定試験の結果等）も評価の対象としている。

オ　上記の法律試験・小論文試験を通じ、受験生の「書く」能力を、特定の課題について「論じる」能力を問うていた面接試験に代わる評価要素として捉えなおし、従来の面接試験については、これを廃止した。

こうした選抜の在り方は、一方で法科大学院を志向する志願者の実態に合わせて法学既修者の受入を積極的に進めることを意図し、他方で中央教育審議会答申および法科大学院設置基準に示された当初の理念に沿って、学部の専門分野を問わず、社会人を含めた多様なバックグラウンドを持った人材を受け入れることも目指す制度設計となっている。

2015 年度入試の変更点

2011 年に実施された認証評価において、法学既修者試験科目における民事訴訟法及び刑事訴訟法について論述試験を課さず、単位認定を認める点に疑義が指摘されたことを受け、2015 年度以降の法学既修者試験において民事訴訟法及び刑事訴訟法の両科目について論述試験を課すことを決定した。

（３）学生受入方針，選抜基準及び選抜手続の公開

本法科大学院は、当初より学生受入方針、選抜基準、選抜手続等をパンフレット、WEB サイト、入学者選抜試験要項、法科大学院説明会を通じて

適切な時期（例年 6 月）に開示してきたが、2011 年度の入試方式の変更に伴い、さらなる情報の開示に努めた。書類審査については、これまでの選抜方法ならびに選抜基準を踏襲し、これをパンフレット上で公表するとともに、2011 年度入試以降、新たに行われる小論文・択一試験ならびに論述試験の配点と、書類審査との相対的な配点割合を入試要項・WEB サイト上で公表した。

さらに、入試方式の変更に伴う受験生への周知については、十分な猶予期間を持って対応してきた。2011 年度入試（2010 年夏実施）の変更点を 2008 年冬に周知し、以後、説明会、WEB サイトで積極的に広報するとともに、新聞・雑誌等各種メディアを利用した取材にも積極的に応じた。他にも、WEB サイト上で次年度の入試（小論文）のサンプル問題、ならびに前年度法学既修者認定試験の「問題の趣旨」を掲載し、各受験生が、学部等でどのように準備を行えばよいかを周知した。なお、2012 年度入試（2011 年夏実施）より、成績開示制度を入れ、さらに、受験者数、合格者数、倍率も掲載している。2015 年度(2014 年夏実施)のにおける法学既修者試験における論述試験の変更についても 2013 年 9 月に周知を行った。以後、積極的に広報を行う予定である。

（4）選抜の実施

2011 年度入試から上記のような変更に基づき選抜試験を実施した。すなわち、出願後、書類審査を実施し、法学未修者試験においては、さらに小論文試験を実施し、総合評価に基づき合否を決定した。

また、法学既修者試験においては、書類審査を実施後、受験生に対して本法科大学院独自の法律試験を実施した。これらの結果と択一試験として法学検定試験委員会が当該年度に実施した『法学既修者試験』の結果を併せて、総合評価に基づき合否を決定した。

なお、全体の受験者数・合格者数・競争倍率は下表の通りである。

2011年度			2012年度			2013年度		
受験者数（人）	合格者数（人）	競争倍率（倍）	受験者数（人）	合格者数（人）	競争倍率（倍）	受験者数（人）	合格者数（人）	競争倍率（倍）
2,612	856	3.05	2,265	918	2.47	1,741	869	2.00

［注］「n 年度」は自己点検実施年度とし，過去３年分まで記入してください。

（5）特に力を入れている取り組み

学内外での説明会を頻繁に開催し、本法科大学院で学ぶ意義を積極的にピーアールしている。

（6）その他

多様で優秀な人材を確保するために、2012 年度入試から、「交換留学生優先枠（LL.M.コース）」を新設した。本法科大学院が交換留学協定を締結しているアメリカのロースクールに留学し、国際的な法曹を目指す学生を入試において優先的に選抜することとする。優先選抜の概要は、以下の通りである。

〈優先選抜基準〉

次の 2 つの基準を満たすものを対象に、法学未修者試験・法学既修者試験の別を問わずに概ね 5 名を優先的に選抜する。

・学士（法学）の学位を持っていること（見込含む）

・TOEIC スコア 900 点以上または TOEFL(IBT)スコア 95 点以上を持つ者

なお、当該優先枠の適用を「学士（法学）の学位を持つ者」に限定した理由は、2011 年度入試より 2 年短縮課程で学修する法学既修者の数が増加したことを背景としている。アメリカのロースクール・LL.M.コースに入学するためには日本において学士（法学）を取得している必要がある。しかし一方で、アメリカに交換留学をした場合、留学先で修得した単位を互換するとしても、必修科目等の履修の関係から、本法科大学院に 3 年間は在籍しなければ修了できない。従来の入試制度においては、学士（法学）を取得した上で、3 年間標準課程で学修する者も一定程度の数おり、これらの者がその 3 年間のなかで LL.M.コースに留学をすることが多かった。しかし、法学既修者の場合、留学と引き換えに 2 年間で法科大学院を修了するという利点を失う結果となる。このため、本交換留学制度を利用しようとする学士（法学）を持つ者が、大きく減少すること危惧された。そうした観点から、学士（法学）を取得した者を留学に積極的に送り出す目的で、本特別枠が設置されたものである。したがって、学士（法学）を持たない者を交換留学から排除するという趣旨ではなく、これらの者も通常の交換留学制度の枠内において、従前どおり Non-degree コースに留学することは可能となっている。

2　点検・評価

これまでの法学既修者認定試験で培ったノウハウをもとに、公平性・客観性を損なわないよう綿密に計画され、十分に余裕をもって準備を進め、選抜が適切に実施されている。

同時に、受験生に与える影響をできる限り最小限にとどめ、なおかつ円滑な受験準備を進められるよう、十分に早い段階で選抜基準を公表し、WEB サイト、入試要項、大学説明会等を通じて受験生に広報している。あわせて、志願者の受験勉強に資するよう、過去問題とともに「出願の趣旨」を WEB サ

イト上に公開している。

その結果、2011 年度入試における志願者数は 2,612 名と大幅に増加した。しかし、2012 年度入試以降、司法試験全体合格者数が増えず(3000 人目標は撤回され)かつ合格率も低迷し、弁護士会等によるネガティブキャンペーンがなされた結果、法科大学院志願者数が全国的に大幅に減少した。とくに、他学部・社会人の法学未修者コースへの志願者数が激減した。その結果、本法科大学院における入試志願者数も大幅に減少した（2012 年度受験者数 2,265 名：2013 年度受験者数 1741 名）。

なお、2012 年度入試から、「交換留学生優先枠（LL.M.コース）」を新設した。グローバル社会が求める法曹を育成するための有意義な取組みであると評価できる。

3　自己評定

A

4　改善計画

今後、次年度入試以降において、受験者数の増加のために、入試制度のさらなる改革を検討中である。

２－２　既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

（評価基準）法学既修者選抜・既修単位認定において，適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され，適切に公開された上で，選抜・認定が適切に実施されていること。

（注）

① 「適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続」及び「適切な既修単位認定基準・認定手続」とは，関係法令に適合し，公平，公正であるとともに，当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして，法学既修者の適性を適確に評価することのできる選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続をいう。

② 「適切に実施されている」とは，選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続に従って法学既修者の選抜・認定が実施され，法学既修者の適性が適確に評価されて，法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という目的に照らし，各科目の既修単位認定を行うことが相当な者が法学既修者として選抜され，既修単位が認定されていることをいう。

１　現状

（１）既修者選抜，既修単位認定の基準及び手続

2011 年度入試以降

2011 年度入試以降は外部振分による入学者選抜試験として実施された（前項（２）参照）。また、同時に行われたカリキュラム改革で、１年次のカリキュラムから会社法が除外されたことに伴い、択一試験は、会社法を除く 5 科目とした。

各科目の配点は、下表の通りとした。

	民法	刑法	憲法	民訴法	刑訴法	合計
択　一	40	40	40	40	40	200
論　文	150	90	60			300
計	190	130	100	40	40	500

※択一試験については、法学検定試験委員会『法学既修者試験』または前年度に実施した『法学検定試験アドバンスト＜上級＞コース』の受験を必須とし、この成績を用いた。

2015 年度入試以降

2015 年度入試より、法学既修者試験では、従来択一試験のみであった民事訴訟法及び刑事訴訟法の両科目に論述試験を課すことにした。

（2）基準・手続の公開

これらの基準は、全て十分な余裕（4 月）をもって公表されるとともに、入試要項や WEB に明確に記載され、なおかつその通りに実施された。また、2015 年度入試(2014 年夏実施)における変更点については、2013 年 9 月に公表されている。

（3）既修者選抜の実施

既修者選抜試験の受験者数・合格者数・競争倍率は、下表の通りである。

2011年度			2012年度			2013年度		
受験者数（人）	合格者数（人）	競争倍率（倍）	受験者数（人）	合格者数（人）	競争倍率（倍）	受験者数（人）	合格者数（人）	競争倍率（倍）
1,635	516	3.17	1,514	569	2.66	1,166	573	2.00

［注］「法学既修者」とは，当該法科大学院において必要とされる法学の基本的な学識をすでに有すると認められ，入学し在学している者をいう。

「ｎ年度」は自己点検実施年度とし，過去３年分まで記入してください。

法学既修者の入学者数は、下表の通り、入試制度改革の効果もあり、この 2 年間で大幅に増加した。2013 年度の入学者については法科大学院志願者全体の減少していること、本法科大学院において入学者の質を担保するために一定の競争倍率を維持した上で、入学者を確保したため、最終的に入学者数が減少した。

	2011年度		2012年度		2013年度	
	入学者数	うち法学既修者数	入学者数	うち法学既修者数	入学者数	うち法学既修者数
学生数	261人	156人	263人	172人	244人	169人
学生数に対する割合	100%	59.8%	100%	65.4%	100%	69.3%

（4）特に力を入れている取り組み

入試説明会等で十分な説明を行い、WEB サイトやパンフレットでも受験生に正確な情報提供をしている。なお、2013 年度の説明会実施状況は以下のとおりである。

【2013 年度入試】

開催日	会場	内容
4 月 15 日（日）	早稲田大学 8 号館	全体説明会・個別相談会

5 月 13 日（日）	早稲田大学小野講堂	全体説明会・個別相談会
6 月 16 日（土）	ベルサール秋葉原（東京）	個別説明会・個別相談 （新聞社説明会）
6 月 16 日（土）	梅田アウラ（大阪）	資料参加（新聞社説明会）
6 月 23 日（土）	新宿エルタワー（東京）	個別説明会・個別相談 （新聞社説明会）
6 月 23 日（土）	天神ビル（福岡）	資料参加（新聞社説明会）
7 月　1 日（日）	早稲田大学小野講堂	全体説明会・個別相談会

（5）その他

特になし。

2　点検・評価

2011 年度の入試制度改革では公平性・客観性を損なわないよう綿密に計画され、十分に余裕をもって準備を進め、選抜が適切に実施されている。

同時に、受験生に与える影響をできる限り最小限にとどめ、なおかつ円滑な受験準備を進められるよう、十分に早い段階で選抜基準を公表し、WEB サイト、入試要項、大学説明会等を通じて受験生に広報している。あわせて、志願者の受験勉強に資するよう、過去問題とともに「出願の趣旨」を WEB サイト上に公開している。

その結果、2011 年度入試における法学既修者の志願者数は 1,635 名となり、大幅に増加した。全国的に著しく志願者が減少した 2012 年度、2013 年度入試においても、同様に志願者数は減少したものの法学未修者に比べその減少率は小さい。今後の入試について、志願者数の推移をみていく必要がある。

3　自己評定

A

4　改善計画

特になし。ただし、今後の入試状況の推移をみて、改善の必要性等について検討していく予定である。

２－３　多様性〈入学者の多様性の確保〉

（評価基準）入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が３割以上であること，これに至らない場合は３割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

（注）

①　「実務等の経験のある者」とは，各法科大学院が，社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが，最終学歴卒業後３年を経過していない者を含めることは原則として適当でない。

１　現状

（１）法学部以外の学部出身者の定義

2013 年度入試における定義は、次の何れかに該当する（見込の）者である。

ア　法学以外の分野の学位（学士、修士、博士、専門職）を取得したことがある者または 2013 年 3 月までに取得見込の者。

イ　「学士（法学)」の学位しか取得していない者または 2013 年 3 月までに取得見込の者でも、学位取得時点で、修得単位のうち、専門科目における法律科目の単位数が過半数に達しない者。

（２）実務等の経験のある者の定義

出願時点において、官公庁・会社等における勤務経験、自営業、主婦・主夫等、通算して２年以上の社会経験を持つ者。

（３）入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者（実務等経験者を除く）	実務等経験者又は他学部出身者
入学者数 2013年度	244人	18人	25人	43人
合計に対する割合	100.0%	7.4%	10.2%	17.6%
入学者数 2012年度	263人	25人	36人	61人
合計に対する割合	100.0%	9.5%	13.7%	23.2%
入学者数 2011年度	261人	33人	37人	70人
合計に対する割合	100.0%	12.6%	14.2%	26.8%

３年間の入学者数	768人	76人	98人	174人
３年間の合計に対する割合	100.0%	9.9%	12.8%	22.7%

［注］１　「実務等経験者」とは，社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ各法科大学院が定義したものをいう。

２　「入学者数」とは，実際に入学した学生の数をいい，既修者・未修者を問わない。

３　「他学部出身者」とは，法学部以外の学部出身者（法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者）のうち実務等経験者でない者をいう。

４　「ｎ年度」は自己点検実施年度とし，過去３年分まで記入している。

（４）多様性を確保する取り組み

2011 年度入試より、法学未修者試験において「社会人・法学部以外の学部出身者の優先選抜制度を設け[1]、概ね 50 名を優先的に合格させることにしている。2013 年度入試においては、通常の選抜基準に照らしても社会人・他学部出身者が 50 名を超えて合格することとなったため、これらの受験者を優先的に選抜する特段の措置は必要なかった。

（５）特に力を入れている取り組み

入試説明会等で、多様性を重要な理念としていることを強調するとともに、WEB サイトやパンフレットでもその点について情報提供をしている。

（６）その他

2012 年度入試より、法学士の学位を有する英語の実力がある者について、提携先のアメリカのロースクールに交換留学生枠として 5 名程度優先枠を設けている。

２　点検・評価

全国的に社会人・他学部出身者が減少する傾向にあり、本法科大学院についてもその例外ではない。そうした傾向の中にあっても、本法科大学院はおおむね 30%を確保してきたが、2011 年度入試以降、合格者全体の枠組においては 30%を切る結果となり、2013 年度は 20%を切っている。この傾向は、全国的にも終息する見込みはまだ立っていない。今後の入試でもこの傾向は続くことが予想されるが、１つの法科大学院で対応できる問題ではなく、現

[1]入試要項　３頁および 16 頁参照。

状では、推移を見守るしかない。

しかし法学未修者の合格者においては、本法科大学院における社会人・他学部出身者の割合は比較的高く、多様性の観点がより重要となる法学未修者においては、そうした点は十分に反映された結果となっている。

3　自己評定

C

4　改善計画

今後、2015 年度入試以降において、多様性の確保の観点からも、入試制度のさらなる改革を検討中である。

第３分野　教育体制

３－１　教員体制・教員組織（１）〈専任教員の必要数及び適格性〉

（評価基準）法科大学院の規模に応じて，教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

（注）①　専任教員が１２人以上おり，かつ収容定員（入学定員に３を乗じた数）に対し学生１５人に専任教員１人以上の割合を確保していること。

②　法律基本科目の各分野毎に必要数の専任教員がいること。

③　５年以上の実務経験を有する専任教員が２割以上であること。

④　専任教員の半数以上は教授であること。

１　現状

（１）専任教員の数と教員適格

学生収容定員数：810 名（2011 年度より 1 学年が 270 名）

専任教員総数：　77 名[2]

専任教員の数は 77 名（内、専任教員 52 名、兼任教員 5 名、任期付専任教員 20 名）であり、法令による必要専任教員数を満たしている（表 1)。また、兼担教員 32 名、兼任教員 69 名で、教員数の合計は 178 名である。

専任教員の適格性については、専任教員の採用時においては、「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」[3]にしたがって、審査委員会が専任教員候補者の適格性についての実質審査を行い、その審査報告にもとづき教授会において最終判断を行っている。審査においては、担当科目を教えるに相応しい教育能力があるかどうかを、研究業績あるいは実務経験だけでなく、教育実績を含めて多角的に審査している。また、派遣裁判官教員あるいは派遣検察官教員についても、司法研修所等での教官経験など教育経験のある者の派遣を要請している。

[2] 別紙資料「教員一覧」、「教員個人調書」

[3] 別紙資料「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」

（２）法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

表１　入学定員が 200 人以上の場合の専任教員の必要数

公法系の分野４人，刑事系の分野４人，民法に関する分野４人，商法に関する分野２人，民事訴訟法に関する分野２人

	公法系		民　法	商　法	民事訴訟法	刑事系	
	憲　法	行 政 法				刑　法	刑事訴訟法
必要教員数	４人		４人	２人	２人	４人	
実員数	４人	４人	１１人	８人	６人	８人	７人

先端・展開科目の専任教員数は、労働法 4 名、独占禁止法 1 名、環境法 1 名、知的財産法 2 名、国際関係科目の専任教員数は 4 名、基礎法科目の専任教員数は 4 名、外国法科目の専任教員数は 2 名、実務系科目の専任教員数は 11 名である。

（３）実務家教員の割合

専任教員 77 名のうち、実務家教員は 19 名である。実務家教員については、「任期付き専任教員の身分変更に関する法務研究科細則」[4]および「派遣教員の嘱任に関する法務研究科細則」[5]に定める資格要件及び手続にしたがって審査が行われ、実務経験が充分に豊富な教員を採用している。

また、実務家教員が法律基本科目を担当する場合は、採用時に研究者教員と同じ基準による審査を行っている。

（４）教授の数

表 2

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	75人	2人	77人	19人	0人	19人
計に対する割合	97%	3%	100%	100%	0%	100%

（みなし教員は 5 名）

自己点検実施年度の５月１日現在の数（予定を含む）。

[4] 別紙資料「任期付き専任教員の身分変更に関する法務研究科細則」
[5] 別紙資料「派遣教員の嘱任に関する法務研究科細則」

（5）特に力を入れている取り組み

専任教員については、法科大学院として最も高度な教育を実践すべく、優秀な教員の獲得に努めている。

（6）その他

特になし。

2　点検・評価

学生 810 名に対して求められる専任教員数は 54 名であるから、教員人数の割合は基準を充たしている。

教員の適格性については、「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」、「専任教員の昇任に関する法務研究科細則」、「任期付き専任教員の身分変更に関する法務研究科細則」および「派遣教員の嘱任に関する法務研究科細則」に定める資格要件及び手続にしたがって審査が行われており、問題点はない。

3　自己評定

合

4　改善計画

2014 年 4 月 1 日付けで、憲法 1 名、行政法 2 名、商法 1 名、民事訴訟法 1 名、刑法 1 名の教授、商法 1 名の准教授および行政法 1 名の助教が嘱任予定である。

３－２　教員体制・教員組織（２）〈教員の確保・維持・向上〉

（評価基準）継続的な教員確保に向けた工夫がなされ，教員の教育に必要な能力を適切に評価し，その後も維持・向上するための体制が整備され，有効に機能していること。

１　現状

（１）専任教員確保のための工夫

本法科大学院における人事は、研究科人事委員会が、法科大学院設置基準、同認証評価基準および研究科が設置する科目等に照らして策定した人事計画により、具体的条件を提示して、候補者の推薦を求める研究科内公募の形式を採っている[6]。昇任については、「専任教員の昇任に関する法務研究科細則」により、「審査委員会」を構成し審査するものとされている。

いわゆる「ダブルカウント」廃止に向けた対応について、2013 年 4 月の教授会にて、「併任解消に関する異動（案）」[7]を承認し、13 名について 2014 年 4 月 1 日付けで併任を解消することにした。なお、必要教員の人数を越えている専任教員の内、4 名は組織運営上の観点を鑑み、兼務教員とすることとなっている。

（２）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

各科目の教員で構成する懇談会において、常に全国の法学教員の業績動向に目を配っており、人事委員会との連携を密にして優秀な教員を採用すべく努めている。また、研究者を目指す法科大学院生のため、「研究論文指導」や「ペーパー・オプション」、「外国法」等の科目を設置している。さらに、本法科大学院で法務博士（専門職）の学位を取得した者が、法学部の助手・本法科大学院の助教を経て、本法科大学院の専任教員となるキャリアパスの仕組みも設けられている。また、本法科大学院を一定の GPA を満たして修了した者については、本学法学研究科の博士後期課程における自己推薦による入試を受験することも可能である。

（３）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

FD 委員会主催の教員研修会を定期的に開催し、教員相互の研鑽に務めている。同研修会では、在学生や卒業生を招いてスピーチをしてもらっており、学生の要望や意見を知る機会としても活用している。2014 年 1 月には、従来のスタイルを変えて、公法、刑事法、および民事法というグループに

---

[6] 別紙資料「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」第 9 条、第 11 条

[7] 別紙資料「併任解消に関する異動（案）」

分かれて実体法と手続法の担当教員間の相互の授業方法の現状と課題について意見交換が行われるなど、工夫も見られる。また、教員の採用については、「専任教員嘱任に関する法務研究科細則」、昇任については、「専任教員の昇任に関する法務研究科細則」を定めている。

（4）特に力を入れている取り組み

教員の教育能力の維持・向上については、各科目懇談会の中で、授業で用いる教材の作成、期末試験問題の作成などの過程を通じ、教員間の協力関係を密にして、各教員の教育能力の維持・向上に努めている。

継続的な教員確保に向けた取り組みについては、若手教員の育成に努め、本法科大学院の１期生から准教授が誕生しているほか、その後も修了生が若干名、助手や助教に採用されている。

（5）その他

特になし。

2　点検・評価

「現状」において記述した方法により、教員として優秀な人材の確保ができているものと考えられる。次世代を担う教員の育成についても、「助教に関する法務研究科内規」を定め、若手研究者の任用・育成に努めている。

3　自己評定

A

4　改善計画

「現状」および「点検・評価」において記述したように、教員としての優秀な人材の確保はできているものと考えているが、3－4 で記述するように、10 年後の年齢構成を考えると、優秀な若手教員の補充・養成が重要な課題である。若手教員の養成の点では、選択科目として、「研究論文指導」、「ペーパー・オプション」、「外国法」の科目を学ぶことができるなどの配慮をしているが、なおいっそうの体制整備が必要であると考えている。

３－３　教員体制・教員組織（３）〈専任教員の構成〉

（評価基準）教員の科目別構成等が適切であり，バランスが取れている等，法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

1　現状

（１）専任教員の配置バランス

	クラス数		専任教員数（延べ人数）	クラス毎の履修登録者数平均	
	専任（　）はみなし専任	専任以外		専任	専任以外
法律基本科目	186(6)	5	70	28.8	36.2
法律実務基礎科目	49(4)	2	34	28.1	32.5
基礎法学・隣接科目	19(0)	9	17	29.2	19.9
展開・先端科目	120(5)	32	73	18.0	12.0

［注］

1. 専任教員には，みなし専任教員を含む。
2. 専任教員とそれ以外の教員の共同授業は，専任教員のクラスとしてカウントする。
3. 専任教員とみなし専任教員の共同授業は，専任教員のクラスとしてカウントする。
4. クラス数及びクラス毎の履修登録者数平均については，開講されていないものはカウントしない。
5. オムニバス科目については、１科目１教員としてカウントする。
   １つのクラスを３名の教員が毎回担当する場合は、専任教員分だけをカウントする。
6. 慶應義塾大学法科大学院、上智大学法科大学院設置科目（本法科大学院との間の単位互換協定）については、各法科大学院の専任教員は専任教員としてカウントする。

3－1 の表 1 に記載のとおり、憲法 4 名、行政法 4 名、民法 11 名、商法 8 名、民事訴訟法 6 名、刑法 8 名、刑事訴訟法 7 名、労働法 4 名、独占禁止法 1 名、環境法 1 名、知的財産法 2 名、国際関係科目 4 名、基礎法科目 4 名、外国法科目 2 名、実務系科目 11 名を有し、科目間の配置バランスは適正である。

（２）教育体制の充実

充実した専任教員を有するが、さらにまた、兼担教員 32 名、兼任教員 69 名を有し、教育体制は充実している。法律基本科目では、専任教員を中心に、授業内容の共通化、水準確保のために共通のシラバスを作成し、授業を行うようにしている。また、定期試験の出題、採点基準についても専任

教員、兼担・兼任教員と共に打合せを行いながら、実施していることが多い。これは、一部の展開・先端科目（労働法Ⅰ・Ⅱ等）についても同様である。さらに、一部の科目（ジェンダーと法などオムニバス形式の科目）では、研究者教員と実務家教員が連携して教育を行っている。

（３）特に力を入れている取り組み

各科目懇談会と法務研究科人事委員会が連絡を密にして、常に各科目担当者の要望に応じた教員構成になるべく務めている。

（４）その他

特になし。

２　点検・評価

「現状」において記述したとおり、法律基本科目を担当する各専任教員は、いずれも科目適合性の観点から適格性を充足しているものと考える。

法律基本科目に関する各分野について、必要とされる専任教員数は、公法系 4 名、民法に関する分野 4 名、商法に関する分野 2 名、民事訴訟法に関する分野 2 名、刑事法系 4 名以上であり、上記表のとおり、各科目とも必要教員数を充実している。

３　自己評定

A

４　改善計画

2014 年 4 月に専任教員 3 名を新規嘱任することが決定しているが、そのうち憲法担当者が 1 名、刑法担当者が 1 名、行政法担当者が 1 名である。

３－４　教員体制・教員組織（４）〈教員の年齢構成〉

（評価基準）教員の年齢構成に配慮がなされていること。

１　現状

（１）教員の年齢構成

専任教員の年齢構成については、50 代、60 代の専任教員が多く、40 歳以下の専任教員が少ない。今後の人事政策として 40 歳以下の若手研究者教員の補充が課題となる。

表 3

		39 歳以下	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	計
専任教員	研究者教員	3 人	6 人	19 人	30 人	0 人	58 人
		5%	10%	33%	52%	0%	100.0%
	実務家教員	0 人	6 人	6 人	7 人	0 人	19 人
		0%	32%	32%	36%	0%	100.0%
合計		3 人	12 人	25 人	37 人	0 人	77 人
		4%	16%	32%	48%	0%	100.0%

年齢は，評価実施年度の５月１日時点での年齢に基づくこと。

（２）特に力を入れている取り組み

若手教員の確保については、助教の採用を積極的に進め、助教から専任教員に採用するキャリアパスを構築している。

（３）その他

特になし。

２　点検・評価

教員の年齢構成につき、教育の多様性や教育・研究水準の維持発展の観点から 10 年後の年齢構成を考えたとき、教員の補充に際しては、40 歳以下の若手教員を積極的に採用すること、次世代を担う法科大学院教員の養成が大切であると考えている。

３　自己評定

B

4　改善計画

次世代を担う法科大学院教員の養成を進めることとしたい。特に助教の採用を積極的に進めることが重要であり、2014 年 4 月に 1 名を嘱任予定である。

３－５　教員体制・教員組織（５）〈教員のジェンダーバランス〉

（評価基準）教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

１　現状

（１）教員のジェンダーバランス

表 4

教員区分 ＼ 性　別	専任教員		兼担・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	55 人	17 人	43 人	42 人	157 人
	35%	11%	27%	27%	100.0%
女	3 人	2 人	7 人	9 人	21 人
	14%	10%	33%	43%	100.0%
全体における女性の割合	6.5%		15.8%		11.8%

評価実施年度の５月１日現在の数を記載のこと。

（２）特に力を入れている取り組み

現在の女性教員の割合の低さは、女性の法学研究者の絶対的な不足という要素があり、やむを得ない面もあるが、それだけに現時点において特に力を入れて取り組むべき課題と考えており、人事委員会でも検討を続けている。

（３）その他

特になし。

２　点検・評価

女性の専任教員は 5 名（6.5%）であり、少ない。女性の法学研究者教員を確保することは困難な状況にあるが、教員のジェンダー構成の適正化を考えて、新規嘱任については、女性教員の採用に努力している。2012 年には、准教授として、1 名の女性教員を嘱任しており、また、2014 年には、助教として、1 名の女性教員を嘱任予定である。

３　自己評定

C

4　改善計画

「点検・評価」で述べたとおり、女性教員の採用に努力をしている。2012年には、准教授として、1名の女性教員を嘱任しており、また、2014年には、助教として、1名の女性教員を嘱任予定であるが、引き続き女性教員の採用に努力していきたい。

３－６　教員支援体制（１）〈担当授業時間数〉

（評価基準）教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

１　現状

（１）過去３年間の各年度の教員の担当コマ数

【2013 年度】

教員区分 ＼ 授業時間数	専任教員				みなし専任教員		兼担教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
最　高	5.07	4.2	4.67	4.33	3	2	3	3.13	1	1	１コマ 90分
最　低	1	0.2	0.87	1	2	1	1	0.07	1	1	
平　均	2.12	2.02	3.01	2.26	2.2	1.35	1.24	1.16	1	1	

【2012 年度】

教員区分 ＼ 授業時間数	専任教員				みなし専任教員		兼担教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
最　高	4.40	5.4	4.67	5.33	2	3	0.07	0.07	1	0	１コマ 90分
最　低	1	1	1	1	1	1	3	3.13	1	0	
平　均	2.12	1.98	2.61	2.72	1.8	1.96	1.21	1.21	1	0	

【2011 年度】

教員区分 ＼ 授業時間数	専任教員				みなし専任教員		兼担教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
最　高	5	5.33	4.67	4	2	3	3	4	0	0	１コマ 90分
最　低	1	1	0.40	0.33	1	1	1	0.13	0	0	
平　均	2.29	2.02	2.92	2.36	1.8	1.83	1.31	1.42	0	0	

［注］　１　教員が「当該法科大学院」において担当する週当たりの最長，最短及び総平均授業時間（コマ数）を記載してください。

２　兼担教員については，当該法科大学院において法律基本科目を担当している者のみ記載してください。

３　「備考」欄に１コマが何分であるかを記入してください。

４　上記データを算出するに当たって作成した該当教員の担当コマ数の一覧も根拠資料とし保存

しておくこと。

（２）他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

【2013 年度】

教員区分 ＼ 授業時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
最　高	10.33	10.33	6.27	6.33	3	2	1 コマ 90分
最　低	2.33	0.2	2	2	2	1	
平　均	6.11	6.26	4.23	3.65	2.2	1.35	

【2012 年度】

教員区分 ＼ 授業時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
最　高	9.13	11.33	7	9.33	2	3	1 コマ 90分
最　低	1.5	1	1	1	1	1	
平　均	5.32	6.15	3.47	4.05	1.8	1.96	

【2011 年度】

教員区分 ＼ 授業時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
最　高	10.4	11.33	7.2	9.33	2	3	1 コマ 90分
最　低	1.13	1.13	1	1	1	1	
平　均	6.47	6.37	3.53	3.41	1.8	1.83	

［注］　１　専任教員が「当該法科大学院」及び当該大学の法学部，他学部，他大学（法科大学院を含む）において担当する週当たりの最長，最短及び総平均授業時間（コマ数）を記載してください。
２　「備考」欄に１コマが何分であるかを記入してください。
３　上記データを算出するに当たって作成した該当教員の担当コマ数の一覧も根拠資料とし保存しておくこと。

（３）特に力を入れている取り組み

特になし。

（４）その他

特になし。

2　点検・評価

本法科大学院の教員は、授業準備に多大な時間を費やしている。授業において、対話形式で、短時間に高い水準をもった情報の提供と討論を実現するため、教員は専門的情報の整理のみでなく、授業の進め方についても事前の周到な準備を必要とする。さらに、授業の効果を測定するために、定期的なレポートを学生に作成させる方法を採用している教員にとっては、このレポートの採点作業にも多くの時間を要する。このような目標・現状のもとでの教育実践においては、その授業の質を維持するために、教員の授業担当コマ数を制限することが重要になる。

そのため本法科大学院では、「法務研究科教員の服務等に関する内規」において、「教員は、本学において通年で 16 単位（1 週平均 4 時限（1 時限は 90 分とする））以上の各授業科目および研究指導（以下、「授業等」という。）を担当することを原則とし、「通年で 30 単位（1 週平均 7.5 時限）を超えて授業等を担当することはできない」としているが、本法科大学院の多くの教員が法学部・大学院法学研究科の授業を兼担しており、この制限を超える教員もいる。同内規では、そうした場合には、「通年で 30 単位（1 週平均 7.5 時限）を超えて授業等を担当しなければならないときは、その理由を附して研究科長に申請をしなければならない。研究科長は、教授会の承認を得て、これを許可するものとする。」と定め、やむを得ない場合に限って、これを認めることとしている。

多くの教員については、担当授業時間数が、授業の準備等に要する時間等も考えて適当であると考えられる。問題としなければならないのは、授業担当時間数が基準を超えている教員が依然としていることである。この点については、本法科大学院の授業の充実という観点から、早急に改善をしなければならない。一方、担当授業時間数の平均の数値をみると、一定の改善傾向が見られる。すなわち、2012 年度以降、新規嘱任による増員が行われるとともに、学生の構成が既修中心となったことにともなって 1 年次クラス数が減少したため、専任教員の担当授業時間数が改善の方向に向かっていると考えられる。

3　自己評定

B

4　改善計画

教員の授業負担を軽くする必要は広く認識されている。また、2014 年 4 月からは法学部・法学研究科と法務研究科との併任が原則として解消され、2012 年度併任 18 名が、2014 年度には兼務教員 4 名となる。すなわち、13 名について併任の負担が解消される(内、1 名は退職)。そして、2014 年度の専任教

員の新規嘱任は、8 名（うち任期付き専任教員 5 名）である。これらの結果、専任教員数は、2012 年度 77 名（うち任期付き専任教員 21 名）、2013 年度 77 名（任期付き専任教員 20 名）に対し、2014 年度には専任教員 64 名（うち任期付き専任教員 18 名）となる。1 年次の授業数の減少とあわせて、担当授業時間数の改善を見込むことができる。

授業担当時間数が基準を超えている教員については、法学部・法学研究科・法務研究科での担当授業を点検し、調整することも検討していく。

３－７　教員支援体制（２）〈研究支援体制〉

（評価基準）教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

１　現状

本法科大学院は、法学教育における理論と実務の架橋を目標としているが、その教育目標の達成は、教員が実際に取り組んでいる具体的紛争や理論研究のなかで感じている緊張の一端を、迫力をもって学生に伝えることで実現する部分がある。それゆえ、教員には、その研究を支援する体制を保障する必要がある。以下、経済的支援体制、施設・設備面での支援体制、人的な支援体制、研究休暇にかかわる支援体制について、現状の確認と評価を行う。

（１）経済的支援体制

専任教員が個人で行う学術研究を助成するため、個人研究費として年間212,000 円、学会出張補助費として 90,000 円、海外学会出張補助費として110,000 円、複写代補助費として 3,000 円が支給されている。このほか、専任教員が個人または共同で行う研究に対し、大学が助成する特定課題研究助成費（25 万円〜500 万円）がある。学会活動を支援するための学会経費補助金・大会開催補助金・懇親会補助金、学術論文掲載料補助費、学術研究書出版制度、講演会に対する補助金、国際的ワークショップ等開催助成費などの支援もある。図書費・図書資料費・データベース資料費として 2,106 万円が本法科大学院に予算配分されている。

外部の競争的研究資金の獲得もおこなわれており、本学研究推進部が中心となって、競争的研究資金の獲得のための精度の高い支援体制もできている。この関連で、外部資金の公正で適正な支出という点を確保するための、職員による教員への助言・支援体制も、相当に厳格な基準で構築・運用されている。

（２）施設・設備面での体制

専任教員・兼担教員には、個人研究室（21.12 ㎡）と PC が貸与され、PC は学内 LAN に接続されており、図書館のサーバーを経由して全世界の判例や雑誌論文、新聞記事等を検索・印刷することができるほか、「教育研究支援システム」によって、法学研究に必要な国内情報（判例、学術雑誌、法令、新聞・雑誌記事、行政情報等）のほぼすべてにアクセスできる環境が整っている。

「教育研究支援システム」については、学外においてもアクセスが可能な設計となっているため、自宅の PC でも、教材を提示することが可能であ

る。また、研究室棟 8 号館 9 階、11 階には、コピー室が設置されており、コピーの作成が研究室の直近でできる体制となっている。

（３）人的支援体制

教員総数	職員総数	RA の総数	TA の総数
77名	17名	8名	30名

［注］　１　「教員総数」は、2013年5月1日現在の総数。
２　「職員」とは、学校法人との契約関係に基づき、法科大学院の事務を担当している者を指します。専従者、派遣職員、パート等を含み、雇用形態は問いません。パートの人数は、フルタイムの人数に換算。
３　「TA」とは、教育的配慮の下に、法科大学院の学生に対する教育的補助業務を行う者を指し、その名称を問わない。

教員の研究活動を直接的に支援するためのスタッフとして、職員（専任職員・嘱託職員・派遣職員）17 名とリサーチ・アシスタント（RA）8 名（2012 年度秋学期 11 名（751 時間稼働）、2013 年度春学期 8 名（920 時間稼働））が配置されている。

また、教員の研究支援という点からは、多くの時間と労力を必要とする教員の教育活動について人的支援を行うことにより、間接的ながら研究をサポートする体制もとられている。具体的には、ティーチング・アシスタント（TA）53 名（2012 年度秋学期、2013 年度春学期の延べ数）が配置され、教材作成や授業補助（法廷教室の機器類の操作等）に当たっている。TA は使用時間数で予算化されており、2013 年度においては、7500 時間が本法科大学院に割り当てられている。

（４）在外研究制度

特別研究期間制度として 2012 年度 1 名、2013 年度 3 名が適用を受け、海外もしくは国内の大学・研究機関で研究をおこなっている。適用者は授業担当を免除され、自身の研究に集中する機会が与えられている。また、海外で特別研究期間を実施するものには 350 万円を上限として旅費・滞在費が支給されている。

（５）紀要の発行

本法科大学院および本学法学部の専任教員が会員となっている団体として、早稲田大学法学会がある。法学会が機関紙として「早稲田法学」（本法科大学院教員・本学法学部教員が執筆資格を有する）を 1 年に 4 回発行し、「早稲田法学会誌」（本法科大学院生・本学法学研究科生が執筆資格を有する）を 1 年に 2 回発行しており、厳しい査読を経た、質の高い論文が掲載されている。

また、紀要ではないが、本法科大学院承認学生研究活動団体であるLAW & PRACTICEが1年に1回発行している「LAW & PRACTICE」は、日本で唯一の学生編集法律雑誌である。「理論と実務の架橋」という編集理念のもと、創刊以来、その内容を充実させてきており、最新の第7号では224頁にわたって、その編集理念にふさわしいテーマの質の高い論文が掲載されている。校正作業では、学生諸君による精密で厳しい意見が形式のみならず内容についても執筆者に寄せられる。そして、最新の第7号では、裁判員制度の検証や東日本大震災に関わる法律家の役割など、「理論と実務の架橋」という理念に基づいて様々な企画・編集上の工夫がなされてきている。

（6）特に力を入れている取り組み

特になし。

（7）その他

特になし。

2　点検・評価

本法科大学院の専任教員は、それぞれの属する学会において先端的な研究を展開しており、このことは、本法科大学院には研究支援する体制が一般的に実現されていることを証するものであると考えられる。専任教員による国内外の学会での研究報告、研究論文の作成、学外研究資金の獲得、そして本法科大学院での国際研究会議の開催などの高い質と量は、本法科大学院における研究支援体制が整っていなければ実現し得ないものである。このようなことから、教員の研究活動を支援するための制度・環境は整えられていると評価される。

まずは、教員の人的な点からの研究支援体制は、各個々の職員やRA、TAの努力により、必要とする支援は十分に確保されていると考えられる。しかしながら、178名の教員と647名の学生を抱え、374クラスの学科目を展開している本法科大学院の教員の教育研究及び学生の学習を支援する人的体制としては、なお不十分であると認識している。とりわけて、職員については、夜遅くまでの勤務となることが多く、労働条件の改善が望まれるところである。週休二日制が完全実施され、土曜日出勤の職員については、振替休日を取ることになっているため、事務所内での担当者がそろわず事務が一部停滞することもあり、変則的週休二日制の運用については、なお改善の必要があるように思われる。なお、2012年度から1名が増員され、17名となった。

3　自己評定

A

4　改善計画

一部の職員の負担は依然として大きく、引き続きその増員を希望している。

第４分野　教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

４－１　教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（１）〈ＦＤ活動〉

（評価基準）教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

１　現状

（１）組織体制の整備

教育内容・教育方法の改善活動の取り組み体制は、前回認証評価時と変わらず、法務研究科規程第 14 条別表第 1 で「教授方法・効果（Faculty Development）に関する事項」を所管するとされる FD 委員会がその中心に置かれている。同委員会は、2 年任期の委員 5 名および職務上の委員である教務担当教務主任からなり、一部の委員を除いて任期満了により交代する。現在、FD 委員会の構成は、職務上の委員を除き、民事系 2 名、刑事系 1 名、先端・発展系 1 名、実務系 1 名（実務家教員 1 名）である。

また、担当分野毎の FD 活動を含めた教学事項に関する組織として、法務研究科規約第 14 条別表第 2 に基づき、民事法系、企業法系、刑事法系等の 8 つの教学懇談会が設置されており、これらの教学懇談会において、カリキュラムの編成、シラバスや授業内容のクラス・科目間での統一と調整、授業方法の検討などが行われている点も、従前と変わらない。

（２）ＦＤ活動の内容

前回認証評価までと同じく、FD 委員会は、①FD 研修会の実施（各学期につき１回）、②教員間における授業の相互参観（各学期につき１回）、③受講生による講義評価アンケート（各学期につき中間・期末の２回）を企画・実施しており、②の実施状況、③の結果概要については教授会において報告がなされている。なお、FD 研修会の実施、授業の相互参観、講義評価アンケートに関する記録は、事務所において保存している。

このほか、FD 委員会においては、その都度の現状認識や、教員からの要望等に応じて、随時、上記①②③の実施内容・方法に工夫や修正をほどこしたり、FD 活動に関わるその他の新しい方策について検討を行い、教授会において提案するなどしている。

（３）教員の参加度合い

各年度、春・秋学期に 1 回ずつ、教授会の終了後に FD 研修会が実施されている。2012 年度春学期研修会（2012 年 5 月 16 日）は「基礎学力」をテーマとし、教員 2 名から、学内で同年 3 月に実施された「統一基礎学力確

認試験」の結果、未進級学生の状況について、アカデミック・アドバイザー1名から、1年生を対象としたフォローアップゼミの状況についてそれぞれ報告がなされ、それをうけて意見交換が行われた（出席者48名）。2012年度秋学期研修会（2013年1月6日）は、「既修者コース入学者の現状と課題」と題して実施され、必修科目の担当教員 3 名から、以前と比べて法学既習者の入学者が大幅に増加した必修科目各クラスの現状について報告を受け、それをもとに、法学既習者を念頭に置いた講義方法・カリキュラム等のあり方について意見交換が行われた（出席者41名）。2013年度春学期研修会（2013年9月11日）では、「成績評価とその学生への還元方法」をテーマとして採り上げ、必修科目、選択科目、実務系科目をそれぞれ担当する 3 名の教員に成績評価の方法等について報告してもらい、それをうけて意見交換が行われた（出席者35名）。

（４）外部研修等への参加

外部の各種研修会等については、各教員にその実施情報を周知し、参加を促すこととしているが、参加者は必ずしも多くない。

学内の新任教員向けの研修会に関しては、2012、2013 年度とも、4 月実施の「新任教員セミナー」に当該年度の新任教員が参加しているほか、2012年7月31日開催の「新任教員向け 1Day FD プログラム」にも4名の教員が参加している。

また、本法科大学院においては随時外部からの見学者を受け入れており、2012年度には、法務大臣一行（2012年3月2日、3名）、司法研修所（2012年5月25日、13名）、東京弁護士会（2012年10月17日、28名）が、2013年度には、文部科学大臣政務官一行（2013年4月23日、6名）、公明党・法曹養成に関するプロジェクトチーム（2013年6月3日、20名）などの来訪・見学があった。

（５）相互の授業参観

2012年度、2013年度も、従来と同様、春学期と秋学期の2回、授業の相互参観期間を設け、相互参観を実施した。専任教員に対しては、原則として各年度内に少なくとも一度は授業見学をするよう要請している。事務所に届けられた数によると、2012年度春学期は見学教員数19名、被見学コマ数は20コマ、2012年度秋学期は見学教員数16名、被見学者コマ数は16コマ、2013年度春学期は見学教員数17名、被見学授業は17コマであった。

（６）成果に結びつかせるための方策・工夫

学生による講義評価アンケートの結果は、後述するように（4-2 1(2)）、当該科目の担当教員に通知されており、また、複数のクラスが開講されて

いる必修科目においては、当該必修科目の全クラスの平均点も併せて伝えられている。これにより、担当教員は、自分の担当クラスの評価が、当該必修科目の他のクラスとの比較においてどのような位置づけにあるかを知ることができ、必要に応じて講義方法の修正・改善を図るための手がかりを得ることができる。

相互授業参観においては、参観した教員に対して、参観した授業の感想等を「所見メモ」として提出するよう促している(2012 年度春学期は 16 件、2012 年度秋学期は 15 件、2013 年度春学期は 11 件の所見メモの提出があった)。これによって、相互授業参観の機会は、参観を受けた教員側にとっても講義方法の改善等に役立つものとなっている。

FD 研修会においては、その都度、多数の教員が関心を寄せていると思われる課題・問題点をテーマとして設定し、また、各回のテーマ設定・報告者の選定に偏りが生じないよう工夫がなされている。研修会における報告・議論の内容は、各教員において意識改革や担当授業の改善等に有用な効果を上げているだけでなく、カリキュラム検討委員会、FD 委員会、長期戦略委員会等に持ち帰られて、更なる方策の検討素材となっている。

（7）特に力を入れている取り組み

特になし。

（8）その他

FD 委員会においては、上記の主要な 3 つの活動（4-1 1(2)に挙げた①②③)のほか、他大学に見られる特徴ある FD 活動等を参考にしながら、随時、新たな活動の導入も検討されている。その一例として、一部の講義を録画し、教員間でその閲覧ができるようにする、という方策の導入の可否が目下検討されているところである。

2　点検・評価

FD 委員会の構成・組織は適切に行われている。また、同委員会からの教授会での報告・提言ならびに FD 研修会において、その問題意識は、教授会構成員に共有されている。

FD 研修会については、各学期に 1 回ずつ（年 2 回）必ず実施されている。テーマ設定・報告者にも偏りが生じないよう工夫がなされており、報告者による報告も自身の経験に即した多彩・有益な内容で、その後の質疑・意見交換も活発である。

これに対し、相互授業参観は、教員の参加率が比較的低調である。その理由として考えられるのは、第 1 に、法科大学院発足時から相互授業参観を実施しているため、各教員は、既に自分の担当する科目ないし関連する科目の

授業について既に何度も参観していること、第 2 に、約 2 週間に限定された参観期間中、必ずしも時間がとれない場合があること、などが考えられる。依然として参加率の向上が課題といえる現状にある。
（講義評価アンケートについては、4-2 2 において述べる。）

3　自己評定
B

4　改善計画
相互授業参観の参加率向上が、目下第一の課題である。引き続き、教授会等において参観実施の周知徹底を図るほか、推奨授業の設定、FD 研修会と抱き合わせにした企画の実施、参観時期・期間の修正など、諸々の方策の可能性について考える必要がある。
また、新しい試みとして、講義の録画・閲覧制度（上記 4-1 1(8)）の導入についても、引き続きその可能性を検討していきたい。従前から、新任教員が本法科大学院の講義方法等に関して事前に参照できる資料が必要ではないか、という点が指摘されていたが、講義録画資料はこの要請に応えるものとなり得る。また、実施期間が限られているという点が相互授業参観が低調に止まっている理由の１つだとすれば、将来的には、学期中いつでも可能な「録画講義の貸出・閲覧」をもって、相互授業参観を補完する方策として位置づける、ということも考えられるように思われる。
なお、外部研修への参加・外部見学についても参加率が低調であるが、これも引き続き周知を図るとともに、その参加者には感想を提出してもらい、教授会等での情報共有を図っていきたいと考えている。

４－２　教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（２）〈学生評価〉

（評価基準）教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

１　現状

（１）学生による授業等の評価の把握

従前と同様、FD 委員会が主体となり、教育研究支援システムを利用して WEB 上で無記名の学生アンケートを実施している。同アンケートは、2009 年度秋学期以降、授業期間中（中間）、授業期間終了直後（期末）の 2 回に分けて実施されており、2012～2013 年度もこの実施方法を踏襲している。

なお、学生の回答率は、2012 年度春学期中間が 64.2 パーセント、同期末が 46.6 パーセント、2012 年度秋学期中間が 56.0 パーセント、同期末が 32.9 パーセント、2013 年度春学期中間が 65.8 パーセント、同期末が 44.1 パーセントであった。各年度とも、春学期より秋学期の方が、また、各学期においては中間よりも期末の方が、回答率が低くなる傾向が見られる。

中間アンケートは、教員側が早期に授業方法等に改善を施すことができるようにするという趣旨の下、学期中に実施されているもので、「1　予習課題の量」、「2　授業内容の難易度」、「3　授業内容の量」、「4　事前準備の指示・課題の出し方の適否」、「5　質問への対応の適否」についてそれぞれ５段階で評価を問うとともに、自由回答欄を設けている。期末アンケートは、学期末の試験終了後に実施され、「1　学生自身の授業への取り組みの熱心さ」、「2　授業内容の難易度」、「3　シラバスの書き方の適切さ」（2013 年度春学期からは、「3　授業の内容・進行がシラバスの記載に適合していたか」に修正）、「4　双方向の授業等、学生の参加の機会が与えられていたか」、「5　学生自身にとって良い授業であったか」をそれぞれ５段階で評価を問うとともに、自由回答欄を設けている。

アンケートの結果（数値）は、本法科大学院の設立当初と比べて向上しており、現状ではおおむね高い評価を得ているということができる。下表は、各学期の期末アンケートの質問項目のうち、「5　学生自身にとって良い授業であったか」に寄せられた回答の平均値の推移を示したものである（2010 年度までの数年間と比較すると、2011～2013 年度の数値は若干低いが、依然として高い水準を維持しているということができる）。

年　度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013※
ポイント (5 点満点)	3.83	4.04	4.01	4.20	4.35	4.21	4.31	4.11	4.16	4.16

(※「2013 年度」は春学期のみの集計結果である。)

反面、アンケートの結果から、必修科目間または同一必修科目を担当する教員間において、場合によってその評価に有意な差が見られるなど、今後の課題とすべき点も明らかになっている。

（２）評価結果の活用

アンケートの結果は、各質問項目に関する数値、自由回答欄に寄せられた意見・感想等、原則としてその全てを担当教員に通知している。必修科目の場合には、当該必修科目の全クラスの平均点を示した表も併せて配布しており、各教員は、自分の講義に寄せられた評価を当該必修科目全クラスとの対比において知ることができるようになっている。また毎回、実施されたアンケートの総合的な分析結果が、教授会において報告・配布されている。

各担当教員には、アンケート結果に対する所感・コメントの提出を求めており、提出された所感・コメントについては、教育研究支援システムを通じ、履修学生に対して公表している。

（３）アンケート調査以外の方法

メーリングリストによる目安箱を設け、学生が直接執行部に意見、要望を伝えることができるようにしている。

（４）特に力を入れている取り組み

特になし。

（５）その他

特になし。

２　点検・評価

アンケートの回答に見られる学生の満足度は、総じて高い水準にあると考えられる。また、自由回答欄についても、当該教員や授業のあり方それ自体を激しく批判するような意見は非常に少なくなっている。これは、各担当教員がアンケートの結果をうけ、必要に応じて授業の内容・方法等に改善を加えてきた成果だといえる。

また、2009 年度秋学期から始まった、学期中に 2 回アンケートをとるという制度は、学期中のアンケート結果をうけて教員側が講じた改善等につき、学期末に再度アンケートでの評価を受けるというものであり、学生の意見・要望への対応や改善等を行う教員のモチベーションを高める方策として、既に一定の有効な機能を果たしているものと見受けられる。

他方、学生によるアンケートへの回答率について見れば、中間アンケートにおいてはそれがある程度まで確保されているものの、授業期間終了後の期末アンケートにおいては必ずしも高くなく、その傾向は 2012～2013 年度においても変わらない。引き続き、回答率の確保・向上に向けた方策を考える必要があろう。

3　自己評定

B

4　改善計画

第一に、アンケート回答率の向上が課題である。学生側にアンケート回答を動機づけるには、アンケート結果に対する教員側からの対応・回答が学生側にもよく見えるようにすることが不可欠であり、そのためには、これまで以上に、アンケート結果に対する教員からの所感・コメントの提出、または授業内での応答・改善等を周知していくことが必要である。また、アンケートの匿名性についても、学生に対し引き続き周知徹底する必要がある。

第二に、アンケート結果に現れた必修科目間、各クラス間での評価・意見等の有意な差について、それに対してどのような対応策を講じていくかについても、今後の検討課題である。

第５分野　カリキュラム

５－１　科目構成（１）〈科目設定・バランス〉

（評価基準）授業科目が法律基本科目，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目のすべてにわたって設定され，学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

（注）

①　「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」するとは，必修や選択必修の構成，開設科目のコマ組みや履修指導等で，バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には，修了までに「法律実務基礎科目のみで１０単位以上」，「基礎法学・隣接科目のみで４単位以上」，かつ「法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で３３単位以上」が履修されるように，カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。

１　現状

（１）開設科目（2013 年度）

2013 年度の開講科目は以下の通りである。

科目群	開設科目数	単位数	うち必修科目数	うち必修単位数	うち選択必修科目数	うち選択必修単位数
法律基本科目群	76	162	25	60	0	0
法律実務基礎科目群	26	52	3	6	23	46
基礎法学・隣接科目群	26	52	0	0	26	52
展開・先端科目群	116★	229★	0	0	1	2

［注］　上記「必修」には選択必修を含む。

★のうち 11 科目、22 単位は、本学大学院法学研究科との合併科目。

★のうち 18 科目、35 単位は、慶應義塾大学法科大学院、上智大学法科大学院設置科目（本法科大学院との間の単位互換協定）。

※法律基本科目応用演習は、各科目を１科目としてカウントした。

例：「民法応用演習（秋山）」「民法応用演習（山野目）」で２科目

（２）履修ルール

これらの開設科目については、「学生の履修が各科目のいずれかに過度に

偏ることのないように配慮」して設定されている。

第一に、法律実務基礎科目は、修了までに、必修 3 科目 6 単位（法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎）および選択必修 2 科目 4 単位（科目名は別添、学科目配当表参照）、合計 5 科目 10 単位を履修しなければならない。必修 3 科目 6 単位のうち、法曹倫理および民事訴訟実務の基礎は、2 年次春学期または 3 年次春学期のいずれかに、刑事訴訟実務の基礎は、2 年次秋学期または 3 年次秋学期のいずれかに履修することができる（なお、「4　改善計画」で述べるように、この点は 2014 年度から変更する予定である）。また、選択必修 2 科目 4 単位については、2 年次春学期から 3 年次秋学期までに適宜の科目を履修することができる。

第二に、基礎法学・隣接科目は、修了までに、選択必修 2 科目 4 単位を履修しなければならない（科目名は別添、学科目配当表参照）。これらの科目は、1 年次春学期から 3 年次秋学期までに適宜の科目を履修することができる。

第三に、法律実務基礎科目（上記の選択必修 2 科目 4 単位を含む）、基礎法学・隣接科目（上記の選択必修 2 科目 4 単位を含む）、展開・先端科目は、合計 28 単位以上選択して履修しなければならないものとされている。したがって、これらの履修単位に上記の法律実務基礎科目の必修 3 科目 6 単位を加えると、履修単位は合計 34 単位以上となり、「法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で 33 単位以上」という要件も充足している。

（3）学生の履修状況（4 科目群ごとの履修単位数の平均）

2012 年度修了生における履修状況は以下のとおりであり、憂慮すべきほどの履修状況の偏りは見られない。

	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	68.7	68.8
法律実務基礎科目	11.1	11.4
基礎法学・隣接科目	7.4	5.2
展開・先端科目	19.6	19.8
４科目群の合計	106.8	105.1

（4）特に力を入れている取り組み

多様な法曹を社会に送り出すという本法科大学院の理念を実現する目的から、①選択必修である法律実務基礎科目として、各種領域の弁護実務、エクスターンシップ、臨床法学教育などの多様な科目を設置していること、②極めて多彩な展開・先端科目を設置していること、そして、③これらの科目の履修を学生に積極的に推奨していることが挙げられる。

（５）その他

従来、展開・先端科目に配置された科目のうち、「商法総則・商行為法」および「手形・小切手法」は、実質的には法律基本科目と評価されかねない科目であり、2011 年秋に実施された日弁連法務研究財団による認証評価においてこの点を指摘された。そこで、本法科大学院では、2011 年 12 月 21 日教授会決定により、これらの科目を展開・先端科目から外し、法律基本科目（共通選択科目（その他））として位置付けることとした。以上の改善により、学生が法律基本科目に偏らずに多様な科目を履修することが、より一層担保されるようになった。

２　点検・評価

法律基本科目にとどまらず、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目をまんべんなく開設し、さらに、展開・先端科目も積極的に開設することによって、学生が、いずれかの科目に偏ることなく、様々な科目をバランスよく履修できるように配慮している。学生の履修状況を見ても、特定の科目群に偏った履修状況は見られない。

３　自己評定

A

４　改善計画

「５－２　科目構成（２）〈科目の体系性・適切性〉」の「４　改善計画」で述べる 2014 年度のカリキュラム改革に伴い、１（１）で言及した民事訴訟実務の基礎および刑事訴訟実務の基礎は、2014 年度 2 年次在学者からは、3 年次春学期に履修するべきものとした。このような変更は、学生が、2 年次までに実体法の基礎を確実に修得した上で、3 年次にこれらの科目において実務的観点を学ぶことにより、実体法の知識と実務とをこれまで以上に有機的に関連付けられるようになることを意図したものである。

５－２　科目構成（２）〈科目の体系性・適切性〉

（評価基準）授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

（注）

① 「体系的かつ適切に」とは，当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が，効果的に学習できるように配置されていることをいう。

１　現状

（１）科目開設の体系性

ア　体系性に関する考え方，工夫

各科目については、体系性に関して、次のような基本方針を採用し、各種の工夫を行っている。

第１に、法律基本科目および法律実務基礎科目に関しては、法律家にとって必要な法律知識とその運用を効果的に学修するために、各学年において、次の点に留意している。

1 年次は、法律基本科目のうち、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法の科目を開設し、これらの領域に関する基礎的な知識・理論を修得するものとしている。

2 年次は、次の通りである。

① 1 年次に履修した科目について、総合科目を設置している。これは、1 年次に修得した基礎的な知識・理論をより強固なものにするとともに、法律家として直面する様々な事案に対応するための総合的な能力を身につけることを目的としている。また、行政法・会社法の科目を設置し、同様のことを修得するものとしている。

② 法学既修者として入学した学生が、1 年次の科目の履修を免除されているものの、やや苦手な科目がある場合に、当該科目へのより良い理解をバックアップし、2 年次以降の法律基本科目の学修にスムーズに移行することができるようにするために、選択科目として、中級民法、発展民事訴訟法、発展刑事訴訟法を開設している。これらの科目は、法学既修者として入学した学生に限らず、1 年次より進級した学生も履修することができるものとしているので、1 年次の科目だけでは民法・民事訴訟法・刑事訴訟法を十分に修得できなかった学生にとっても、有意義な学修の機会となっている。なお、特に法学既修者として入学する者の現状を念頭に置いて、2014 年度にカリキュラムの改革を行う予定である（「４　改善計画」参照）。

③ 2 年次秋学期より法律基本科目応用演習を開設しており、学生は自己の選択により履修することができる。これは、法律基本科目および法律実務基礎科目において修得した知識・能力を、文書作成や口頭発表・討論等の方法を通じて一層発展させることを目的とするものである。

3年次は、次のとおりである。

① 3 年次春学期は、民法総合Ⅱ、民事訴訟法総合Ⅱ、会社法総合の３つの総合科目を履修しなければならないものとしている。これらの科目は、法律家の素養として重要である反面、満足いく修得のためにはそれなりの時間を要すると考えられることから、2 年次の総合科目における学修内容を踏まえつつ、その内容の確実な定着と一層の応用・発展を狙ったものである。

② 2 年次の箇所の③で言及した法律基本科目応用演習は、当該科目の基礎的な知識・理論を確認した上で、それを具体的な事案において運用するための能力を養成する場として、3 年次の学生が履修するにふさわしい科目であると考えられる。そこで、3 年次の学生は、法律基本科目応用演習を 2 科目（4 単位）履修しなければならないものとしている（ただし、2014 年のカリキュラム改革に伴い、2014 年度 2 年次在学者からは、法律基本科目応用演習を選択科目の扱いに変更する予定である）。

第２に、法律実務基礎科目に関しては、法律基本科目において修得した知識・理論と有機的に関連づけながら、法律実務に関する基礎的な素養を身につけるものとしている（この点により一層配慮するために、2014 年のカリキュラム改革により、民事訴訟実務の基礎および刑事訴訟実務の基礎は 3 年次に履修すべきものとした）。また、法学系の大学・大学院を卒業・修了していない 1 年生を対象として、法情報調査、法律文書の作成、判例の読み方など、法律学に必要不可欠な基本的な技法と思考を学ぶための入門科目も設置しており、学生がこれらの科目を履修して法律学の学修にスムーズに入っていくことができるように配慮している。

第３に、基礎法学・隣接科目に関しては、次の通りである。

基礎法学に関する基本的な素養があってこそ、法律基本科目において知識・理論に対する理解を深めることができ、また、法律実務基礎科目において実務の素養を健全に修得することができるものと考えられる。このような観点から、基礎法学に関する科目として、法史学、法社会学、法哲学、法思想史、各種外国法の基礎を設置している。

さらに、法律学の伝統的な枠組みにとらわれず、法に隣接する分野・領域にも目を向け、法律家としての活動の範囲を広げることを目的として、複数の隣接科目（法医学、法と公共政策、生命科学と法、法整備支援活動、法と経済学、法律家のための会計学、立法学）も設置している。

第４に、展開・先端科目に関しては、学生の多様な問題意識と将来目指す法曹像に対応するために、展開・先端科目として、専門分野別に科目をセットした 7 分野のワークショップを用意している。学生は、2 年次の冬に希望するワークショップを決定し、各ワークショップに配置された科目の中から、修了までに 6 単位以上を取得する必要がある（この履修上の単位取得要件は、2013 年度以降 1 年次入学者および 2014 年度以降 2 年次入学者より適用される）。

各ワークショップには、別紙資料「2013 年度大学院法務研究科学科目

配当表」のとおり、多種多様な科目が開設されている。このように多種多様な科目を開設しているのは、本法科大学院が「挑戦する法曹」の養成を掲げ、修了生を多様な進路に送り出すことを目標にしているからである。これによって、学生は、将来の多様な法曹像を描きながら、希望する分野の専門知識を体系的・有機的に学修することができるシステムとなっている。

なお、各ワークショップに配当された具体的な科目については、本法科大学院の理念との関連性や学生の履修状況を見ながら、随時、新設や見直しを行っている。

イ　関連科目の調整等

科目開設の体系性に関する基本的な指針は上記アで示したとおりであり、これらの指針に基づいて、カリキュラム検討委員会が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の間での調整を適宜に行っている。

また、各科目内での調整のうち、どのような科目をいかなる配当学年・学期に置くかについても、カリキュラム検討委員会が担当している。その上で、各科目でどのよう内容を教えるか、科目間（例えば民法総合Ⅰと民法総合Ⅱ）での内容の重複や脱落がないかについては、科目ごとに取りまとめ役を置いて全体の調整を行ったり、科目担当者が密接に連絡を取り合いながら調整を行うなど、各科目において適宜の方法が採られている。さらに、2013 年度秋学期には、FD 研修として、公法系・刑事系・民事系に分かれての意見交換が実施されており、関連科目の調整等にも大きな役割を果たすものと考えられる。

（２）科目開設の適切性

ア　法曹像等との適合性

本法科大学院は「挑戦する法曹」の養成を掲げ、修了生を多様な進路に送り出すことを目標にしている。そのためには、何よりもまず、法律基本科目を的確に修得することが必要不可欠である。このような観点に基づき、各法律基本科目は、「学生が最低限修得すべき内容（科目別）」に記載した通り、各学年および各学期において修得すべき概念・思考方法および能力を踏まえて、適切に開設されている。法律実務基礎科目についても、同様である。

さらに、多様な法曹を養成するという観点から、次のような工夫も行っている。

第１に、上記（１）アで述べたように、学生の様々な関心に応えることができるよう、複数の隣接科目および多種多様な展開・先端科目を開設している。

第２に、将来の進路として研究者を志望する学生や、研究論文が執筆できる能力を持った法曹の養成に資するために、「研究論文指導Ⅰ・Ⅱ」を開設している。この科目は、指導教員の指導を毎週受けながら、5 万字程度の学術論文を執筆するというものであり、春学期に概要書（8 千字程度）および中間報告書、秋学期に研究論文（5 万字程度）を作成するこ

とにより、各 2 単位（計 4 単位）を修得することができる。また、春学期もしくは秋学期のみに指導を受け、半期で研究論文（5 万字程度）を提出し、2 単位を修得することもできる。さらに、「法律基本科目応用演習」「基礎法演習」「外国法基礎」「外国法演習」「共通選択科目」の科目群の中で、ペーパー・オプションの指定のある科目を履修するとともに、2 万字程度のリサーチ・ペーパーを執筆し合格したときは、履修した科目の 2 単位に加えて、さらに 2 単位を修得することができる。以上の「研究論文指導」および「ペーパー・オプション」により、2007 年度から 2012 年度までに、29 名の学生が執筆を行った。その中には、研究者志望の学生も含まれ、当該学生は本学大学院法学研究科博士課程に進学したため、当初の目的が達成されているといえる。

第 3 に、臨床法学教育（クリニック、エクスターンシップ）を積極的に展開している点も、本法科大学院の特徴である。一定数の学生がこれらの科目を履修しており、本法科大学院の目玉として完全に定着したといえる。ただし、希望者の全てがこれらの科目を履修するまでには至っておらず、受け入れ人数をさらに増やすことが今後の改善点である。

	2011 年度		2012 年度		2013 年度	
	2 年	3 年	2 年	3 年	2 年	3 年
クリニック	16	55	72	64	71	63
エクスターンシップ	112	15	96	24	111	32

イ　科目群・科目名の齟齬等

2011 年に実施された日弁連法務研究財団による認証評価において、商法総則・商行為法」および「手形・小切手法」は法律基本科目としての実質を有していると指摘されたことから、本法科大学院では、2011 年 12 月 21 日教授会決定により、これらの科目を展開・先端科目から外し、法律基本科目（共通選択科目（その他））として位置付けることとした。

（3）特に力を入れている取り組み

上記（2）アに記載した点はいずれも、挑戦する多様な法曹を養成しようという本法科大学院の理念を体現したものであり、特に力を入れている。

（4）その他

エクスターンシップの履修希望者が大変多く、希望者全員が必ずしもこれを履修できていない現状に鑑み、エクスターンシップの受け入れ先の拡大を進めている。具体的には、個々の教員を通じて受け入れを打診したり、本法科大学院主催のイベント等で受け入れへの協力をお願いしたりしている。これらの成果もあり、エクスターンシップの受け入れが許可されてい

る派遣先は、2012 年度が 120 ケ所、2013 年度が 149 ケ所となっている。また、受入可能人数も 2012 年度は 156 人、2013 年度は 191 人と確実に増えている。

2　点検・評価

法律基本科目・法律実務基礎科目については、全体として、基礎→総合→発展のプロセスをたどって学修するシステムとなっており、かつ、学生が不得意科目を進んで履修できるような選択の機会も多く設けている。基礎法学・隣接科目は、法律基本科目・法律実務基礎科目への理解を深めるために設置しているばかりでなく、初学者への対応も行っている。さらに、多種多様な展開・先端科目を設置するだけでなく、研究論文指導、ペーパー・オプションや臨床法学教育の科目も設けることによって、学生が、将来の法曹像を念頭に置きながら、専門知識や実務を修得できるように配慮している。また、科目群・科目名の齟齬等については、既に対応済みである。

以上の点から、授業科目は体系的かつ適切に配置されているものと評価することができる。なお、本法科大学院では、2014 年度 2 年次在学者より、カリキュラムを変更することを決定しているが（「4　改善計画」）、これも授業科目をより体系的かつ適切に配置するための改善策の一つである。

さらに、各科目について、カリキュラム検討委員会を中心として、科目の内容の変更や科目の新設、配当年次や配当学期の見直しなどを随時行うことによって、学生の効率的・効果的な履修を促進し、併せて、教育効果を上げるための施策も着実に進めている。また、エクスターンシップの履修希望者の全てがこれを履修できていない点についても、改善を図っている。

3　自己評定

B

4　改善計画

（1）関連科目の調整等

関連科目の調整等については、これまでも、内容の重複や脱落がある都度、上記「1　現状」（1）イに示す方法により改善を図ってきたところであるが、これを一層効果的に進めることができるよう、カリキュラム検討委員会を中心として、さらに改善を図ることを検討する。

（2）クリニック・エクスターンシップの履修希望の充足

上記「1　現状」（1）アで述べたように、これらの科目については、履修希望者の全てがこれを履修できない状況になっている。このうち、上記「1　現状」（4）で述べた、エクスターンシップの受け入れ先の拡大は今

後も着実に進めていく。また、受け入れの枠があっても、応募する学生がいなかったり、派遣するにふさわしい学生が見つからないなどの問題点もあり、受け入れ先の魅力をより積極的にアピールするなど、これらの問題点を解消するための方策を工夫することにしたい。

他方で、クリニックについても、履修希望者をなるべく多く受け入れられるよう、担当教員を拡充するなどの改善を図ることを検討する。

（3）2014 年度のカリキュラム変更

入学者選抜の改革により法学既修者として入学する者が増えたが、この数年間の経験により、これらの法学既修者の中には、法律基本科目の理解にやや不安を抱えている者も少なくないことが明らかとなった。ところが、現行のカリキュラムでは、①民法については 2 年次春学期に科目が設置されていないこと、②特に民事訴訟法および刑事訴訟法について、その理解に不安を抱える学生が散見されるところ、2 年次以降、これらの科目の履修単位が少ないこと、などの問題点があった。

そこで、上記①②の問題点に対処するため、本法科大学院は、2013 年 7 月 17 日の教授会決定に基づき、2014 年度 2 年次在学者よりカリキュラムを変更し、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法の必修科目を増設することを決定した（具体的な変更については別紙資料を参照）。これにより、上記の状況を抱えた法学既修者が、これらの科目について、これまで以上に、法律基本科目の理解を確実なものにした上で、応用的・発展的な内容の修得へと一層円滑につなげていけるようになることが期待される。このようなカリキュラム変更は、法学未修者として入学した学生のうち、1 年次の科目だけでは民法・民事訴訟法・刑事訴訟法を十分に修得できなかった学生にとっても有益であると考えられる。

なお、以上のカリキュラム変更に伴い、必要な移行措置も併せて定めている（別紙資料を参照）。

５－３　科目構成（３）〈法曹倫理の開設〉

（評価基準）法曹倫理を必修科目として開設していること。

（注）

① 「法曹倫理」とは，法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務，誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解，及び裁判官，検察官，弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

1　現状

（1）法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

2・3 年次春学期配当の必修科目として「法曹倫理」1 科目（2 単位）を開設している。弁護士倫理を軸としつつ、裁判官および検察官の倫理を学修する回も含み、6 名の教員（石田京子、大塚正之、神田安積、須網隆夫、高橋和人、日置雅晴）によるオムニバス形式で行われている。

本科目の目的は、裁判官・検察官・弁護士の専門職に共通する基本倫理および法曹を規律する諸規程とその根拠を理解し、併せて、法曹が実務において直面する倫理問題につき、自分で判断し行動する力を身につけることに置かれている。

その内容（授業計画）は、次のとおりである（クラスにより前後する回がある）。

第 1 回　プロフェッションとは何か
第 2 回　プロフェッションの基本倫理
第 3 回　裁判官倫理（1）
第 4 回　裁判官倫理（2）
第 5 回　検察官倫理（1）
第 6 回　検察官倫理（2）
第 7 回　弁護士倫理（1）弁護士の誠実義務とは何か
第 8 回　弁護士倫理（2）弁護士にはなぜ守秘義務があるのか
第 9 回　弁護士倫理（3）利益相反の規律はなぜ存在するか
第 10 回　弁護士倫理（4）刑事弁護の倫理
第 11 回　弁護士倫理（5）国選弁護人の倫理
第 12 回　弁護士倫理（6）受任・辞任と事件処理の倫理問題
第 13 回　弁護士倫理（7）報酬及び依頼者との金銭関係
第 14 回　弁護士倫理（8）司法アクセスにおける弁護士の責任
第 15 回　定期試験

また、教科書として、自由と正義臨時増刊・解説『弁護士職務基本規程』を用いる他、各担当教員が必要に応じて教材を配布している。

（２）特に力を入れている取り組み

上記の「弁護士倫理（8）司法アクセスにおける弁護士の責任」においては、実際に司法アクセスの不便な地域で活動している弁護士をゲストスピーカーとして招き、現場の様子をできる限り生々しく学生に体感させ、このような活動の意義を深く考えさせる機会を設けている。2013 年度は、2013 年 6 月 12 日に、法テラス東京で弁護士をされている太田晃弘弁護士をお招きした。

（３）その他

2010 年度のエクスターンシップで生じた事態（「６－３　理論と実務の架橋（２）〈臨床科目〉」）を契機として、「弁護士倫理（2）弁護士にはなぜ守秘義務があるのか」の回を中心として、具体的な事案に即しながら、守秘義務の重要性について学生に自分の頭で考えさせるように努めている。

２　点検・評価

科目の内容、授業計画等を含めて、法曹倫理の開設状況に問題はない。当該科目には、取扱分野やスタイルの異なる複数の弁護士教員だけでなく、研究者教員、裁判官経験のある教員、検察派遣教員も参画していることは、法曹倫理を多角的な視点から学ぶという意味で積極的に評価されてよいと考えられる。

３　自己評定

合

４　改善計画

特になし。

５－４　履修（１）〈履修選択指導等〉

（評価基準）学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

１　現状

（１）履修選択指導についての考え方

本法科大学院は、21 世紀の日本の社会が求める「世界に通用するプロフェッション」としての、質の高い優れた法曹と、法曹資格を持った法律専門職（国際公務員・国家公務員・企業法務担当者・法学研究者）を、一人でも多く育成し、社会に送り出したいと考えており、そのために、既成の枠にとらわれることなく、その能力を発揮できる「挑戦する法曹」、すなわち、様々な国や文化・階層を超え、多様な価値観のもとに世界の法律問題に正義をもって向き合える、真のプロフェッションとしての「挑戦する法曹」を、「目指す法曹像」として紹介している。

そこで、学生が履修科目を選択する際にも、学生が将来目指す法曹に向けて科目を選択し履修できるよう、本法科大学院のブローシャーや WEB サイトなどで、上記の「目指す法曹像」を学生に提示している。また、稲門法曹会、ロースクール稲門会、法務教育研究センターによる各種の企画、本法科大学院主催の講演会、本法科大学院キャリア支援室主催の講演会、本法科大学院の承認学生研究活動団体主催の講演会等のイベントを開催して、「目指す法曹像」形成のための具体的な情報の提供も行っている。

その上で、学生が以上のような法曹になるために必要な科目を適切に履修することができるよう、次に掲げる指導を行っている。

（２）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア　オリエンテーション，ガイダンス等

新入生（法学未修者として入学する 1 年生および法学既修者として入学する 2 年生）に対して、入学前の 12 月に開催される入学予定者説明会において、履修科目の全体像を、また、入学直前の 3 月に開催される新入生ガイダンスにおいて、各履修科目の目的およびそこで身につけるべき具体的な知識・素養を、それぞれの説明している。

イ　個別の学生に対する履修選択指導

履修選択の資料として、「講義要項」・「科目登録の手引き」・「科目配当表・時間割」・「法務研究科要項」などを学生に配布し、履修モデルの提示などを行っている。さらに、3 月と 9 月の科目履修登録時には、それぞれ 2 回ずつ履修相談会を開催し、事務所学務係と教務主任が相談に応じているが、通常時にも、個別面談やメール等を利用しての履修相談に対応している。

さらに、毎年度6月～9月には、前年度の本法科大学院の修了生10名程度がチューターとなり、学生向けに個別の相談ブースを開設している。特に科目登録期間においては、チューターが、自身の実体験をもとにしつつ、学生の目線から、履修選択指導に関する学生からの相談に応じている。

また、学生間では、本法科大学院承認学生研究活動団体（Welcome-LS等）において、相談窓口を設置したり、メーリングリストを活用するなどして、先輩学生が新入生や後輩学生の履修選択指導に関する相談に対応している。

ウ　情報提供

本法科大学院のブローシャーやWEBサイトなどで、上記（1）に掲げた法曹像を提示するとともに、稲門法曹会、ロースクール稲門会、法務教育研究センターによる各種の企画、本法科大学院主催の講演会、本法科大学院キャリア支援室主催の講演会、本法科大学院の承認学生研究活動団体主催の講演会等のイベントを通じても、そのような法曹像に向けての学生の意識の涵養を図っている。

エ　その他

選択科目については、履修希望をすべてWEBの専用システムにより受け付けており、希望者の多い科目については、クラスの増設やクラス定員の増員等の手段により、学生ができるだけ希望する科目を履修できるように配慮している。

（3）結果とその検証

ア　学生の履修科目選択の状況（各科目群ごとの履修単位数の平均）

【2013年度春学期】

科目群	1年	2年	3年	計
法律基本科目	16.0	10.8	8.9	10.7
法律実務基礎科目	0	3.9	0.8	2.2
基礎法学・隣接科目	3.5	1.6	1.1	1.7
展開・先端科目	0	0.9	9.8	4.4

【2013年度秋学期】

科目群	1年	2年	3年	計
法律基本科目	17.8	10.2	3.8	8.6
法律実務基礎科目	0	4.5	1.2	2.6
基礎法学・隣接科目	1.6	0.7	0.5	0.7
展開・先端科目	0.1	1.3	7.9	3.8

イ　検証等

学生の履修科目の選択状況については、毎学期ごとに本法科大学院事務所学務係がデータを作成し、教務主任がその状況の把握・検証に当たっている。その状況に問題等がある場合には、カリキュラム検討委員会を適宜に開催し、教務主任の検証を踏まえて、改善の提案を行うことが予定されている。もっとも、これまでのところ、学生の履修科目の選択状況に特に問題は見られなかったため、カリキュラム検討委員会で改善等の議論がなされたことはない。

（４）特に力を入れている取り組み

学生間にはどうしても、司法試験に密接に関連する科目を履修したがる傾向が見られる。しかし、そのような近視眼的な履修選択は将来的には望ましくないと考えられることから、上記（２）ウに示した講演会等の機会があるごとに、本法科大学院の「目指す法曹像」を説き、履修科目の適切な選択を指導している。

（５）その他

特になし。

２　点検・評価

履修選択指導についての基本理念を明確に設定した上で、そのための情報提供や履修相談等の指導・働きかけもきめ細かく行っており、かつ、学生の履修選択の状況にも特に問題はないと評価することができる。

なお、学生の希望を聴いてクラス増設等の対応をとることは、学生の満足度を高めることになる反面、司法試験関連科目の履修を希望する傾向が学生間に根強いために、そのような科目ばかりが増えることになり、「１　現状」で述べた履修選択指導についての基本的な理念をゆがめるおそれもある。理念と学生の満足度の上昇とのバランスをどのように図っていくかは、依然として今後の課題である。学生に対しては、本法科大学院の「目指す法曹像」への理解を深めてもらいながら、履修科目の適切な選択指導を粘り強く行っていく必要がある。

３　自己評定

A

４　改善計画

「２点検・評価」で述べた点について、キャリア支援室を中心として、より良い方策を講ずるべきかどうかについてさらに検討を重ねることにしたい。

例えば、キャリア支援室の企画として、本法科大学院の修了生に体験談などを語ってもらい、「目指す法曹像」との関連で履修科目を選択することの重要性を学生に理解してもらえるような機会を設けることなどを検討している。

５－５　履修（２）〈履修登録の上限〉

（評価基準）履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間３６単位を標準とするものであること。

（注）

①　修了年度の年次は４４単位を上限とすることができる。

1　現状

（１）各学年の履修科目登録の上限単位数

各学年の履修科目登録の上限単位数は、次の通りである。週 1 回(1.5h)×15 回＝22.5 時間で 2 単位であり、1 単位あたり 11.25 時間となる。

学年	1 年次		2 年次		3 年次	
年間	40 単位		36 単位		44 単位	
学期毎	22 単位	22 単位	20 単位	20 単位	24 単位	24 単位

また、2010 年度より、法学未修者に対する教育を充実させる見地から、1 年次における法律基本科目の履修単位数を 4 単位（春学期 2 単位・秋学期 2 単位）増やした。その内訳は、民法科目 4 単位（春学期 2 単位・秋学期 2 単位)、刑法科目 2 単位（秋学期）を増加させたが、他方で、2009 年度までは 1 年次秋学期に配当されていた会社法Ⅰ（2 単位）を 2 年次に回したため、1 年次の履修単位数の増加は合計 4 単位となった。その結果、1 年次の履修科目の上限単位数も、従来の 36 単位から 40 単位となった。

増加させた民法科目 4 単位および刑法科目 2 単位の内容については、次のとおりである。

民法科目 4 単位の内容については、2009 年度までのカリキュラムでは、民法Ⅰ・民法Ⅱで扱われていた。しかし、両科目とも盛りだくさんの内容を含むため、時間の関係上、早足で授業を進めたり各人の自修にゆだねざるをえない部分もあり、特に民法を初めて勉強する学生の理解が十分に追いつかない状況も見られた。そこで、民法Ⅰで扱われていた親族相続法の領域、および、民法Ⅱで扱われた契約各論の領域を独立させ、前者を民法Ⅲ（春学期 2 単位)、後者を民法Ⅳ（秋学期 2 単位）として新設した。これにより、これらの領域を授業において丁寧に扱うことが可能となる反面、民法Ⅰ・民法Ⅱにおいて扱われる領域にも余裕が生まれることとなった。

刑法科目 2 単位の内容については、2009 年度までのカリキュラムでは 1 年次に扱われていなかった刑法各論の領域である。従来のカリキュラムでは、学生は 1 年次に刑法総論の領域のみを履修していたが、同領域には理論的・抽象的な部分が多く、犯罪の具体的なイメージがつかみにくいなどの問題もあった。そこで、1 年次に総論・各論を含めて刑法全体を一通り学修する方が有益であるとの考慮から、刑法Ⅱ（秋学期 2 単位）を新設した。

（2）無単位科目等

特に設置されていない。

（3）補習

補習は行われていない。補講は、休講を補てんする措置として位置付けられている。なお、本法科大学院では、2 単位の科目につき、1 回～14 回の授業は通常の授業を行い、15 回目の授業において試験およびその講評等を行う設計となっている。このうち、定期試験実施科目では15回目の授業を行わず、翌週の定期試験期間に実施される試験および講評等を15回目の扱いとしている。ただし、一部の科目では、学生の質問が多いなどの理由で授業が予定通りに進まないことから、15 回目の授業を行う措置をとることもある。

（4）特に力を入れている取り組み

特になし。

（5）その他

特になし。

2　点検・評価

1 年次に、履修科目として登録することのできる単位数の上限を年間 40 単位とした点は、法学未修者に対して手厚い教育を行うために必要な措置である。そして、このような措置は、上記 1 「現状」で紹介したように、従来のカリキュラムで扱われていた内容を増やさずに、法学未修者がその内容を授業において確実に理解すること（民法科目）、あるいは、従来のカリキュラムではやや行き届いていなかった、法学未修者が刑法を一通り把握する機会を確保すること（刑法科目）を目的としている。いずれも、これらの科目への学生の理解を容易にしようとするものであり、単位の増加を 4 単位にとどめた点も併せて考えると、学生の自学自修を阻害しないための工夫・配慮がなされている。以上のことから、1 年生の最高履修単位数を 40 単位としたことは、「年間 36 単位」を上回る特段の合理的な理由に当たるものと考える。

2 年次に履修科目として登録することのできる単位数の上限は年間 36 単位、修了年度の年次に履修科目として登録することのできる単位数の上限は年間 44 単位であり、いずれも適切な範囲に収まっている。

科目登録は Waseda-net Portal システムを使って WEB 上で行っているが、このシステムでは、上記の上限を超える履修登録は自動的に排除される仕組みになっており、上限単位数を超える履修は存在しない。

補講は、休講を補てんする措置としての位置づけである。その範囲を逸脱する補講や補習の類は行われていない。

3　自己評定

合

4　改善計画

2014 年度より、カリキュラム変更に伴い、1 年次配当の基礎刑事訴訟を 4 単位から 2 単位に変更する（別紙資料を参照）。これにより、1 年次の履修単位数の増加は、2009 年度以前と比べて合計 2 単位となる。

これに伴い、1 年生の授業履修の負担がやや軽減されること、他方で、法学未修者に対する教育を一層充実させる必要性があることを踏まえて、1 年生が 1 年次に配当された法律基本科目に対する基本的理解を着実に獲得できるようにするために、例えば、授業内容のフォローアップを行うゼミなどの科目を 1 年生の履修科目として配置することを検討する。

第６分野　授業

６－１　授業

（評価基準）開設科目が効果的に履修できるよう，授業の計画・準備が適切になされ，適切な態様・方法で授業が実施されていること。

（注）

① 「授業の計画・準備が適切になされている」とは，法科大学院の学生が最低限習得すべき内容を踏まえ，科目の特性等に応じて，授業の計画及び準備が適切になされていることをいう。

② 「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは，法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ，開設科目の効果的な履修に向け，具体的予習指示，授業の仕方，授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に，学生が十分な予習を効率的に行うことができるように的確な指示や指導を行うことが必要である。また，授業の仕方については，授業の中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。

１　現状

（１）授業計画・準備

シラバスは毎年秋学期の成績発表時（2 月）に配布している。シラバスでは、授業の到達目標を明示するよう求めるとともに、成績評価の方法を、試験、平常点等に分けてパーセンテージ表示し、その合計が 100%となるよう求めている。シラバスと実際の授業の内容が乖離する場合には、教育研究支援システム上で、授業の内容を予告している。複数のクラスが開講される必修科目については、教員が単一のシラバスを作成することを通じて、授業開始前に授業内容と教育方法について確認を行っている。

（２）教材・参考図書

教材・参考図書はシラバスで明示するが、追加の教材・資料等があれば教育研究支援システムを通じて通知し、配布している。

必修科目のように同一科目を複数の教員が担当する場合には、授業に用いる基本的な教材を、担当教員が相談の上で決定している。実務的ないし先端的な色彩の濃い科目については、実務の実態や時事問題も重要になることから、企業のプレスリリースや最新の判例、さらには学術論文を教材として使用している。

教材の提示方法としては、各回の授業内容を詳細に記載したレジュメを教員が作成して、教育研究支援システムに掲示する例が多い。レジュメを

提示しない授業においても、授業で取り上げる判例や論文を、判例・文献番号を示すことにより教育研究支援システム上に掲載することが行われている。さらに、学生にとって印刷に手間がかかり過ぎる教材については、題材を絞り込んだ上で印刷教材として学生に配布している。

（3）教育支援システム

現在、ほとんどの教員がコンピュータネットワークを利用した教育研究支援システムに習熟している。ただし、少人数のクラスでは、授業の進行に合わせて授業中に教材を配布したり、メーリングリストにより学生との連絡をとることもできるため、すべての授業において教育研究支援システムが利用されているわけではない。

（4）予習指示等

教育研究支援システムによる予習教材の配布は、一般には、学期が始まる前に全ての授業項目を一括して掲げ、各回授業の内容をその実施の一週間程度前に掲げることにより確保されている。

印刷された予習教材の配布は、授業開始前に事務所を通じて配布するか、それを用いる授業の一週間程度前に教室で配布することが多い。

（5）授業の実施

「憲法」「行政法」「民法」「商法」「民事訴訟法」「刑法」「刑事訴訟法」については、別紙２において科目分野毎に、下記項目についての記載を行っている。

ア　教育内容

本法科大学院は、法律基本科目から展開・先端科目まで 200 科目、400 クラスを超える授業を開講し、多様な法曹養成のニーズに応える教育を提供している。法律基本科目についてはクラス人数を50名を目安とし、受講者数が多い場合にはクラスを増設するようにしている。

複数のクラスを開講している必修科目の授業については、教員が相談した上で同一のシラバス、同一のテキスト、同一の教材を用いることによって、授業内容の統一を図っている。また、必修科目のいくつかにおいては、共通進行表を用いて各教員がレジュメを作成するようにしており、授業内容の統一がいっそう図られている。

複数のクラス開講している必修科目の定期試験については、出題、採点基準、合否判定の統一確保が強く励行されており、現在では、ほぼ達成されている。

イ　授業の仕方

各回の授業で達成するべき目標は、教育研究支援システムを通じて配布されるレジュメにおいて示されている。

本法科大学院の必修科目については、クラス人数を50名を目安とし、双方向・多方向授業を可能にする環境が整っている。また、多くが設例を素材とする授業を実施しており、そこでは法的な問題の所在を発見し、既存の判例･学説等の調査･分析を踏まえつつも、それらに過度に捕らわれることなく、その問題を解決するためにはどのような方法がありうるかを模索し、それぞれの解決策にどのような利点と問題点があり、当該事案においてはどの解決策が最も望ましいか等を検討すべきことになる。裁判例を素材とした授業においても、単に判決の結論を覚えさせるのではなく、その判決の事実関係を精査させ、事実認定の適否、事実との関係における判決の結論の当否、当該判決の射程（他の類似判決との異同）等について綿密に検討し、議論することを目的としている。こうした授業を通じて、単に法的知識をより高度なものにするだけでなく、法曹に必要とされる事実認定能力、法的分析･推論能力、問題解決能力、創造的･批判的能力等々のスキルを涵養することが目指されている。

ウ　学生の理解度の確認

学生の理解度を確認するために、授業における双方向の講義展開のなかで学生に質問を発することのほか、小テストや中間テストをしたり、レポートを課して添削をしたりすることが、比較的多く行われている。また、必修科目において全クラス共通の中間テストを実施する例、レポート課題を出題してアカデミック・アドバイザーが答案を添削して返却する例や、当該科目の成績優秀者にヒアリングを実施して、成績優秀者に共通する学修方法を確認する例がみられる。

エ　授業後のフォロー

授業後のフォローとしては、授業後の質問に対応することや、提出されたレポート等の添削指導をすることのほか、オフィス・アワーの活用や定期試験の活用がある。

本法科大学院では、専任教員は、当該学期に授業を持っていると否とに拘らず、1 コマの時間帯（90 分）をオフィス・アワーとして確保することが義務づけられている。また、兼担教員についてもオフィス・アワーの開設が勧められている。

オフィス・アワーの利用に、電話やメールでの予約を求める教員もあるが、そうでない教員の方が多い。オフィス・アワーの利用は、授業の内容、クラスの規模、教員・学生のパーソナリティによって大きなばらつきがあり、少数の教員のオフィス・アワーは活発に利用されているものの、年に 1、2 件の相談しかない教員もいる。

本法科大学院では、各教員に対し、定期試験の答案を添削し、学生に返却するよう求め、さらには、定期試験の講評を教育研究支援システムに掲載するか、講評のための授業を開催するよう求めている。また、学生の自主的な学修に資するように、過去の定期試験の問題は、原則として教育研究支援システム上に公表されている。また、定期試験を実施しない科目についても、レポートや教場試験を課した後、担当教員がレポートや答案を添削して返却するように求めている。

オ　出席の確認

授業に際しては、必ず出席の確認を行うこととされている。確認は、点呼または座席表を回覧して記入させるやり方で行われている。授業の3分の2以上の回に出席していない受講生は、定期試験を受験することならびに当該科目の単位を取得することができない。

カ　授業内の特徴的・具体的な工夫

ほとんどの法律基本科目において、授業の一週間前までに教育研究支援システム上に予習課題が提示されている。予習課題においては、基礎的な問題と発展問題を分けて、学生に学修状況に応じた予習を促す工夫もみられる。必修科目において、共通の事例問題を作成している例もある。

パワーポイントを用いた授業は展開・先端科目に多い。ビデオ教材やスライドを用いる授業もある。また、授業内容に適した外部講師、ゲストスピーカーを活用している例もある。

キ　対象学年にふさわしい授業の工夫

法学未修者を対象とし、基礎的な知識と法的概念の理解の定着を図る1年次の科目においては、講義形式によって授業を行うものが多い。2年次に配置される科目においては、理論の応用能力を涵養するために、判例や事例を用いて双方向・多方向の授業が行われている。

本法科大学院では、2年次または3年次に「憲法総合」「民法総合」などの総合科目（必修）を配置しており、それまでの必修科目で得られた知識や理解を確認し、判例等の検討を通じて事案分析能力・法的思考能力を養成することを目的としている。総合科目では、双方向・多方向の授業を行うとともに、課題の提出や小テストを行い自らの分析・思考を表現する能力を涵養している。

（6）到達目標との関係

法律基本科目においては、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を定め、各科目の授業の実施において、学生に修得させるべき能力の養成とその定着を図っている。全クラス参加の中間試験において、目標への到達度を確認している科目もある。別紙2に記載したように、いずれの科目においても、授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえていると認められる。

アカデミックアドバイザーと協力して、レポート作成の基礎的指導を行っている例もある。学生が到達目標に達しているかどうかは、小テスト、中間試験、レポート課題、定期試験等の手段による教育の過程で検証され

ることになるが、法律基本科目の担当者に取材したところによると、学生は到達目標に概ね達していると認められる。

（7）特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、アカデミックアドバイザー（AA）による学修支援とこれを発展させた早稲田リーガルコモンズ・プロジェクトの取り組みに特に力を入れている。

第一に、本法科大学院では、開設当初から、若手弁護士が AA として、学生の個別的な学修相談に応じるアカデミックアドバイザリー制度を採用してきた。最近数年間は、本法科大学院を卒業した弁護士が AA となり、学修相談のほかに、自発的に、法律基本科目を中心とする入門ゼミ・科目別のゼミ、修了生向けの再チャレンジゼミなどを開催するようになっており、本法科大学院も AA のこのような活動を組織的に支援している。

本法科大学院の授業を経験した AA が個別科目のゼミを開催することは、授業のフォローという学修支援の意味だけでなく、学生が自習により基礎的な知識を定着させることを助け、AA ゼミと自ら考える力を養う授業との間で相乗効果を発揮するものと期待されている。

第二に、本法科大学院では、2013 年より、法科大学院と社会を結ぶプラットフォームである早稲田リーガルコモンズ・プロジェクトを発足させた。これは、一方で AA による学修支援は法律基本科目の学修を中心としており、実務教育という側面を持っておらず、他方で、エクスターンシップは派遣期間が 2 週間と限定されていることから、必ずしも、それぞれの学生に適したきめ細やかな指導が行えないことを考慮し、学生が年次の比較的近い OB 弁護士と接することで、実務に触れながら、しかも司法試験を突破する学修ビジョンを自ら構築できるようにするプログラムである。

具体的には、本法科大学院の OB 教員及び学生 OB などが中心となって弁護士法人「早稲田リーガルコモンズ法律事務所」を設立し、そこに学生が出向いて実務に関する学修を行う。このプロジェクトは正規授業として単位を与えるものではなく、学生が自らの興味関心に応じて任意に参加するものである。

（8）その他

本法科大学院は、専任教員だけで 77 名、兼担・非常勤教員を含めると 178 名もの教員を要する大規模法科大学院である。大規模校の教育面での強みは、多様な科目展開を行い、得意分野のある法曹になりたいという学生のニーズに応えることができる点のほか、同一科目を複数の教員が担当することにより、教育の内容・方法について教員が互いに切磋琢磨し、教育の質を高めることができる点にある。法律基本科目の授業の実施の項目

で記述したように、教員は十分な相談を行って授業計画を策定し、それを実施した過程で得られた知見を持ち寄り、次年度の授業計画及びその実施に生かすという作業を行っており、法科大学院としての授業の質は着実に向上している。

2　点検・評価

授業の計画・準備については、教育研究支援システムの利用、学生の利用しやすい方法による教材の提示・配布等が進んでおり、これ以上の改善が望めない水準に達している。

授業の実施については、2004 年の法科大学院開設以来の経験を踏まえて、それぞれの科目内容に適した方法で行われている。授業の内容・水準の統一確保は、少なくとも複数クラス開講の必修科目については、統一試験、統一された採点基準、合議による合否判定がほぼ達成されている。また、とくに、オフィス・アワーの設定や定期試験の答案の添削などの授業のフォロー体制が組織的に図られていることは、高く評価できる。

授業は「学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっていると認められる。多数の科目を展開している大規模法科大学院でありながら、関連する科目の教員が話し合って、学生が体系的に勉強できるよう工夫を凝らしていると認められる。法科大学院における授業の準備と実施について、１、２に記載したように、本法科大学院として打つべき手は打っており、経年変化をみる限り、それらは着実に効果を挙げている。

さらに、AA による学修支援体制、及び早稲田リーガルコモンズ・プロジェクトは、授業の実施による教育を効率的にバックアップしていると評価できる。

3　自己評定

A

4　改善計画

あえて指摘するとすれば、複数クラス開講の民法必修科目において、統一問題による定期試験が行われていない点で改善の余地がある。

６－２　理論と実務の架橋（１）〈理論と実務の架橋〉

（評価基準）理論と実務との架橋を意識した授業が実施されていること。

１　現状

（１）「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

法学理論は、立法や法の解釈のために、法という規範の正当性・説得性を高める基礎を提供し、紛争解決のための法の適用や生活の場における法の運用といった法実践の結果は、法学理論にフィードバックされて新たな法規範を形成してゆく。このようにより良い社会、より良い法の形成のためには理論と実務を架橋する必要があり、両者の橋渡しの役割を担うのが法曹である。そこで、法曹養成機関である法科大学院において、理論と実務を架橋する法学教育が行われるべきことになる。

法学教育における理論と実務の架橋は、理論教育の中で実務的な実現可能性や法実践が社会に及ぼす影響を常に意識し、実務教育の中で理論的な一貫性や妥当性を意識することによって実現することができると考えられる。このような「理論と実務の架橋を目指した授業」のイメージは、2004年の法科大学院開校以来の実務家教員と研究者教員の交流、FD活動、自己点検・評価報告書の作成（報告書には「理論と実務の架橋」の理解についての記述があり、その内容は教授会の議を経て承認されている）等を通じて、本法科大学院においては教員全員の共通理解となっている。

本法科大学院においては、研究者教員または実務家教員が単独で担当する個々の授業において、常にこのような意識をもって授業の組立てを行うとともに、カリキュラムの構成において理論と実務の架橋の観点を取り入れている。

具体的には、法律基本科目（1年次・2年次）で主として理論的な学修を行い、法律実務基礎科目（2年次・3年次）では、事案の調査能力・分析能力・問題解決能力等を多角的に学修し、法律基本科目応用演習（3年次）では、再び理論的な学修に立ち返り、実務に対する批判的・創造的な思考力を養うように組み立てている。

（２）授業での展開

理論と実務との架橋を意識した授業の内容を網羅的に記載することはできないので、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端系科目毎に例を挙げるとことする。

〔法律基本科目〕　民法Ⅰ（1年次必修）では「特定課題学修」の機会を設け、学説・判例の調べ方、判例の読み方、不動産取引の実際像などの解説に充てている（教員によって取り上げる項目は異なる）。憲法総合（2年次必修）では、十数件の重要判例を取り上げ、憲法問題の訴訟での争い

方・違憲主張の方法など、現実に違憲訴訟を提起した場合の実務的な側面を意識させながら、違憲判決の効力などの理論的側面とともに、ソクラテス・メソッドにより修得させる工夫を行っている。

〔法律実務基礎科目〕　刑事訴訟実務の基礎（2・3 年次必修）では、具体的な事件を素材とした記録教材等を基にして授業を行い、公判演習において、受講者に公判手続における訴訟行為を実演してもらい、これに基づいて討論、講義を行っている。民事弁護実務（2・3 年次選択必修）では、実務上の事案を題材に、法律意見書、内容証明郵便、訴状、準備書面等の法律文書を作成している。

〔基礎法学・隣接科目〕　紛争と法（1 年次選択必修）では、法の正当性、法的概念と日常感覚の関係などの論点につき、具体的な事件を素材にして分析しながら、その背後にある法理論の意義を検討している。

〔展開・先端科目〕　租税法の分野中、発展科目においては、弁護士、税理士が講義を担当し、実務経験を伝えながら、契約や相続等による財の移動にともなって発生した租税問題への事後的対処ということではなく、租税問題が契約や相続の形式を選択する際の事前の前提的考慮要素とされなければならないことを強く学生に意識させている。選択される契約の類型や事業展開の受け皿となる組織類型の差異によって租税負担に大きな差異が発生することを、具体的事例を使って学生に切実に確認させることで、民法や会社法の基礎的学習の重要性を再認識させる効果も生まれている。

国際取引法の分野では、オーソドックスな教科書の記述が実務と大きくかけ離れた部分があることを説明したり、国際取引の実務について映画を見せながら学ばせたりしている。また、授業時間に余裕があるときは、JETRO のライブラリーに行って国際契約書式や外国法制を学ばせたり、会社や官庁を訪問したりしている。

（3）理論と実務との架橋を意識した取り組み

たとえば、知的財産法の授業のうち 2012 年度及び 2013 年度の特許紛争処理法では、実際の事件をアレンジした仮想記録を作成し、最初に弁護士教員が訴訟前における交渉や訴訟に至る準備の手順を、実際の起案を適宜させるなどして指導し、元裁判官であった弁護士教員が訴訟手続の指導や事案に含まれる理論的な問題点の検討を学生に行わせ、判決に至る手順さらには上訴や判決執行に至る手順等までを指導したうえで、模擬法廷を使用した模擬裁判（口頭弁論）を教員指導の下に学生に実践させた。また、著作権等紛争処理法でも同様に仮想事例を用いて、弁護士教員が依頼者役を務め，事情聴取から訴訟提起等をも視野に入れた紛争解決の手順を実践的に指導している。

環境法の授業では、具体的事件を念頭に置いて訴訟代理人がどのような主張立証をすべきかについて指導しており、また、実際の事件で原告代理人をつとめた実務家教員が同訴訟の経緯、判決の意義等について、スライドを駆使した講演をし、研究者教員が理論的な面からコメントをしている。さらに、本法科大学院の正規授業ではないが環境法の担当教員が主催して、

原発規制及び原子力損害賠償に関するシンポジウムを開催し、環境法の受講生の一部がこれに参加した。

（4）特に力を入れている取り組み

本法科大学院の 3 年次には、多数の展開・先端科目を開講しているが、それらの大部分を、福祉・労働法務、行政法務、企業法務、渉外法務、知的財産法務、租税法務、環境法務の 7 つの WS（ワークショップ）に分類し（2013 年度より、民事法務、刑事法務を廃止し、WS 内科目を再編成した）、希望する将来の専門分野に応じて、関連する科目を履修しやすいカリキュラムを採用している。WS 科目では、研究者教員と実務家教員とが、それぞれ別箇に、または協同して授業を運営しているが、WS 内の科目を履修する学生にとって、同一または隣接する科目を研究者教員と実務家教員とから受講できることは、理論と実務の架橋という教育の目標の達成にとって重要である。本法科大学院が、このような WS 科目が 105 科目も開講していることは、理論と実務の架橋を実践する取り組みのひとつである。

（5）その他

「理論と実務との架橋を目指した授業」には、判例を取り上げる際の視点といった、教員個人の授業技術の向上に依存する部分があり、これは、教員が「理論と実務との架橋を目指した授業」の共通認識を持つこと（1（1））とともに、理論と実務との架橋という目標の達成に極めて重要な要素である。本法科大学院は、半年に 1 回 FD 研修会を開催しているが（4－1）、そのテーマがなんであれ、研修会における研究者教員と実務家教員との意見交換は、「理論と実務の架橋を目指した授業」の共通認識の形成と技術の向上に資する取り組みであるといえる。

2　点検・評価

「理論と実務の架橋を意識した取り組み」には、研究者教員と実務家教員との共同での授業担当、外部講師の招聘、実務教材の使用といった「外から見える取り組み」と、共通認識の形成や判例を取り上げる際の視点の提供といった「外からは見えない（見えにくい）取り組み」とがある。前者については、1 に記載のとおり本法科大学院では十分に活発な取り組みが行われていると認められる。後者についても、自己点検・評価報告書作成の過程や FD 研修会を通じて、教員間において、「理論と実務との架橋を意識した授業」の共通認識の醸成や、そのような授業を行う技術の向上が図られている。

3　自己評定

A

4　改善計画

１、２に記載のとおり、本法科大学院では、質・量ともに十分な「理論と実務との架橋を意識した授業」が実施されている。ただし、研究者教員と実務家教員との共同での授業担当、外部講師の招聘が十分に多いとはいえない点で改善の余地がある。また、「理論と実務との架橋を意識した授業の実施」を続けるためには、各教員が常にそのことを念頭において授業に工夫を凝らす必要がある。そのためには、自己点検・評価報告の年次報告書作成のために行うアンケート調査や FD 研修会などを通じて、教員間の情報・認識の共有に努める必要があると考える。

６－３　理論と実務の架橋（２）〈臨床科目〉

（評価基準）臨床科目が適切に開設され実施されていること。

１　現状

（１）臨床科目の目的

本法科大学院においては，臨床科目は、実務と研究の架橋という目標を、実務の一端に触れながら実践する場として位置づけ、なるべく広範囲の実務に、多彩な形で触れる場を提供することにより、学生がその興味に応じた実務経験を得られることを目的とする。

（２）臨床教育科目の開設状況等

本法科大学院においては、臨床法教育系の科目としては、民事、行政、家事・ジェンダー、刑事、労働、外国人、商事、障害法の各専門臨床法学教育(リーガル・クリニック)(本法科大学院では、カリキュラム上、リーガル・クリニックを「臨床法学教育」と呼んでいるが、混乱を避けるために、本法科大学院のカリキュラム上の「臨床法学教育」を以下で「リーガル・クリニック」と呼ぶ)とエクスターンシップが設置されている（2013年度現在）。

（３）特に力を入れている取り組み

リーガル・クリニックは、実際の依頼者についての、現実に生起している事件について、本法科大学院の教員の指導監督下で、法律相談や事件担当をすることを意味し、本法科大学院付設の法律事務所で行うもの(民事、家事・ジェンダー、行政、刑事、労働、外国人)と、教員が所属する外部の法律事務所等で行うもの(商事、障害法)がある。

他方、エクスターンシップは、本法科大学院と契約を締結した、外部の法律事務所、企業法務部、官公庁、NGO-NPO、国際組織などで、法律実務を行うものである。

これらの臨床法学教育系科目は、民事弁護実務、家事弁護実務、刑事弁護実務、労働訴訟実務の基礎、リーガル・カウンセリングアンドネゴシエーション、模擬裁判などの実務基礎系の科目におけるシミュレーションと有機的に関連しながら実施されている。

（４）その他

2013年度より本法科大学院を修了した弁護士が中心となって設立した弁護士法人「早稲田リーガルコモンズ」と連携し、学生が常に社会の最前線の実務に触れながら教育を受け、同時に社会の多様な分野への進出を後押

しする早稲田リーガルコモンズ・プロジェクト（WLCP）を開始した。

同プロジェクトの柱の１つが「次世代育成プログラム」である。これは学生がコモンズ事務所に日常的に出向き、先輩である弁護士と一緒に実務を体験するものである。具体的には、平日の夜や長期休暇を使って、弁護士が受任する民事訴訟・刑事訴訟等の訴訟業務、社会活動など幅広いテーマに参画をする。また、コモンズ事務所の弁護士が、学生の学修にとって価値があると思われる事件を受任した場合、事件ごとに参加学生を募集し、検討を行うケース・プログラムを行っている。参加する学生は、法令・判例調査等の下調べなどを担当し、弁護士との議論を通じて、関連法令・判例の理解を深めるとともに、実務処理の基礎的な手順を学修する。

１年生法学未修者に向けた実務体験プログラムも併せて設置している。これは社会人・法学部以外の学部出身者に対して、コモンズ事務所における基礎的な実務体験を提供するものである。法学未修者として入学する場合、ロースクールの生活や法律の学修に悩む時期がある。本プログラムでは、法曹の仕事の醍醐味を体験させることで、モチベーションを維持、向上させ、将来のキャリア形成のイメージを明確にすることを目的としている。

リーガル・クリニックについては、受講する学生の学修を支援することを目的としたクリニックAAの制度を創設した。クリニックAAは、本法科大学院を修了した弁護士の中からクリニックの担当教員の推薦に基づき、教務主任、アカデミック・コーディネーター（AC）が合議の上、選定をされる。本制度によって、クリニック科目にクリニック AA が参画することで、より身近に議論する機会が増え、実務処理への理解が深まることを期待している。

２　点検・評価

（１）開設科目

リーガル・クリニックは、8 科目（年間 17 講座）もの専門クリニックが開設されている。また、エクスターンシップは、法律事務所だけではなく、企業法務部、官公庁、NGO-NPO、国際組織、医療機関等を含む 100 を超える（2012 年度は 120 ヶ所、2013 年度は 149 ヶ所）多彩かつ多くの派遣先が確保され、充実したエクスターン教育が実施されており、プログラムとしては卓越したものが準備されている。

（２）実施状況

ア　質的工夫

（ア）リーガル・クリニック

民事・家事クリニック

実務家教員と研究者教員が原則として共同して担当すること、事例検討会での事例についての理論と実務面からの多角的検討、感想報告会の実施・感想報告文の提出による学生からのフィードバック、さらに、民事弁護実務その他の実務基礎系科目との有機的連携などによって、臨床法教育における実務と理論の架橋を意識し、それを実践している。実践面でも、渉外家事事件への取り組みや島嶼部や路上における相談活動、行政訴訟での一部勝訴判決の獲得、住民集会での事例報告等、理論と実務の両面で、大きな教育的成果を生んでいる。

また、学生にとって過重負荷となるおそれがあると考えられたので、あらかじめ、1 学期に 90 時間（2 単位分）との消費時間の目安を設定し、学生からは随時消費時間数の報告をしてもらい、上記目安の前後に収まるようにつとめるなど、学生の過重負荷を避けるように工夫もされている。

付設法律事務所による宣伝や担当教員の努力等の結果、受任事件数は適正な数が確保できている（クリニックからの受任は、2012 年度春学期相談件数 20 件、秋学期 18 件、2013 年度春学期相談件数 18 件、これ以外に教員の持ち込み事件あり）。

各班において、従前の班からの引継事件がある場合は、その担当に加え、若干数の新件の法律相談を行う、逆に、従来からの引継事件がない場合には、法律相談で多めに新件の法律相談を行うなどすることで、各班の負荷が著しく異なることがないように配慮している。なお、民事・家事・行政・労働クリニックは授業期間の最後に合同でカンファレンスを行い、各班の経験を共有することとしている。

行政クリニック

民事クリニックの中で行政関係・環境関係を主に扱うクリニックを行政クリニックとして独立させたが、その特殊性から主に実務家教員の持ち込み事件を中心に、法律相談にとどまらず、いくつかの事件について訴状作成・準備書面作成・控訴理由書、上告理由書、上告受理申し立て理由書の作成など（一学期で終わらないので、クリニックの後輩に受け継いで継続）をおこなった。これにより、事件の提訴から最高裁までの一連の流れを体験することができた。また、訴訟事件以外に、震災復興支援に関わる自治体の法的問題への助言やまちづくりに関する報告書の作成など多彩な取り組みを行った。なお、クリニックで扱い審査会の裁決の取り消しに至った事件は判例時報に掲載されている。（東京地裁平成 24 年 9 月 12 日判決　判例時報 2179 号 52 ページ）

刑事クリニック

実務家教員と研究者教員の共同がはじまり、また、刑事実務その他の法律実務基礎系科目との有機的連携が行われている。

短期集中的に身柄事件に対応する必要性から、刑事クリニックは春期、夏期の休業期間に集中して行われている。

実践的にも、勾留に対する準抗告によって、釈放を実現させるなど、刑事弁護活動上での画期的な成果を通じた刑事実務への影響など、実務と理論の両面から、大きな教育的成果を挙げている。

労働クリニック

相談及び事件受任において、実務家教員と研究者教員の共同が行われており、労働法などの法律科目や労働訴訟実務の基礎その他の実務基礎系科目との有機的連携もはかられ、かつ、担当した事件は新しい労働審判制度等を活用して大きな成果をあげるなど労働訴訟実務にも影響を及ぼしており、実務と理論の両面から、大きな教育的成果を挙げている。

労働審判は公開とされていないが教員の努力により学生の傍聴が実現している。

付設法律事務所による宣伝や担当教員の努力等の結果、受任事件数は適正な数が確保できている（2012 年度クリニック経由の労働相談は 9 件、2013 年度春学期は、4 件）。

家事・ジェンダークリニック

相談及び事件受任において、実務家教員と研究者教員の共同が行われており、ジェンダー法関連の科目との有機的連携もはかられ、実務と理論の両面から、大きな教育的成果を挙げてきたが担当教員の構成等を踏まえて家事と一体化することとした。

外国人クリニック

ワークショップ科目「外国人と法」の事前または事後の履修を推奨しており、外国人に関わる法律問題についての理論と実務の統合的教育を行っている。実務家教員と研究者教員の共同指導の下で、現実に生起している事例についてクリニックでの通訳を介した依頼者への聞き取りや、退去強制処分の取消訴訟に関連する各種書面の起案についての指導を行っている。

商事クリニック

商事クリニックでは、実際の事件を扱う困難さがあることから、設

例を用いたシミュレーションを中心として，学外の専門法律事務所において実務家教員中心に実施されている。実際の企業再編などに触れるところから，具体的な制度の違いが深まるとともに、実務的な知識を身につける効果が発揮されている。

障害法クリニック

授業と施設見学、ヒアリングなどを組み合わせて障害者の抱える問題の実情を知り，法的問題点を検討し，解決策を模索するところから、単に訴訟といった側面だけではなく社会システムとして法制度を整備していくことを議論する中で、そのために必要な多面的問題を検討するなど、教育成果を上げている。

（イ）エクスターンシップ

法律事務所以外のエクスターン先に対しては、個々に説明資料の送付や担当者の訪問・面談によりエクスターンシップへの理解を深めた上での受け入れを依頼してきた。

学生に対する成績評価書の提出や学生からの報告書の提出等を通じ、エクスターンシップにおける教育についての連携強化ならびに、教育成果の客観化がはかられており、エクスターンシップ先の多彩化・エクスターンシップ交流会の実施などとあわせ、教育成果の定着及び共通化による教育成果の発展がはかられている。

イ　量的充実

（ア）リーガル・クリニックについて

リーガル・クリニックについては履修希望学生数の増加が見込まれたので、常勤・非常勤の実務家教員の拡充に努めた。

2013 年度の担当教員は民事が春学期 7 名、秋学期 7 名、家事・ジェンダーが春学期 7 名、秋学期 7 名、刑事が春学期 5 名、秋学期 5 名、労働が春学期・秋学期 4 名、行政が春学期・秋学期 2 名、商事が春学期 2 名、障害法が秋学期 4 名体制と充実した体制で指導に当たっており、第一希望のクリニックには入れない場合が多少生じているものの，受講希望者のほぼ全員を受け入れている状況にある。

学生数名に教員が複数という充実した少人数教育体制の元、実務家教員の実務の一部にも触れることが出来、将来の具体的な職業イメージの形成にも役立っている。

（イ）エクスターンシップについて

派遣者数は次項（ウ）に記載の通りであるが、派遣率は年々上昇し

ている。正規履修者における派遣率は、2012 年度が 47%、2013 年度が 60%である。試行プログラム（単位認定以外）を含めると、2012 年度が 51%、2013 年が 64%である。受け入れ先の絶対数は少なくないものの、派遣者数が希望者数を上回っている（正規履修希望者数は 2012 年度で 254 名、2013 年度で 240 名）。すべての履修希望者に対してエクスターンシップ受け入れ先・派遣人数が不足してため、受け入れ先の更なる開拓・派遣人数枠の確保は継続的な課題となっている。

（ウ）総参加者数

2012 年度は、リーガル・クリニック参加者が 136 名、エクスターンシップの参加者は 120 名（正規登録者数。試行による派遣者も含めれば 138 名）となっている。2013 年度は、リーガル・クリニック参加者が 134 名、エクスターンシップの参加者は 143 名（正規登録者数。試行による派遣者も含めれば 167 名）となっている。

（エ）活動報告書

クリニックの担当教員による活動内容報告や学生の参加の感想を集約した活動報告書（2012 年度を除く）、全派遣先に関する実習内容や感想、自己評価や反省などを集約したエクスターンシッププログラム報告書が毎年発行されている。

（オ）実施における問題点

2010 年度において残念なことに本法科大学院学生がエクスターン先における法律相談内容をツイッター上に書き込むというトラブルが発生した。固有名詞などは掲載されておらず個人情報の漏洩に該当するとは言えないもののエクスターン先や相談者に多大な迷惑をかける結果となった。大学は直ちに当該学生に厳正な処分を課すとともに、守秘義務について学内に周知徹底をはかる処置をとった。その後今日に至るまでこのようなトラブルは生じていない。

3　自己評定

A

4　改善計画

エクスターンシップで発生した守秘義務に関するトラブルを踏まえ，生の素材を扱うクリニック・エクスターンにおいてはさらなる守秘義務の周知徹底だけではなく法曹倫理教育との連携を強化し、クリニック受講には法曹倫理の受講を条件とした。

また開始前の守秘義務や情報の取り扱いにおける注意事項等に関する詳細なオリエンテーションを実施している。

クリニックに関しては半年という受講期間の制限があるが，これを超える事件について最初から最後まで関われるような学期を超えた受講生の連携等の試みも行う必要がある。

エクスターンシップに関しては、希望者の 64%程度しか受け入れが出来ていないことから，受け入れ先・人数の拡大が急務であり、総合大学としての特性を生かした広い範囲の新規受け入れ先の開拓などが求められる。一方で、受入は可能であっても応募がない派遣先もあることから、各派遣先でのエクスターンシップの魅力を伝えていく必要がある。

また、2013 年度から開始した早稲田リーガルコモンズ・プロジェクト（WLCP）に積極的に学生が参加するように推進していく。

すでに、学生の負担なども明確化され、また、十分な教員数も確保され、体制は整備されている。リーガル・クリニックやエクスターンシップを履修した学生の声や客観的な教育効果を広めていくとともに、司法試験のあり方を含め、法科大学院制度の理念を実現できる制度的環境を整えていくことが必要である。

参考資料

2012 年度エクスターンシップ・プログラム報告書
2013 年度エクスターンシップ・プログラム説明会資料
2011 年度クリニック報告書

第７分野　学習環境及び人的支援体制

７－１　学生数（１）〈クラス人数〉

（評価基準）１つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。
（注）
① 「１つの授業を同時に受講する学生数」とは，クラスに参加するすべての学生の数をいい，本科生，留学生，科目等履修生，聴講生等を含む。
② 「適切な数」とは，その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は，５０人を標準とし，６０人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていることをいう。

１　現状
（１）１つの授業を同時に受講する学生数（人数にカウントされる人，されない人の区別も含む)。
評価実施年度を含む過去 3 年分の、開設科目毎の履修登録者数は、別紙資料（科目別履修登録者数一覧表）の通りである。

（２）適切な人数となるための努力
法律基本科目については、同一科目につき、7 クラスを開講することで、原則として50名以下としていた。ただし、留年生がいるクラスにおいては2010年度までは50名を超えていたが、その場合でも54名以下となっており、60名を超えることはなかった。2011年度入学者（未修者入学者）については、従来通りのクラス人数で１クラス50名程度のクラスを「3クラス」開設することも検討したが、法学未修者に対して、いっそうきめ細かな教育（双方向・多方向の授業等）を実施するために、「4クラス」開設することとした。そのために1クラスあたりの学生数は概ね30名程度となった。それ以降、2012 年度は、「３クラス」で 1 クラスあたりの学生数は 30～47名、2013年度は、「３クラス」で1クラスあたりの学生数は24～43名である。

（３）特に力を入れている取り組み
上述の通り、2011年度入学者（未修者入学者）以降の法律基本科目については、1クラスあたりの学生数を概ね50名以下とすることにより、理想的な学生数による効果的な授業の実施に取り組むことができている。
また、例年、1 年春学期の法律基本科目については、担当者を全員専任

教員としており、オフィスアワーと連動して、初学者に対する十分な指導を行うことができている。

（4）その他

法律基本科目以外の科目において、受講者数が50名を超える科目と、逆に 5 名未満の科目とがあるが、このことは、一般的には、法律基本科目以外の科目においては学生の履修希望をできるだけ尊重し、受講者数を授業に差し支えない範囲としていることの結果であって、特段問題はないと考えている。

なお、2010 年春学期開講の「法曹倫理 A～D」（4 クラス）については、1 クラス 76 名～77 名であったが、2011 年春学期には、5 クラス開講することとし、その結果 1 クラスの人数は 61 名～62 名となった。それ以降、2012 年度は、「5 ラス」で 1 クラスあたりの学生数は 53～55 名、2013 年度は、「5 クラス」で 1 クラスあたりの学生数は 50～53 名である。

2　点検・評価

法律基本科目は、概ね50名以下となっており、双方向・多方向の授業を行うのに標準的な50名という人数を基本的に満たしており、法律基本科目について 1 つの授業を同時に受講する学生数としては、理想的な人数であると考える。

法律基本科目以外の科目については、科目または授業内容によっては、受講者の「適切な数」について一概に述べることができないとも思われるが、いずれにしろ、本法科大学院においては、60 名を大幅に超える科目はほとんどなく、法律基本科目以外の科目についても、受講生の「適切な数」の点では特に問題はないものと考える。

3　自己評定

合

4　改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

７－２　学生数（２）〈入学者数〉

（評価基準）入学者数が入学定員に対してバランスを失していないこと。

（注）

①　「入学者数」とは，実際に入学した学生の数をいう。

②　「入学定員」とは，各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。

③　「バランスを失していないこと」とは，入学定員の１１０％以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失していないことをいう。

１　現状

（１）過去３年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員（A）	入学者数（B）	定員充足率（B/A×100）
2011年度	270人	261人	96.7%
2012年度	270人	263人	97.4%
2013年度	270人	244人	90.4%
平　均	270人	256人	94.8%

［注］　１　「入学定員」とは，各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
２　「入学者数」とは，実際に入学した学生の数をいう。
３　［B／A］欄については，小数点以下第２位を四捨五入し，小数点以下第１位まで表示すること。

入学定員・入学者数は、上掲表の通りである。入学者数は、2011 年度～2013 年度の平均で入学定員の 94.8%である。

（２）入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

入学定員を大幅に上回らないように、入学者選抜において、最初に一定数の合格者と共に補欠者を発表し、段階的に、合格者のうちの辞退者の数を勘案しつつ、補欠者の中から、評点の順番に合格者を出している。

（３）特に力を入れている取り組み

入学定員までは、本法科大学院において学修するに足りる能力があると判定した者はすべて入学を認めるという姿勢を貫きつつ、他方では、本法科大学院での学修環境及び人的支援態勢を考慮して、特に、入学者が入学定員を上回ることのないような方向で取り組んでいる。

（４）その他

現行の入学者選抜制度及び入学者決定方法を維持することにより、現在のような入学定員と入学者数の良好なバランスを保っていきたいと考えている。

２　点検・評価

入学定員と入学者のバランスは、ほぼ理想的な状況であり、十分に許容される範囲であると考えている。

３　自己評定

合

４　改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

７－３　学生数（３）〈在籍者数〉

（評価基準）在籍者数が収容定員に対してバランスを失していないこと。

（注）

①　「在籍者数」とは，在籍の法科大学院生の数をいう。

②　「収容定員」とは，「入学定員」に３を乗じた人数をいう。

③　「バランスを失していないこと」とは，在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないことをいう。

１　現状

（１）収容定員に対する在籍者数の割合

【2013 年度の在籍者数の割合】

	収容定員（A）	在籍者数（B）	定員充足率（B/A×100）
１年次	270人	244人	90.4%
２年次	270人	258人	95.6%
３年次	270人	145人	53.7%
合　計	810人	647人	79.9%

【過去３年間における全体の在籍者数の割合】

	収容定員（A）	在籍者数（B）	定員充足率（B/A×100）
2011年度	870人	760人	87.4%
2012年度	840人	724人	86.2%
2013年度	810人	647人	79.9%
平　均	840人	710人	84.6%

［注］　１　「在籍者数」とは，休学者を含む法科大学院生の在籍数をいう。
　　２　［B／A］欄については，小数点以下第２位を四捨五入し，小数点以下第１位まで表示すること。

在籍者は、上掲表（2013 年 5 月 1 日現在）の通りであり、収容定員の79.9%である。

（２）在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

各年度の入学者選抜において、収容定員（入学定員）を大幅には上回らないような入学者数としている。

（３）特に力を入れている取り組み

上記（２）の通り、各年度の入学選抜において、収容定員（入学定員）を大幅には上回らないような入学者数としているために、在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための取り組みは特に必要なく、そのための措置は講じていない。

（４）その他

上記のように各年度の入学者選抜において、収容定員（入学定員）を大幅には上回らないような入学者数とする方策を講じているため、在籍者数が収容定員を上回ることはないが、そうであるからといって、逆に、各年次の定員充足率を入学時の割合に維持するために進級要件や修了要件を緩和する方策を講じてはおらず、厳格な成績評価に努め、進級要件や修了要件は厳格に運用している。そのために一定数の退学者や休学者が存在するが、他の教育機関への入学、就職、学力不足、身体疾患・心身耗弱、経済的困窮等の理由からやむを得ないものと考えるが、それらに至る前段階において本学として十分な相談体制を備えておく必要があると考える（本学の相談体制に関しては、7－7　1(3)、(4) 等参照）。

２　点検・評価

在籍者は、収容定員を上回っておらず、適切なバランスであると考えている。

３　自己評定

合

４　改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

７－４　施設・設備（１）〈施設・設備の確保・整備〉

（評価基準）授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

１　現状

（１）施設・設備の確保・整備状況

ア　施設設備

本学 27 号館（小野記念館）の地上部分（1～4 階）及び 8 号館 3 階の法廷教室が本法科大学院の専用施設として確保されている（必要に応じて学内の他の建物の施設・設備を利用している）。8 号館 3 階の法廷教室は、2 室からなり、1 室（301 号室）は、裁判官席 9、弁護側席 6、検察側 6、被告席 1(及び長いす 1)、書記官席 1、廷吏席 1 のほか傍聴席等 30 を備え、1 室（302 号室）は、円テーブルに 8 席、その他の座席 30 を備える。両教室とも、法廷には通常備えられている以上に優れた AV 機器を備えている。27 号館地下の小野講堂（学内他箇所との共用施設）には、模擬裁判用の法廷セットが用意されている。

教室・演習室については、27 号館 2 階に収容定員 24～79 名の 6 室、3 階に収容定員 23～80 名の 6 室がある。各教室は、各受講者に十分な手元スペースのある机が配置され、教員と学生がお互いに顔を見ながら議論ができ、発言者の声を容易に聞き取ることができるような構造になっている（必要に応じてマイクを使用することができる）。各教室には、ホワイトボード、プロジェクター、モニター、教員用 LAN 接続パソコンが配置されており、受講者の各机には電源及び LAN ケーブルのコンセントが配置され、27 号館は全館無線 LAN 対応となっている。

自習室については、27 号館 4 階に本法科大学院専用の独立した自習室 4 部屋に自習用キャレルが合計 164 席用意されており、そのうち 115 席は 24 時間利用可能である。そのほか、10 の端末機器を設置した席がある（これも 24 時間利用可能である）。また、27 号館に隣接した建物（2 号館 1 階及び関口ビル=27-10 号館）に本法科大学院生が利用することができる合計 208 の自習用キャレルがある。さらに、9 号館 2 階「博士課程用自習室」（全 200 席）も利用することが可能である。その他に大学全体の共用自習室キャレルを合わせると 1000 席余りになる。自習室の各机には電源及び LAN ケーブルのコンセント（27 号館以外では、一部無線 LAN）が配置されている。自習室は適度な明るさに保たれている。

議論スペースについては、27 号館の随所に椅子及びテーブルが用意されており（2013 年 5 月 1 日現在、1 階 23 席、2 階 46 席、3 階 32 席）、学生が自由に自主的に議論の場などに利用している。また、27 号館に隣

接した建物（関ロビル=27-10 号館）にグループ学習室が用意されており（10 名以下のグループ学習室 5 室）、学生グループが予約の上、貸し切ることも可能である。なお、27 号館の教室は、授業が行われない場合には、学生グループが予約の上、貸し切ることができる。

教員の研究室については、27 号館に隣接した 8 号館の 7～12 階に設置されており、学生が容易に訪れることができる。研究室のある各階（7～12 階）には学生指導室（合計 6 室）が設置されており、オフィス・アワーで活用されるほか、教員が複数の学生とコミュニケーションをとる際に利用することができる。

コピー機等については、27 号館 1 階にコピー機が複数設置されており、さらに 4 階の自習室の外側に共用パソコン（学内 LAN ネットワーク及び教育研究支援システムに接続されたもの）及びプリンターが 10 台設置されている。

また、27 号館 1 階～4 階に学生用のロッカーを設置しており、1 人 1 台貸与を行うことにより、教科書・参考書類を収納することができるように配慮している。

イ　身体障がい者への配慮

車椅子利用者に対しては、27 号館の入口からスロープを使用して、エレベータホールに行き、エレベーターを利用することにより、2 階から 4 階までの教室や自習室への移動が可能となっている。また、1 階および 4 階に障害者用トイレを設置している。

法廷教室等がある 8 号館についてもスロープ、障がい者用エレベーター、障がい者用トイレが設置されており、同館における移動・授業等の実施において不都合が無い状況になっている。

（２）問題点や改善状況

これまで指摘された主な問題点とその対応ないし改善状況は、下記のとおりである。本法科大学院において、学生は、目安箱の機能を持ったメーリングリスト＜From-LS-students＞を利用し、施設等に関して、随時、意見を述べることができる。このメーリングリストによるメールは、研究科長、教務担当教務主任、学生担当教務主任及び関係事務職員が閲覧し、必要な対応をとっている。

学生の要望としては、個人用ロッカーの大型のものへの交換、共用パソコン・プリンターの増設、給湯施設の開放、ウォータークーラーやコートハンガーの設置等であり、これらは実現されている。また、事務所のスペースが狭く、多数の学生が一時に用事がある場合に混雑することがあり、また、学生と職員が個別に面談する場所がないことなど、事務所スペース

の拡大が望まれていたが、2009年度より拡大がなされ、それ以降、混雑は緩和され、また、事務所内に学生と職員が個別に面談する場所として事務カウンター脇に専用テーブルと椅子2席が設けられた。

自習室の増設の要望に対しては、既存の自習室のキャレルの増設に加え、大学が上記の 27 号館隣接建物（関ロビル=27-10 号館）の一部を借り上げるなどして対応してきた。自習スペースの確保のために空き教室を最大限活用することとしている。

また、2012年度より本法科大学院を修了し法務研修生となった者に対して専用の自習室を設置することとした。同自習室は、本学19号館の２階にあり、27号館4階の自習室と同様のキャレルが180席設置されている。加えてグループ学習や個別指導に利用されるブース（6名席デスク×8ブース、4名席デスク×1ブース）も備えている。

学生が飲食に使うことのできるテーブル及び椅子を増設することの要望に対しては、上記のように、27号館1、2、3階の随所に椅子及びテーブルを増設し、このスペースは議論のスペースとしての利用のほか、飲食や談話のために使用することも認めている。

（３）特に力を入れている取り組み

東日本大震災後において、地震に対する備えをさらに充実させている。本法科大学院が授業で使用する 27 号館・8 号館はいずれも 2004 年および 2005 年に完成した建物であることから、耐震構造については十分な考慮が行われている。実際、東日本大震災においても、建物に損壊等の被害は出ていない。

授業中に地震が発生した場合を想定し、教員が学生に指示すべきポイント避難路を記載したプレートを、すべての教室に配備している。また、地震発生時あるいは緊急地震警報が発せられた場合に、直ちにドアを開け、避難路を確保する観点から、ドア・ストッパーを全室に設置している。また、避難経路を示す掲示、停電時でも点灯する避難路の照明なども完備している。

（４）その他

特になし。

２　点検・評価

本法科大学院専用棟、教室・演習室、研究室などの施設の確保・整備状況及び無線LAN、コピー機・共用パソコン・プリンター、学生専用ロッカーなどの設備の確保・整備状況については、優れていると考えるが、自習室、議論スペース、飲食・談話スペースの確保・整備状況については、在籍学生数

に比して、なお十分であるとは言えず、また、学生からも要望が出されていることから、改善すべきものと考える。

3　自己評定

B

4　改善計画

特に、自習室、議論スペース、飲食・談話スペースについては、これまで、本法科大学院の教室や大学の共用施設等などを利用することによって、本法科大学院在籍者の利用のニーズに応えてきたが、今後は、希望する学生すべての専用キャレルの確保（学内において本法科大学院生が席を争うことなく静かに自習できる学習環境の確保）、及び、より適切な場所における十分な数の議論スペース（及び飲食・談話スペース）の確保に向けて検討を進めていきたいと考えている。

また、本法科大学院修了者が利用することのできる施設・設備についても、継続的に確保できるように努力をしている。

７－５　施設・設備（２）〈図書・情報源の整備〉

（評価基準）教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

１　現状

（１）図書・情報源の確保

図書に関しては、本法科大学院専用建物（27 号館）に隣接した 2 号館の高田早苗記念研究図書館（2012 年度末現在蔵書数：501,825 冊）及び 9 号館の法律文献情報センターに本法科大学院教員及び学生の利用に向けた法律図書（公的判例集、法学研究教育に必要な内外の専門雑誌及び図書）が収蔵されている。その他、本法科大学院学生は、法学部学生読書室（隣接した 8 号館地下 2 階）や中央図書館（本部キャンパス内、2012 年度末現在蔵書数：2,677,157 冊）をはじめ、学内の他の図書館を利用することができる。学内のすべての図書館において、図書は一般的な配架基準にしたがって配列されている（利用時間は午前 9 時～午後 5 時または午後 10 時で、どの図書館も司書等によるサポート体制が整っている）。学生にとっては、その学修のために必要な図書はほぼすべて上記の図書館の全てまたはいずれかに備え付けられていると思われるが、購入希望の図書については、中央図書館の図書検索システム等を利用してその希望を出すことができ、高額でない図書（10 万円以下の単行本）の購入希望はほとんどの場合にかなえられている。

判例検索その他のデータベースに関しては、学生は、すべて、①教育研究支援システム（ローライブラリーTKC、LEX/DB インターネットほか 24 種類）および②大学図書館が提供しているデータベース（第一法規法情報総合データベース、LEXIS、Westlaw ほか欧米や中国文を含む 215 種類）にアクセスすることができる。さらに、法律文献・書誌全文データベースである Law Library Information(LLI)（最高裁判例解説ほか 6 件）を利用して外国のものを含む主要法律雑誌等の記事を参照することができる。このほかにも、大学全体で利用可能な図書館で提供されている各種・各学問分野のテータベースを利用することができる。以上のデータベースの多くは、学生及び教員は、パスワードを入力の上、学内ばかりでなく学外からもアクセスし、必要な資料を検索しダウンロードすることができる。

上記の本学における図書・情報源の整備体制の下において、多くの授業科目では、電磁的方法により、学生に対して、参照すべき文献または情報についての指示を与えている。

（２）問題点と改善状況

図書等に関する希望として、学生から、判例集等の27号館への蔵置・配架の希望が出されたが、これらは上記データベースにて利用可能であり、また隣接の建物に完備されており、27 号館にはそのためのスペースもないため27号館には蔵置していない。ただ、データベースからダウンロードした資料については、その印刷のためのプリンターを増設して学生の便宜を図っている（トナーの補給などの保守管理にも万全を期している）。

（3）特に力を入れている取り組み

上記のようにデータベースの充実に力を入れており、上記データベースは、LLI を除いて、学外からも利用可能であることの便宜性は学生に高く評価されている。

（4）その他

上記（2）のように、データベースからダウンロードした資料については、その印刷のためのプリンターを増設しているが、さらに学生の便宜を図るために印刷については課金していない。

2　点検・評価

勉学に必要な図書は完備しており、さらに利用可能なデータベースは充実しており、勉学に必要な資料の不備はないと考えている。

3　自己評定

A

4　改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

７－６　教育・学習支援体制

（評価基準）教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

１　現状

（１）事務職員体制

教員の教育や学生の学修を支援する人的体制としては、まず本法科大学院事務所の職員が挙げられるが、事務職員は 17 名（内、管理職 1 名、専任 9 名、派遣 7 名）に過ぎず、2011 年度より専任で 1 名増員されたものの、依然としてしばしば超過勤務を強いられており、人員が絶対的に不足していることは残念ながら否定できない。具体的な業務として、履修相談・登録ならびにグループ学習室の管理・貸出、教材配付、答案返却、試験の実施・運営、各種相談対応（教務主任と連携）、修了生支援等を行っている。

（２）教育支援体制

教育支援として学生 TA は 2012 年度春学期では 24 名、2012 年度秋学期では 23 名、2013 年度春学期では 30 名が採用され、各教員の授業準備など教育上の補助をしている（のべ業務時間は、2012 年度春学期は 1,844 時間、2012 年度秋学期は 1,662 時間、2013 年度春学期は 1,739 時間）。

（３）特に力を入れている取り組み

教員や学生の教育支援上の特段の人的体制としては、本法科大学院修了生を中心とする弁護士 80 名位（2012 年度 79 名・2013 年度 82 名）がアカデミックアドバイザー（AA）として常時下記（7－8）のような活動をしているほか、本法科大学院の必修法律基本科目や選択科目「法律基本科目応用演習」における学生の起案文書の添削にあたったりして、教員の教育支援にも手助けとなっており、教員の大きな教育上の支えの一つとなっている。

（４）その他

特になし。

２　点検・評価

上記のように、事務所の事務職員の員数の不足は依然深刻であり、その改善は最重要課題の一つではあるが、教育支援としての TA、AA が需要に対応する程度には確保できており、総合的に見て、支援の体制は、法科大学院に必要な水準には達しているものとみられる。

３　自己評定

B

４　改善計画

事務職員の増員について、大学本部と交渉するほか、AA やチューターのための予算を確保してニーズに合った支援を提供していくことを検討している。

７－７　学生支援体制（１）〈学生生活支援体制〉

（評価基準）　学生生活を支援するための体制が備わっていること。

（注）

①　「学生生活を支援するための体制」とは，経済的支援体制，精神面のカウンセリングを受けることのできる体制，身体面において障がいのある者を支援する体制，学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。

１　現状

（１）経済的支援

本法科大学院は、学生に対し、2012 年度に総額 8,774 万円を 174 名、2013 年度に総額 7,860 万円を 156 名の学生に給付している。早稲田大学全体における奨学金は貸与ではなく給付型の奨学金が多いことに特徴があるが、本法科大学院を対象とする給付奨学金も、厳しい財政事情の中、比較的充実しているものと思われる（新設・増額のものとしては、2013 年度創設した池田正範奨学金〔年 70 万円〕3 名、津田左右吉奨学金〔2013 年度に 25 万円から年 30 万円に増額〕1 名が受給。）。学内の給付型の奨学金は、出願者に対する採用率は 2013 年度は 32.8%（2012 年度は 25.1%）である（各学部・研究科に学内でローテーションで割り当てられる奨学金もあるので、年度によって多少増減する）。

2007 年度には「創立 125 周年記念奨学金」が新たに加わり、受給人数および受給総額が増え、さらに 2009 年度からは早稲田大学の法曹 OB の寄付等により当該年度授業料半額免除となる稲門法曹奨学金が創設されていたが、2013 年度からは年間授業料相当額（全額）免除枠も追加された。2012 年度は 103 名、2013 年度は年間授業料相当額免除 3 名・秋学期授業料相当額（年間授業料半額）免除 82 名が、稲門法曹奨学金を受けており、優秀な学生の大きな経済的支えとなっている（なお、創立 125 周年記念事業としての「創立 125 周年記念奨学金」は 2013 年度給付分をもって満了となる）。

その他の支援体制として大学は複数の学生寮を提供しており、本法科大学院の学生も利用可能である。現在は主に本法科大学院への留学生が利用している。

（２）障がい者支援

全学的施設として、「障がい学習支援室」が設置されており、本法科大学院の受験生・学生に対する包括的な支援サービスを提供している。これまでに本法科大学院で行われた支援として、聴覚障害者に対して、すべての授業において 2 名のパソコンによるノートテイカーを付け、教員が話す内

容を同時進行的にフォローするなど、学生への厚いサポートが行われている。また、本法科大学院が授業で使用する 27 号館および 8 号館は、すべてバリアフリーとなっており、車椅子による教室へのアクセスが可能であり、また障害者用トイレも完備されている。

実際、2011 年度入学学生について、車椅子を利用する学生（脊椎損傷）、聴覚に障害を持つ学生（感音性難聴）が在籍している。上記の学生に対しては、試験の際にも各種特例を認めるなどの配慮をしている。

（3）セクシュアル・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口

本法科大学院は、学生が、教職員および教務主任のいずれにも相談することができる体制が整っており（通常の窓口対応・直接対応以外でも、〈From-LS-students@list.waseda.jp〉という研究科長・教務主任と事務所専任職員のみが投書を見るメーリングリストが用意されており、学生たちからは顕名・匿名を含めて、2012 年度春学期 4 件・同秋学期 8 件、2013 年度春学期 4 件の投書があった）、必要な場合は、大学のハラスメント防止委員会の相談窓口を利用することができる。

（4）カウンセリング体制

前記の相談窓口・メーリングリスト対応の他、大学の保健センターと連携して、保健センターの「学生相談室（心理・精神衛生・法律相談等）」や「診療室」「保健管理室」への紹介等、協力しての学生対応も行っている。

特に精神面の相談先として、心理専門相談員および精神科医を擁する大学の保健センターで対応している。この面での大学の体制は極めて充実しており、本法科大学院専任のカウンセリング要員は存在しないものの、大学の関係者に対して、法科大学院特有の、ストレスが大きい状況を周知することにより、充実度はさらに大きくなっている。本法科大学院学生の保健センター利用率は、他箇所学生に比較して高い。学生担当教務主任や事務所の職員が、学生からの精神面での相談を受けることも少なくない。また、個々の教員がオフィスアワー等で相談されることもあり、その場合も学生担当教務主任に引き続いてのケア相談を協議することが多い。2013 年度は、全学の学生担当教務主任と教務担当教務主任の合同教務主任会で、専門家による精神面のケアについての講習（発達障害など）を受ける機会もあった。本法科大学院学生についてのメンタルケア体制の必要性と背景事情は、上記の教務主任会等を通じて大学学生部に周知されており、合わせて保健センターにも共通認識が形成されている。

こうした相談先については、教育研究支援システムで上記相談 ML を常時掲示している他、入学時のガイダンスや各種配布物、本学の WEB サイトで学生に周知しているほか、本法科大学院の事務所窓口で常時相談を受け

ている。

（５）問題点及び改善状況

本法科大学院学生は、過度なストレスから、精神的な不調を訴えるケースが多く、かつては、とりわけ法学未修者の１年で純粋未修者の成績不振学生が、法学部出身未修者との相対評価による、進級や成績不振退学への不安ないし将来への不安から、精神的な失調をきたすケースが散見された。

2011 年度からは、法学未修者１年次においては、緩和した GPA 基準と一定数の科目・単位履修とを併用する制度を導入することにより、「他の学生との比較」によるのではなく、むしろ「将来法曹となるための一定の水準」に達しているかという点を重視する進級要件としたことで、従前よりは、不合理な競争ストレスから解放されたと思われる。また、短縮課程（既修コース）の増員により、相対的に法学未修者の入学者は減っているが、クラス数を維持して、できるだけ少人数教育による手厚いケアを重視している。

（６）特に力を入れている取り組み

特段の取り組みとして、育児・介護等両立支援が挙げられる。本法科大学院の学生は、法科大学院棟に隣接する 99 号館（STEP21）に設置されている「早稲田大学 学生・教職員用託児室」を割引料金で利用可能である。また、育児・出産・家族の介護のために、休学または復学を前提とする退学を認めている。介護や、本人の通院等、やむを得ない事由があると認められる場合には、必修科目・曜日時限のクラス編成について一定の配慮（クラス変更や科目振り替え）も行っている。

（７）その他

本法科大学院では、学生に学修に専念することを求めており、社会人に対しても原則として入学前に仕事を休職・退職するよう指導している。しかし他方で、就業先の事情でどうしても仕事から抜けられないという場合、入学を諦めるということのないように「1 年次 2 年間計画履修制度」を設け、一定時間の就業と学修が両立できる制度を導入している。さらに、2010 年度からは、法学既修者の大幅増に合わせ、同様の制度を法学既修者にも設けた（「2 年次 2 年間計画履修制度」）。いずれも、2014 年度からのカリキュラム改革により必要単位数の改訂を行う予定である。

本法科大学院では、1 年次から 2 年次、2 年次から 3 年次に、修得単位や GPA に関する進級要件が課せられているが、本計画履修制度を適用されると、これらの要件を 2 年間かけてクリアすることになり、初年度は就業と

の関係で通常必要な数の科目履修をしなくとも次年度に進級することができることになる。ただし、2年間が経過した段階では、各学年の進級要件を充足しているかが評価され、充足していない場合には、その段階で除籍となる。具体的な適用・進級に関する条件は以下のとおりである。

標準課程（未修コース）入学者　２年間計画履修制度

１年目の扱い	履修可能な範囲内で科目登録を行う。 １年次（１年目）の秋学期末の時点で、「1年必修科目」(34単位）の修得単位が18単位以上である場合は、２年次に進級する。
２年目の扱い	２年次に進級した場合 ２年次（＝入学後２年目）の秋学期末の時点で、１年必修科目(12科目・34単位)のうち11科目以上を修得し、かつそのGPAが1.２を超えていない限り、在学年数満了退学となる（１年目に不合格であった科目もGPA計算に入れる)。 ２年次に進級しなかった場合 １年次（２年目）[＝入学後２年目]に、１年目に未修得の必修科目を科目登録する。 ２年目終了時に１年必修科目(12科目・34単位)のうち11科目以上を修得し、かつそのGPAが1.2を超えている場合のみ、２年次に進級できる(１年目に不合格であった科目もGPA計算に入れる)。 なお、２年目終了時に２年次に進級できなかった場合は、在学年数満了退学となる。

短縮課程（既修コース）入学者　２年間計画履修制度

1年目の扱い	履修可能な範囲内で科目登録を行う。 ２年次（１年目）の秋学期末の時点で、「２年必修科目」(20単位）の修得単位が12単位以上である場合は、３年次に進級する。
２年目の扱い	３年次に進級した場合 ３年次（＝入学後２年目）の秋学期末の時点で、２年必修科目(10科目･20単位)のうち９科目以上を修得し、かつそのGPAが1.5を超えていない限り、在学年数満了退学となる（１年目に不合格であった科目もGPA計算に入れる)。 ３年次に進級しなかった場合 ２年次（２年目）[＝入学後２年目]に、１年目に未修得の必修科目を科目登録する。 ２年目終了時に２年必修科目(10科目･20単位)のうち９科目以上を修得し、かつそのＧＰＡが1.5を超えている場合のみ、３年次に進級できる(１年目に不合格であった科目もGPA計算に入れる)。 なお、２年目終了時に３年次に進級できなかった場合は、在学年数満了退学となる。

２　点検・評価

経済的支援、カウンセリングを含む精神面の支援、障がい者の支援とも、大学と連携しながら極めて充実した支援体制が備わっている。学生生活に関する相談に応じる体制についても、手前味噌であるが、本法科大学院の事務所職員は学生との距離が非常に近く、親身に話ができる雰囲気があるのが特徴であり、さらに教務担当・学生担当の両教務主任が頻繁に面談をおこなって、相談に応じており、十分な支援体制が備わっているものと評価できる。

3　自己評定

A

4　改善計画

とりわけカウンセリングを含む精神面支援体制の広報をより充実し、周知を徹底したい。

７－８　学生支援体制（２）〈学生へのアドバイス〉

（評価基準）学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり，有効に機能していること。

１　現状

（１）アドバイス体制

ア　教員によるアドバイス

専任教員が全員オフィス・アワーを週 1 コマ設定し、質問や相談に対応しているほか、教育研究支援システムの質問コーナーやメールによる質問に応じている教員も多い。オフィス・アワーや利用方法については、教育研究支援システム上で掲示しており、利用は履修学生に限定されない。

科目履修や学習全体のアドバイスについては、教務担当教務主任・学生担当教務主任の両名が、面談の上、相談に応じている場合も少なくない。また秋には、教務主任が司法試験の結果と本法科大学院の GPA の相関等をデータを示しながら説明する説明会を開催し、履修上の指針と動機付けを与えるようにしている。

なお、入学前にはオリエンテーションや導入教育を開催している。例年 12 月に入学予定者説明会（法学既修者向け・法学未修者向けの学修指導ガイダンス、個別相談会など）、さらに 2 月から 3 月にかけて法学既修者・法学未修者と対象を分けて、本法科大学院の学修の心構えや現時点で勉強をしておくべき内容などを解説する導入講義をおこなっている他、法情報検索に関する事前教育も実施している。

イ　チューターおよびアカデミックアドバイザーによるアドバイス

本学法学研究科博士課程学生や直近の 3 月に修了したばかりの本法科大学院修了生のうち特に優秀な者にチューター（2012 年度は 10 名、2013 年度は 11 名）として、後輩である在学生の学修相談に対応している。また、本法科大学院修了生を中心とする 80 名前後（2013 年度 82 名〔内女性 20 名〕）の若手法曹を、アカデミックアドバイザーとして採用し、学修上の疑問に加え、進路選択等について常時相談に応じている。アカデミックアドバイザーは、交替で本法科大学院棟 3 階のブースに常時待機し、在学生の学修相談に応ずるほか、学生たちの自主ゼミを支援したり、社会人・他学部出身者のように自主的なゼミを組みづらい学生のために自らゼミを主催して学習活動を促したりしており、学生にとって大きな教育学習上の支えの一つとなっている。

ウ　在学生たちによるアドバイス

入学直後には、Welcome-LS と称する法務研究科承認学生研究活動団体の在学生を中心に新入生の歓迎行事を自主的に運営しており、その後も継続的に学修方法やロースクールでの生活に関するアドバイスを与える活動をしている。本法科大学院は、学生のこうした自主的活動について側面的な支援をおこなっている。

（2）学生への周知等

随時、教育研究支援システム上で、告知がなされ、学生には充分に周知されている。

（3）問題点と改善状況

日常の学修や生活に関するアドバイス体制は充分なものとなっているが、第一に学部で就職活動を経ていない学生たちが初めて法曹としての就職活動を行う際のマナーの問題、第二に全員が法曹として就職するわけではない以上、法曹以外のキャリアについてのアドバイス体制の充実が急務であった。2013 年度に「キャリア支援室」を本法科大学院内に設置し、在学生ならびに修了生が自分自身のキャリアを形成していく上で参考になる情報提供や支援を開始した。

その中では、法曹以外の分野へのキャリアプランニングも重要であり、各種セミナー・説明会（2012 年度：企業法務講演会、就職情報交換会、キャリア支援講演会、外資系法律事務所セミナー。2013 年度：就職情報交換会、日立製作所知財法務職個別説明会、行政職（環境省）講演会、前田建設法務部門会社説明会、就職スタートアップセミナー、外資系法律事務所セミナー）を実施しているほか、各方面から本法科大学院に依頼があった求人情報につき、随時掲示板に掲示し、あわせて修了生メーリングリストを活用して、随時に配信を実施している。

また、学部から就職活動を経ないままロースクールへ進学してくる学生が多く、エクスターンシップに赴く際の準備としても法曹としての就職活動のためにも学生側からニーズが高いことから、法務教育研究センター主催で、2013 年度も 6 月に「法科大学院生のための社会人マナー講座」を開催し、特にエクスターンシップ履修者には受講を必須とした。

（4）特に力を入れている取り組み

法曹としての就職支援では、毎年 6 月中旬に、ロースクール稲門会主催で、「就職情報交換会」を開催し、弁護士としての就職活動をした修了生の体験報告を冊子にして配付している。また、学生に進路選択についての情報を提供するため、法務研究科承認学生研究活動団体による自主的活動で、

様々な分野で活躍する法律家を招いての「連続講演会」や事務所訪問等のイベントを学生および修了生を対象に開催している。2012 年度は 7 回開催し、2013 年度は 6 回開催した。

（5）その他

特になし。

2　点検・評価

学修方法についてのアドバイス体制は、教員のオフィスアワーに限らず、チューターや AA につき、従前より格段に充実した体制が組まれ、順調に機能し始めている。科目担当教員と AA との連携にやや弱い部分があったが、その点の強化の必要性に鑑み、教員の FD で AA を招いて経験談と質疑を行うなど、情報交換に取り組んでいる。

進路選択については、従来に比べ、格段に学生へのアドバイス体制は整い、学生や修了生相互間の情報交換活動への支援や、法曹以外のキャリアプランについても目配りを始めており、比較的充実しているものと評価できる。

3　自己評定

A

4　改善計画

積極的に AA 側からも本法科大学院に、教員との連携強化の要望があがっていたため、教員の FD 活動の一環として情報交換を図ったが、ひきつづいての連携の工夫を、教務担当教務主任を中心に検討している。

第８分野　成績評価・修了認定

８－１　成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

（評価基準）厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され，成績評価が厳格に実施されていること。

１　現状

（１）成績評価基準の設定

ア　法科大学院としての成績評価方針

本法科大学院としての成績評価基準については、2003 年 4 月 10 日に「開設準備委員会」第 17 回会合において決定された「法務研究科(専門職大学院)設置大綱」において定められ、後に 2003 年 6 月に文部科学省に提出された「早稲田大学大学院法務研究科法務専攻(法科大学院)設置趣旨及び特に設置を必要とする理由」において確認されているところ、成績評価は 100 点を満点として素点をもって行うことを原則として、合格の A+(100～90 点)、A(89～80 点)、B(79～70 点)、C(69 から 60 点)と不合格の F(59～0 点)、H(試験不受験)、G(評価不可能－評価することに必要な条件を満たしていない)で表示し、合否の判定に関しては、各科目の講義において扱われた題材に関する基本的な理解が得られているかどうかを基準としている。各科目の基本的な理解の修得、すなわち、授業の到達目標については「早稲田大学大学院法務研究科　講義要項」において科目別に記載されており、これは、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて、各科目の担当教員が作成したものである。また、各授業の内容概要とシラバスについても「講義要項」に記載され、「教育研究支援システム」上でもレジュメ等により学修内容や題材があらかじめ示されているので、個々の学生はこれらを通じて到達目標に達したか否かを修得したかを評価できる。

イ　成績評価の考慮要素

法科大学院においては、講義、報告、レポート、試験、双方向による質疑応答等の多角的な教育方法がとられていることから、成績評価についても、各科目の授業内容や形式等の各授業の特性に応じて、定期試験、双方向・多方向への授業への参加・貢献の度合い、報告、レポートなどを総合的に評価する方針をとっている。また、必修科目については、必ず学期末試験を実施することとしている。さらに、同一科目について複数のクラスが設定され、複数の教員が担当する場合には、成績評価の公正を確保するために、できる限り同一試験で実施することが望ましいと

している。

なお、双方向・多方向への授業への参加・貢献の度合い、すなわちプロセスを考慮要素の１つとしており、平常点を実効的な評価につなげる方策のひとつとして、授業担当教員に対して、毎回出席をとることを要請し、座席表や出席カードを利用しての出席確認を奨励するとともに、教員室の事務員にその集計を依頼できる旨を各学期初めに周知するなどして、その徹底を図ってきたところ、現在では、ほとんどのクラスにおいて出欠確認がなされており、これは出席を前提とした双方向・多方向への授業への参加・貢献の度合いを評価するために必要な条件を整えるのに役立っている。もっとも、平常点の扱いないしプロセス評価の割合に関しては、例えば、法律基本科目等においては基本的知識の習得に十分に時間を割く必要があり、双方向授業よりも講義形式を活用する方が適切な場合もあると考えられる等の理由から、プロセス評価の割合は各教員の裁量に委ねられている。

ウ　評価の区分と絶対評価・相対評価

成績評価の区分については、受講生が 20 名以上のクラスでは、合格となる A＋(100～90 点)、A(89～80 点)、B(79～70 点)、C(69～60 点)を相対評価とし、不合格となる F(59～0 点)、H(試験不受験)、G(評価不可能－授業への出席回数が全体の 3 分の 2 を満たさないとき)を絶対評価で行っており、割合については、A＋を各クラス人数の 10%、A を 30%、B を 30%、C を 30%としている。

合格基準の配分を相対評価とするのは、本法科大学院のように、多数の学生に対し多数の教員が協同して成績評価を行う場合に考えられるクラス間による成績評価上の格差を是正し、より公平かつ適切な成績評価を行うためである。なお、各割合については、5%の増減の余地を認め、より適切な評価につながる工夫をしている。他方、合否自体は本法科大学院の到達目標に達したか否かで判定することから、不合格については絶対評価としている。

20 人未満の少人数クラスについてはこの割合を厳格に適用できない事態も想定し得るため、各担当教員の判断により柔軟に対応することを認めているが、その場合も厳格な成績評価の趣旨に鑑み、できる限り相対評価を行うこととしている。

エ　再試験

2011 年度までは、+A から C の合格基準に達せずに F 評価(59～0 点)を受けた科目、定期試験を未受験の科目で H 評価を受けた科目については、一定の上限単位の限度で再試験を受験することを認めていた。上記の基

準下では、試験欠席の理由の如何に関わらず、再試験を受験することが認められていた。そのため、定期試験を受け控え再試験で単位を取ろうとする学生が散見されていた。そこで、2012 年度より定期試験欠席科目は、正当な理由による試験欠席として研究科長が認めた場合以外は、再試験の受験を認めない方針を教授会にて決定した（2012 年 7 月教授会）。

また、定期試験において F 評価を受けた者に対する再試験の評価は 0～60 点とし、60 点が合格で、60 点未満は不合格としている。再試験の上限単位については、2006 年度 1 年次入学者までは 6 単位であったところ、これによると 2 単位の科目であれば 3 科目受験できるが、4 単位の科目ならば 1 科目しか受験できないといった不均衡が生じることや、2007 年度 1 年生から 2 年次への進級要件として GPA1.5 以上という要件を導入したこと（後述参照）から、1 年次の 4 単位必修科目につき 2 科目まで再受験を認めることが適当と判断して、2007 年度 1 年次入学者以降から 8 単位に改められた。また、再試験の実施時期は、各学期後（春学期は 9 月上旬、秋学期は 3 月上旬）に当該学期の再試験を実施している。ただし、春学期の再試験実施期間は、6-3 でふれたエクスターンシップ実施期間であり、学生やエクスターンシップの受入先から再試験時期のずらしてほしいとの要望があった。そこで、2012 年度から一般の再試験対象については 9 月中旬に、9 月修了対象者については以前と同じ 9 月上旬に春学期の再試験を実施することとした。

オ　各教員の担当科目についての成績評価基準

以上の成績評価方針に基づき、各教員は担当科目についての成績評価基準を具体化して設定している。上述したように、各科目の講義において扱われた題材についての基本的な理解が得られているかどうかを合否の判定基準としているところ、各科目の担当教員が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて授業の到達目標を定め、「早稲田大学大学院法務研究科　講義要項」に記載している。また、すべての科目の講義の内容概要については「講義要項」に記載され（さらに、「教育研究支援システム」上でも、各科目の学修内容や題材が具体的にレジュメ等により示されており）、これらも各科目の具体的な到達目標として機能している。各科目の成績評価の方法と成績評価に占める試験やレポート、平常点評価等の各割合についても、「早稲田大学大学院法務研究科　講義要項」に記載されているが、この割合は、各科目の担当教員がそれぞれの科目の授業内容や形式を勘案しながら設定したものである。

（２）成績評価基準の開示

ア　開示内容，開示方法・媒体，開示の時期

本法科大学院の成績評価方針と評価基準(A＋～F までの基準点と相対評価の割合を含む)は、入学時に配布される「早稲田大学院法務研究科要項」に記載され、学生に開示されている。また、再試験についても、同じく「早稲田大学大学院法務研究科要項」と学期ごとに掲示される「成績発表および再試験について」に記載され、学生に開示されている。さらに、各担当科目の成績評価の方法と成績評価に占める試験やレポート、平常点評価等の各割合についても、毎年 2 月に配布される「早稲田大学大学院法務研究科　講義要項」に記載され、学生に開示されている。

（３）成績評価の厳格な実施

ア　成績評価の実施

上述のように設定した成績評価基準に基づいて、各科目の担当教員は、厳格に成績の評価を行っており、同一科目について複数のクラスが設定され、複数の教員が担当する場合には、成績評価の公正を確保する試みがなされている。公法系、刑事法系の必修科目では、定期試験の問題を統一化し、採点基準についても意思統一が行われており、さらに、合否の判定については、担当教員全員で協議し、決定している。民法系の科目の一部では、定期試験の問題は統一化されていない科目も存在する。その場合であっても科目における到達目標に基づき担当教員間で合意を形成した上で厳格な成績評価を行っている。また、民法学修のまとめとなる 3 年次春学期の「民法総合Ⅱ」においては、担当教員の協議に基づき、中間試験、定期試験の問題ならびに採点基準を統一化して実施をしている。

成績評価の厳格な実施を担保するための措置として、学期末毎に、各クラスにおける該当人数を表にした「早稲田大学大学院法務研究科　相対評価標準表」が教員に配布されて周知および注意喚起が図られ、さらに、「成績評価における注意事項」や教務担当教務主任名で学期ごとに「成績評価に関するお願い」が科目担当教員に配布され、上記成績評価の基準の厳守の徹底が図られている。各教員は、定期試験採点後、答案と一緒に採点簿と項目別配点表を事務所に提出し、成績評価の透明性を確保している。さらに、事務所において各科目の成績評価分布表が作成され、こうして作成されたすべての科目に関する成績分布等のデータは、各学期が修了した後の直近の教授会の席上で教員に配布され、相対評価の遵守が教員相互でチェックできる体制も構築している。その結果、相対評価の基準割合については、おおむねその割合が遵守されている。

イ　到達度合いの確認と検証等

各学期の定期試験後には、各科目の試験問題や解説・講評が教育研究

支援システム上で公開されており、教員が相互に他教員の試験問題の適切さをチェックすることができる。さらに、試験後に試験答案が学生に返却され、解説講義や教育研究支援システム上に掲載された解説・講評によって出題の趣旨や解答上要求される学修項目、採点講評を公開しており、学生自身が、自己の答案を見直して、到達度合いを自己点検することができるとともに、評価の適正さを確認することができる。

ウ　再試験等の実施

再試験についても、定期試験と同様に厳格な評価を行うこととし、再試験期間を設けて再試験が実施され、同一科目について複数のクラスが設定され、複数の教員が担当する場合には、共通する再試験問題作成と合否判定のダブルチェック等の取り組みも行われている。

なお、2012 年度の再試験では、1 年次は受験者 88 名中 26 名が不合格、2 年次は受験者 228 名中 67 名が不合格、3 年次は 41 名中 6 名が不合格となった。

（4）法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた成績評価の実施を担保するための組織的体制・取り組み

前述のように各科目の講義において扱われた題材についての基本的な理解が得られているかどうかを合否の判定基準とし、各科目の担当教員が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて授業の到達目標を定め、それに基づいて成績評価が行われている。特に必修科目に関して法科大学院の学生であれば修得しておかなければならない基礎的な法律知識を修得していない場合には進級できない仕組みとなっている。成績評価の結果は、各学期末の教授会において相互確認をされ、問題がある科目については教務主任から確認を行うこととしている。

（5）特に力を入れている取り組み

特になし。

（6）その他

特になし。

2　点検・評価

2010 度までは、各科目の担当教員が実際に成績評価を行うにあたって、学期末試験、双方向・多方向への授業への参加・貢献の度合い、学習報告、レポート等の考慮要素の配点割合を事前に明らかにしていない場合が多くみられ、総合評価の内実が不明確であるとの印象が払拭できなかったため、2011

年度から、各科目の教員はあらかじめ成績評価上の考慮要素の配点割合を設定し、「早稲田大学大学院法務研究科　講義要項」に記載することとされた。もっとも、この配点割合は、当該学期の受講者数や、受講生の授業内容の理解度、授業進度等に応じて実際に授業を進行する過程の中で変わり得る可能性があるもので、たとえば学生の理解を十分にするために当初に予定していたより多くの小テストやレポートなどを学期途中で実施するなどした結果、それぞれの考慮要素の配点割合を変える必要が生じたり、あるいは、学生の理解度に応じて双方向授業から講義形式に重点を置く授業形式に途中で変更する等したために、成績評価において考慮されるそれぞれの要素の重みも変わり得るものであるので、事後に変更することは認められ、その際は速やかに関係学生に周知することとされている。

また、2010 年度秋学期からは、採点簿とともに、成績評価の項目を割合で示した項目別配点表も事務所に提出することとなり、成績評価の根拠が明らかにされることになって、成績評価の厳格な実施の充実化が図られている。ただ、平常点の評価理由や具体的な評価方法については、各教員に委ねられたままの現状なので、さらに、各教員の工夫や実践を話し合う機会を設ける等して、評価の公平さ・客観性に向けての教員の意識をさらに向上させる必要はあろう。

つぎに、同一科目について複数のクラスが設定され、複数の教員が担当する場合には、成績評価の公正を確保する試みとして、必修科目のうちの多くは定期試験の問題を統一化し、採点基準についても意思統一への取り組みが図られている。こうした取り組みが徹底されていない科目が一部残るものの、同一科目における到達目標につき担当教員間で合意を形成した上で厳格な成績評価を行われており、また、定期試験の統一化については実現されていない科目でも中間テスト等一部の評価項目については共通化を図る等の取り組みがなされている。

3　自己評定

B

4　改善計画

上述したように、近年実施した新たな取り組みで、成績評価に関しては実効性のある改善策が相当数実施されており、その効果も出ている。ただ、同一科目の定期試験の統一化や相対評価については部分的になお現状を改善ないし再検討する余地が残っており、各教員もこれらの問題の改善を図るべくできる部分から取り組んでいる。また、2011 年度には、9－1 で後述されるように、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）ならびに法曹倫理における学生が最低限取得すべき内容を明らかにし

た「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」が作成され、成績評価の平準化にも有効に機能し始めている。

今後、カリキュラム検討委員会において、平常点の扱い方、定期試験の統一化、成績評価の平準化等の検討を行う予定である。

８－２　修了認定〈修了認定の適切な実施〉

（評価基準）修了認定基準，修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で，修了認定が適切に実施されていること。

（注）

① 「適切に設定されている」とは，法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて，修了認定要件が設定されていること，及び，修了認定要件としての，必要単位数や履修必要科目（必修科目や選択必修科目），他の大学院や他の法科大学院等との単位互換条件等が，適用される法令に準拠し明確に規定されていることをいう。修了に必要な単位数は９３単位以上でなければならず，１００単位程度までで設定されることが望ましい。

1　現状

（１）修了認定基準

修了認定基準は、「早稲田大学大学院学則」において定められ、3 年以上在学し、所定の単位(2009 年度までは 96～108 単位、2010 年度から 100～112 単位)を取得することが修了要件となっている。ただし、法学既修者の認定を受けた者は、修了に必要な単位のうち、1 年必修科目(2009 年度までは 30 単位、2010 年度から 34 単位)を修得したものとみなし、1 年を超えない範囲で在学期間を短縮することができる。なお、2013 年度には、2014 年度カリキュラム改変に伴い、修了必要単位数が、上述の 100～112 単位から、100～110 単位に変更された。

つぎに、本法科大学院は、進級要件を設けているところ、進級するための要件に GPA 基準(その計算方法については別紙参照)を導入している。GPA を導入した理由は、導入以前の学生の成績データ(3 年間)から、1 年次の成績の GPA が 1.5 以下である者は、その後の 2 年次、3 年次の成績も振るわないことが明らかになったことによる。とりわけ、必修科目は、いずれも法科大学院の学生であれば修得しておかなければならない基礎的な法律知識であり、法曹として必要とされる基本的な能力を養うものであるので、そうした基礎的な科目の成績が全般的に振るわない場合は、仮に単位を修得できたとしても、その後の応用的・発展的科目の学修に対応できないと考えたことによる。ただ、導入当時は、その要件を、1 年生終了時に 1 年必修科目(34 単位)の GPA が 1.5 を越えていることとし、2 年生に進級できなかった者は、すべての 1 年必修科目を再履修することが求められ(2 年次配当科目を履修することはできない)、2 回目の 1 年生終了時に 1 年必修科目をすべて修得し、かつその GPA が 1.5 を越えている場合のみ、2 年生に進級でき、2 年目終了時に 2 年生に進級できなかった者は、在学年数満了退学とし

ていた。しかし、成績を相対的評価に基づいて評価している本法科大学院の場合、GPA 基準の適用が学生の間に過度の競争を強いることになり、多様性を持った学生が「共に学ぶ」という理念に悪影響が現れる結果となった。とくに 1 年次の法学未修者クラスにおいては、入学以前の法律学に関する素養の格差が GPA に反映する等、他学部・社会人学生に不利であり、必ずしも適切な要件となっていないとの指摘が行われるようになった。

そこで、2011 年度に進級要件の見直しを図り、とくに「1 年生次から 2 年次の進級要件」については、緩和した GPA 基準と一定数の科目・単位履修とを併用する制度を導入することにより、「他の学生との比較」によるのではなく、「将来の法曹となるための一定の水準」に達しているかを重視する進級要件とした。具体的には、過去のデータを踏まえながら、1 年生必修科目(12 科目・34 単位[8])のうち 10 科目以上かつ 26 単位以上を修得し、かつ 1 年生必修科目全体の GPA が 1.2 を越えていることとし、2 年生に進級できなかった者は、1 年生必修科目のうち、A＋または A の成績評価を受けた科目を除き、すべての必修科目を再履修することが求められ(2 年次配当科目を履修することはできない)、2 回目の 1 年生終了時に 1 年必修科目のうち 11 科目以上を修得し、かつ 1 年生必修科目全体の GPA が 1.8 を越えている場合に限り、2 年生に進級できることとした。

「2 年次から 3 年次への進級要件」については、2 年必修科目(10 科目 20 単位[9])の GPA が 1.5 を越えていることとし、3 年生に進級できなかった者は、2 年次の必修科目のうち A＋または A の成績評価を受けた科目を除き、すべて再履修することが求められ(3 年次配当科目を履修することはできない)、2 年生の 2 年目終了時に 2 年必修科目のうち 9 科目[10]以上を修得し、かつその GPA が 1.5 を越えている場合に限り、3 年生に進級でき、2 年生の 2 年目終了時に 3 年生に進級できなかった者は、在学年数満了退学となるとしている。

（2）修了認定の体制・手続

事務所が各科目の成績をとりまとめて修了判定の処理を行い、修了認定予定者リストを作成して教授会に提出する。教授会は、このリストをもとに、各予定者が所定の単位を修得していることを確認した上で、修了認定を行っている。

---

[8] 2014 年度入学者より、カリキュラム改変に伴う単位数の修正を行い、32 単位に改正される。

[9] 2014 年度入学者より、カリキュラム改変に伴う単位数の修正を行い、13 科目 26 単位に改正される。

[10] 2014 年度入学者より、カリキュラム改変に伴う単位数の修正を行い、12 科目に改正される。

進級に関しても、同様に教授会において進級者の認定を行っている。

（３）修了認定基準の開示

以上の修了認定基準および進級要件は、次年度が始まる前に「早稲田大学大学院法務研究科要項」、「科目登録の手引き」、本法科大学院 WEB サイト上の「在学生の皆さまへ」の欄に記載し、学生に開示している。

（４）修了認定の実施

ア　修了認定の実施状況

2012 年度の修了認定について、2013 年度 3 月修了認定対象者は、282 名であった。このうち、277 名（うち、再試験による認定者は 2 名）の修了が教授会で認定された。修得単位数の最低は 96 単位、最多は 112 単位で、平均は 104.2 単位であった。修了が認定できなかったのは、留年、休学、留学によるものである。また、2012 年度の 9 月修了認定対象者は、7 名であり、全員の修了が認定された。

進級の状況に関しては、2012 年度の 1 年次から 2 年次への進級判定対象者は 108 名（うち、2 年目が 13 名）であった。このうち、87 名（うち、2 年目が 7 名）の進級が教授会で決定され、進級率は 80.6％（うち、2 年目が 53.8％）であった。進級できなかった者のうち、留年決定者は 10 名、在学年数満了退学決定者は 1 名、休学者は 10 名であった。つぎに、2 年次から 3 年への進級判定対象者は 310 名（うち、2 年目が 39 名）であった。このうち、248 名（うち、2 年目が 27 名）の進級が教授会で決定され、進級率は 80.0％（うち、2 年目が 69.2％）であった。進級できなかった者のうち、留年決定者は 43 名、在学年数満了退学決定者は 6 名、休学者は 11 名、交換留学中が 2 名であった。

イ　法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた修了認定の実施を担保するための組織的体制・取り組み

上述したように、本法科大学院では進級要件に GPA 基準を導入しており、とりわけ必修科目に関して法科大学院の学生であれば修得しておかなければならない基礎的な法律知識を修得していない場合には進級できない仕組みをとっており、修了については、いわゆる単位積み上げ方式をとっているため、結果として、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた修了認定となっている。

（５）特に力を入れている取り組み

特になし。

（6）その他

特になし。

2　点検・評価

修了認定された全員が、所定の修了要件を満たしており、上述した修了認定基準は適正に実施されていると評価できる。また、認定の体制・手続きについても、十分な資料をもとに教授会で審議され、修了要件を満たしていることを確認した上で認定が行われており、適切かつ公正であると考えている。

3　自己評定

A

4　改善計画

修了認定基準や手続き自体には、現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

８－３　異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

（評価基準）成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており，適切に実施されていること。

１　現状

（１）成績評価における異議申立手続

ア　成績の説明，試験に関する解説・講評

本法科大学院では、定期末試験については、試験後に答案を返却しているため、学生は、その答案に記されたコメントや、試験実施後に行われる解説講義または教育研究支援システムに掲載された解説・講評により、学生は自らの答案の評価の適正さを確認することができる。各学期の定期末試験前には、科目担当の教員に対して教務担当教務主任名で「答案返却およびコメント・解説等の掲示に関するお願い」や学期ごとの「成績評価に関するお願い」と題するペーパーが配布され、こうした措置の徹底が図られている。あわせて、従前から、合否判定にかかわらず、希望する学生には、各科目担当教員が個別に面談を実施して対応しており、学生が自己の成績評価の適正さを確認できる体制を構築している。

つぎに、成績評価に対する異議申立てに関しては、2007 年度に「成績評価に対する異議申立手続に関する内規」を設け、ある科目の合否判定に異議のある学生は、異議を申し立てる前に、当該科目の担当教員に合否判定の説明を求めることとし、その説明によっても疑義が解消されなかった場合に、学生は異議申立書を提出して法務研究科長に異議を申立てることができ、その申立を受けて、担当教員を含めて 2 名以上からなる検討委員会が設置され、再度の合否判定が行われることとしていた。前回の認証評価時の指摘を受け、2013 年度に内規を改正し、担当教員を検討委員会の委員から外すとともに、いかなる資格であれ、検討委員会の審議に参加することはできないこととして、審議の公平性の徹底を図り、申し立てた学生の納得を得られる形に修正を行った。なお、再試験に関する異議申し立ては、正当理由に基づく欠席による場合以外は認めていない。

この手続による異議申立ては､2007 年度から 2012 年度については 3 件、規約改正後の 2013 年以降は 2 件となっている。規約改正後については当該科目の担当教員は、検討委員会の審議に関与していない。

イ　異議申立手続の学生への周知

成績評価に対する異議申立手続については、上記内規を教育研究支援システムの「事務所からのお知らせ」欄で公開し、学生に開示してい

る。

（２）修了認定における異議申立手続

ア　異議申立手続の設定

修了認定に対する異議申立手続については、本法科大学院の修了については、在学期間と単位数の充足(いわゆる単位積み上げ方式)により機械的に認定されるため、異議申立ての定めや特段の措置を設けていない。もっとも、在学期間の確認や認定単位の集計上のミスといった不測の事態に備える意味で、現在では、疑義をもった学生は「本法科大学院事務所学務係」に申し出ることとし、適切に対応することとしている。

イ　異議申立手続の学生への周知

本法科大学院では修了認定における異議申立制度は設けられていないが、疑義をもった学生に対しては、前項（２）アにも記載したとおり、対応をしている。

（３）特に力を入れている取り組み

特になし。

（４）その他

特になし。

２　点検・評価

成績評価に対する異議申立については 2007 年度から制度化したが、実際には、答案返却や担当教員の個別面談が実施されて、それらが十分機能してきた経緯もあって、異議申立に至ったケースは、上述のとおり、これまで 5 件にとどまる。この 5 件に関しても、上述した内規に従って検討委員会が設置され、審査が行われた結果、成績評価は相当であって当初の評価どおりに維持されるべきであるとの判定結果が出されている。

３　自己評定

A

４　改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

第９分野　法曹に必要なマインド・スキルの養成

９－１　法曹に必要なマインド・スキルの養成〈法曹養成教育〉

（評価基準）法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が，適切に実施されていること。

（注）

① 「法曹に必要なマインドとスキル」とは，社会から期待される法曹となるために備えておくべきマインドとスキルをいう。

② 「適切に実施されている」といえるためには，法曹となるにふさわしい適性を持った人材に，「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され，「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である。

１　現状

（１）法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア　法曹に必要なマインド・スキル

（ア）本法科大学院が考える「法曹に必要なマインド・スキル」の内容

本法科大学院が養成しようとする法曹像は、＜国を超え、文化を超え、階層を超えて法の下に正義を貫ける“境界を超える法曹（ボーダーレス･ロイヤー）”[11]＞と、＜時に常識を超え、既成の枠を飛び越え、自らが信じるところで、いかなるときも在るべき「法」と真摯に向き合い、学び、戦い、真のプロフェッショナルとして人と社会と世界に貢献できる“挑戦する法曹”[12]＞という二つの標語に端的に表れている。“境界を超える法曹”あるいは“挑戦する法曹”という言葉に象徴される法曹像は、本学の建学の精神と法曹養成に関するこれまでの経験・実績を踏まえ、司法制度改革審議会の意見書に示された基本理念を実現する方向で練り上げられたものである。

こうした“境界を超える法曹”あるいは“挑戦する法曹”に求められるスキルは、本法科大学院が掲げる＜教育研究の目的＞に明確に示されている。

「早稲田大学大学院法務研究科（法科大学院）は、法律学の専門知識を具え、それを批判的に検討し、さらに発展させる創造的な思考力を持つとともに、社会に生起する法律問題を的確に分析し、解決する能力を持つ志の高い法曹、すなわち 21 世紀の社会をリードする質の高い法曹の養成、これからの日本社会が要求する法曹資格を持った法律専

[11]<http://www.waseda.jp/law-school/jp/features/lawyer/index2.html>
[12]『ブローシャ』１頁。

門職の育成を目的とする。[13]」

ここに盛り込まれている本法科大学院が養成しようとするスキルは、①法律学の専門知識、②批判的・創造的な思考力、③社会に生起する事象の調査能力、④法的問題の分析能力、⑤これらを駆使して現実に問題を解決する能力である。これらは、日弁連法務研究財団が設定しているスキルに合致するものである。また、＜教育研究の目的＞には明示されてはいないが、“境界を超える法曹”あるいは“挑戦する法曹”は、他者との密接な関係のなかで、法の理念・正義を実現する強い姿勢を示すものであり、その点で⑥自らが考える意見を正確に表現し、他者を説得する能力、⑦他者の意見に真摯に向き合い、その主張するところを的確に汲み取るコミュニケーション能力は、当然に本法科大学院が養成しようとするスキルに含まれるものである。

また、“境界を超える法曹”あるいは“挑戦する法曹”が持つべきマインドは、本法科大学院が養成することを標榜する具体的な法曹のイメージに端的に現れている。本法科大学院は自らを「挑戦する法科大学院」と特徴づけ、その役割を以下のように示している。

「変動する現代に正面から立ち向かい、新たな時代を切り拓くためにいかなる努力も惜しまない法曹を育てる法科大学院であること、さらに、社会正義と法の支配をうち立てるため、専門的知識を駆使しつつ迅速で的確な判断を行える法曹を育てる法科大学院であること、そして、何よりも、人の喜び、苦しみ、痛みなどを理解できる豊かな人間性をもった法曹を育てることを大切に考える法科大学院であること[14]」

このように、本法科大学院が法曹を目指す学生に対して不断に求めているのは、①法曹として新たな時代を切り拓く開拓精神、②社会正義と法の支配をうち立てる強い使命感・倫理感とそれに裏打ちされた迅速な判断力・行動力、③人の苦しみ・痛みに共感する感性である。これは、日弁連法務研究財団が設定している＜２つのマインド＞と共通する内容を持つが、強いて言えば、本法科大学院ではこれらに加えて、人の苦しみ・痛みに対する敏感な感性とこれに基づく行動力を重視している。これは、本法科大学院が養成しようとする 8 番目のスキルとも位置づけられる。

（イ）本法科大学院による検討・検証等

上記のようなマインド・スキルは、入試やカリキュラムを所掌する委員会等で具体的な内容が検討されてきている。その実際の展開につ

[13]『2013 年度（平成 25 年度）入学者選抜試験要項』表紙裏。
[14]科長メッセージ「『挑戦する法科大学院』から、時代を切り拓く法曹を」、『ブローシャ』２頁。

いては、次節および（２）において詳細に述べるが、入試制度やカリキュラム構造等は、こうした本法科大学院が養成しようとするマインド・スキルを前提に設計されている。こうした各種の委員会における議論を通じて、教員の間においてマインド・スキルに関するイメージの共通化・共有化をはかるとともに、FD 研修会において具体的な成果を検証することに努めている。また、運営諮問委員会を通じて、外部の視点から、本法科大学院科が養成することを目指すマインド・スキルの設定が適切であるかを検証してきている。

さらに、こうしたマインド・スキルは、＜入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）＞[15]や『ブローシャ』[16]および WEB ページ[17]の入試およびカリキュラムの説明において明確にされており、受験生に対しても周知がなされている。

（ウ）科目への展開

本法科大学院のカリキュラムは、強い使命感をもって入学した学生に対して、基本的なものからより高度に専門的なものへと段階的に専門的法知識を積み上げていくこと、理論と実務の架橋をはかるべく理論研究を重視しながら実務的・実践的教育に大きな比重をかけていること、幅広いニーズに応えるべく多様性に富んだ科目設定をしていること、国際的な交流を重視していることなどの特色を有している。これによって、法曹に求められるマインド・スキルを総合的に養成している。

具体的には、まず、授業開始前の入学予定者に対して、法学未修者と法学既修者に分けた「導入講義」を開設している。これは本法科大学院を修了した若手弁護士であるアカデミック・アドバイザーが担当し、修了生として、また法曹として、法科大学院で養成されるマインドとスキルのイメージを早期に植え付け、その修得を目指したカリキュラム・授業にスムーズに対応できるようにすることを目的としている[18]。また、この導入教育の第 3 回は「法情報検索講義」として実施し、「教育研究支援システム」の利用方法を教示し、かつ、その利用を開始させることによって、本格的授業開始以前に、法令・判例・学術論文等を WEB 上で検索し、ダウンロード等をしてこれを活用する能力を身につけさせ、開講後は直ちにこのシステムを通じて法情報調査等を行わせることで学修の効率化をはかっている。また、法学未修者・法

[15]『2013 年度（平成 25 年度）入学者選抜試験要項』表紙裏。
[16]『ブローシャ』5～8 頁、9～18 頁。
[17] http://www.waseda.jp/law-school/jp/admission/institution/pov.html、<http://www.waseda.jp/law-school/jp/features/lawyer/index2.html>
[18]「2013 年度入学者向け導入教育のご案内」参照。

学既修者を問わず、入学直後の春学期に「法学の基礎」、「司法制度の基礎理論」、「法解釈の技法と思考」、「リーガル・リサーチ アンド プレゼンテーション」、といった科目を選択できるようにし、そこにおいては、わが国の司法のおかれている現状や法曹の役割等について概観するほか、インターネットを通じて、あるいは図書館等を利用して、国内外の法情報を調査・検索する方法につき、実習を含む授業が行われている。

正規のカリキュラムは、こうして身につけた基礎的な法情報調査能力等を前提として、年次ごとに基礎から応用へと順次積み重ねていくことによって、専門的な法知識を確実に修得させるものとしている。

1 年次は、基礎的な法分野に関する基本的知識の体系的理解と法的思考力、法情報調査能力等の涵養を主要な教育目標とし、憲法･民法･刑法･民事訴訟法･刑事訴訟法といった実体法･訴訟法の基本科目を配置している。

2 年次においては、法曹としての責任感･倫理観を涵養するとともに、各基本法分野におけるより高度の専門知識の修得、個々の法分野を超えた総合的な法的分析・推論能力と問題解決能力、コミュニケーション能力等の基礎的なスキルの育成に主眼をおいている。具体的には、春学期の必修科目として「法曹倫理」を設置し、法学未修者・法学既修者を問わず、すべての本法科大学院学生が法曹の役割・使命・責任等についての基礎を学修するものとしている。また、「憲法総合」「民法総合」「刑法総合」など法律基本科目の総合演習的な科目のほか、実務基礎科目として「民事訴訟実務の基礎」および「刑事訴訟実務の基礎」を必修とし、「リーガル･カウンセリング　アンド　ネゴシエーション」「民事弁護実務」「家事弁護実務」「刑事弁護実務」「労働訴訟実務の基礎」「企業法務の実務基礎」等の選択必修科目を配置している。なお、「民事訴訟実務の基礎」および「刑事訴訟実務の基礎」については 2014 年度から 3 年次必修科目となる。

3 年次は、学生の多様な目的意識に対応するために、幅広い分野の展開・先端科目および実務基礎科目など、将来法曹として取り組む専門分野別に必要科目をセットしたワークショップを提供するとともに、臨床法学教育を重点的に展開することによって、法曹に必要なスキルとマインドについて一層の深化をはかることを、カリキュラム編成上の基本方針としている。福祉・労働法務、行政法務、企業法務、渉外法務、知的財産法務、租税法務、環境法務の 7 分野のワークショップを設け、それぞれの分野における高度に専門的な授業科目を多数設置するとともに、基礎法･外国法･隣接諸科学･実務基礎系科目に多くの選択科目を用意するほか、臨床法学教育として、民事、家事･ジェンダー、

刑事、労働、行政、外国人、商事、障害法の 8 分野のリーガル・クリニックおよびエクスターンシップを設けて、実務を経験する機会を提供している。

このほか、選択必修科目としての「基礎法」（法哲学、法思想史、法史学Ⅰ・Ⅱ、法社会学Ⅰ・Ⅱなど）、「外国法」（英米法、ドイツ法、フランス法、ＥＵ法、中国法など）、「隣接科目」（法と公共政策、法と経済学、法律家のための会計学、法医学）などを通じて、現在の国内法制度を歴史的視点･比較法的視点･経済学的視点その他多様な視点から批判的に検証し、創造的な解釈論･立法論を展開する素地を養成している。

イ　「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

（ア）本法科大学院が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

本法科大学院では、学生が最低限修得すべきこととして、各分野で扱われている制度・規律を理解したうえで、それを運用するに必要な基礎的概念と基本的な思考方法に習熟し、それを活用して法的紛争を処理する能力ととらえている。その具体的な内容は、（ウ）において科目ごとに説明するが、共通して言えることは、単に最低限理解すべき「知識」を修得することが重要なのではなく、むしろそうした知識の修得・理解の過程で、あるいはそれに付加する形で、法曹実務家として必要な能力を身につけることに意義があると考えている。

そうした意味での最低限修得すべき内容・能力として、以下の５点を挙げることができる。

(a) 本質を理解したうえでの法的知識・法的知見

形式的な法的知識の記憶ではなく、ある法制度あるいは法文が成立し、運用されるに至っている背景や考え方まで踏まえることが重要である。これにより、複雑多岐な紛争を処理するうえで、定型的な法適用ではなく、根本に立ち返る思考態度が定着する。

(b) 事実認定あるいは事実解釈の能力

法曹実務は「事実」と向き合うことから始まる。その点で、事実を丁寧に解析し、それをもって法的推論の出発点とする態度を身につけることが必要である。

(c) 法的な分析と推論の実践的な能力

（a）と（b）を前提としたうえで、一定の事実関係のもとで、どのような点が法的問題となるのかを見究め、解決に至る推論を緻密に組み立てる能力が求められる。それは、実務的な側面から見れば、問題の所在を的確に把握し、その上で解決への道筋を見通していく＜問題

解決能力＞を、身につけることを意味する。

(d) 法的な表現と説得の能力

法曹実務においては、単に（c）の観点を内的に保持することに留まらず、多様な紛争の関係者に対して、それを説得的に表現することが求められる。口頭および文書による法的な説得の技術は不可欠な要素である。

(e) 創造的・批判的な思考

法理論や判例を定型的に記憶し、これを漫然と適用するだけであれば、法曹は法適用のロボットと変らないことになる。むしろ、学説や判例の理由付けが本当に妥当な解決をもたらすのか、他に考えうる論理はないのか等を、積極的に考える創造的・批判的な思考態度が必要となる。

（イ）本法科大学院による検討・検証等

本法科大学院においては、科目ごとに関係する教員が作成した内容を、上記の包括的な「最低限修得すべき内容・能力」とともに教授会に提案し、教員の間に共通認識を確保することに努めている。

また、その実質的な内容は上記（ア）に記載した「法曹に必要なマインド・スキル」に包含されるものであるので、すでに記載したように、各種の委員会における議論を通じて、教員の間においてイメージの共通化・共有化をはかるとともに、FD 研修会において具体的な成果を検証することに努めている。

（ウ）科目への展開

分量が多くなるので、別紙にまとめた。

（２）法曹に必要なマインド・スキルの養成状況

ア　入学者選抜

上述した法曹に必要なマインド・スキルの養成を実現するため、まず、法学未修者・法学既修者のいずれの入学者選抜においても、法曹としての「必要条件」ともいうべき資質・能力を備えているか否かを、書類選考において重点的に審査し、多様なバックグラウンドをもった有為な人材を選別している。具体的には、適性試験結果・申述書（ステートメント）・推薦状・成績証明書・その他の能力証明等を通じて、法曹となるべき者が備えるべき必要条件であると解される①判断力・思考力・分析力等の資質（知的側面）、②教養･各種分野の専門的能力（知識の側面）、③健全な社会常識・奉仕の精神・正義感（情の側面）、④強い使命感・情熱・気力（意志の側面）、⑤表現力・コミュニケーション能力の 5 つの資質・

能力の有無･程度を審査することにより、入学者の選抜を行っている[19]。

そのうえで、法学未修者に対しては、与えられた情報を読み解き、問題点を自らの力で見つけ出し、自身の主張や解決策を論理的に説明する能力を評価のポイントとして、小論文の試験を実施している。また、法学既修者に対しては、本法科大学院の 2 年次からの学修に耐えうるだけの法的知識や法律文書作成能力を具えているかを重視し、法学検定試験委員会が実施する「法学既修者試験」と本法科大学院が独自に実施する法律科目の論述試験を併用することにより、これを確認している。

入学者選抜において、とりわけ力点を置いて評価しているのは、受験者の基礎的能力はもちろんのこと、「これまで何に力を入れてきたのか」、そして今後「法曹として何をやりたいのか」という、経験・情熱・目標に関する要素である。上記（1）で述べたように、“境界を超える法曹”あるいは“挑戦する法曹”が持つべきマインドとして、本法科大学院は①開拓精神、②強い使命感・倫理感と迅速な判断力・行動力、③人の苦しみ・痛みに共感する感性を求めており、こうしたマインドを修得する素養があるかを、申述書（ステートメント）・推薦状・その他の能力証明等を丁寧に読み込むことによって確認している。

イ　授業内容・方法等

（ア）スキルの側面

“境界を超える法曹”あるいは“挑戦する法曹”として活躍するためには、単に法的な知識を修得するだけでは足らず、事実関係を正確に把握し、法律上の問題点を発見し、的確な分析･推論を通じて、既存の議論に過度に捕らわれず最も適切な解決策を構築し、かつ、それらを説得的に表現する能力をも身につけなければならない。そのため、本法科大学院においては、原則として一方的な講義を行わず、あらかじめ具体的な問題を提示し、これをめぐって十分な予習をしてきた学生と教員または学生相互間で議論をする双方向･多方向授業を行うことを原則とし、これによって、問題解決能力、法情報調査能力、事実調査能力、法的分析力、表現･説得能力、批判力等を涵養しつつ、同時に、高度な法的知識を修得することを目指している。

具体的には、2 年次の必修科目である「憲法総合」「民法総合」「刑法総合」などの総合科目では、複数の法律科目を複合的に活用しなければ解決することのできない事例を素材として、法的問題解決のあり方を検討することを主目的としている。また、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、行政法などの法律基本科目および労働法、倒産法その他の「応用演習」または「演習」も、これと同様である。「民

[19]『ブローシャ』５頁。

事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」等の実務系科目においては、司法研修所の作成に係る事件記録型教材等を用いることにより、より実践的なかたちで、法的問題の発見から解決に至るプロセスの全体を学修するものとなっている。

設例を素材とする授業の場合は、当該設例における法的な問題の所在を発見し、既存の判例･学説等の調査･分析を踏まえつつも、それらに過度に捕らわれることなく、その問題を解決するためにはどのような方法がありうるかを模索し、そのそれぞれの解決策にどのような利点と問題点があり、当該事案においてはどの解決策が最も望ましいか等を検討すべきことになる。裁判例を素材とした授業においても、単に判決の結論を覚えさせるのではなく、その判決の事実関係を精査させ、事実認定の適否、事実との関係における判決の結論の当否、当該判決の射程（他の類似判決との異同）等について綿密に検討し、議論することを目的としている。こうした授業を通じて、単に法的知識をより高度なものにするだけでなく、法曹に必要とされる事実認定能力、法的分析･推論能力、問題解決能力、創造的･批判的能力等々のスキルとマインドを涵養することが目指されている。

また、模擬裁判においては、具体的な紛争事例を解決するためにはどのような考え方があり、それらのさまざまな考え方のどれを選択するか、複数の選択肢の中から選ばれた結論を実現するためにはどのような作業を行う必要があり、そのためにどのようなスキルとマインドを涵養する必要があるかを、詳細かつ具体的に学修する。

さらに、臨床法学教育（リーガル・クリニック）では、付設の「弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック」において、実務家教員および研究者教員の指導監督の下で、学生自身が直接に依頼者から相談を受け、必要に応じて訴訟等における実務を経験している。それらの案件について、学生達は、相談者からの聞き取り等によって事実関係を把握した上で、法令･判例･学説等の必要な情報を検索・収集・精査・分析し、相談者への回答や訴状・準備書面等の起案などを行う。こうした経験は、法曹の使命と責任を強く自覚させるとともに、法情報調査能力のみならず、基礎的法知識・専門的法知識を飛躍的に豊かなものとし、さらには事実調査能力･問題解決能力･法的分析力･批判的検討能力･創造力･表現力･コミュニケーション能力等の実務上のスキルを身につけるのに極めて有効に機能している。また、エクスターンシップにおいても、弁護士事務所、中央省庁･地方自治体、民間企業・団体等で、具体的な案件の処理を任され、あるいは法情報調査や法律文書の起案を補佐し、法律実務家から添削その他の指導を受けることによって、同様に、法曹に必要とされるスキルとマインドを飛躍的に発展

させ、定着させることになる。

加えて、「リーガル･カウンセリング アンド ネゴシエーション」「メディエーション演習」等の科目においては、当事者･関係者からの聞き取りその他の事実調査、口頭及び文書によるコミュニケーションと説得等のスキルを涵養するため、ロールプレイを含むさまざまな手法を採用している。刑事分野においても、「刑事証拠法」「捜査法」をはじめとして事実関係を正確に把握し、これを立証するための手法について詳しく学修する機会を与えている。

（イ）マインドの側面

2・3 年次の必修科目として設置される「法曹倫理」の授業は、弁護士教員だけでなく、裁判官出身教員、検察派遣教員、研究者教員がそれぞれの関連分野を担当し、事例問題をめぐって教員と学生が議論を展開するなどの方法によって進められており、弁護士倫理その他の倫理規定をマル覚えするのではなく、法曹倫理の基本的な諸原則を理解し、かつ、その応用の力を高めることを目指している。

これを基礎として、2･3 年次の選択必修科目として「民事弁護実務」、「家事弁護実務」、「刑事弁護実務」を、3 年次の選択必修科目として「メディエーション演習」、「模擬裁判」、「裁判外紛争処理」、1 年次以上の選択必修科目として「法整備支援活動」などを設置して、法曹の活動の多様性とそれぞれの分野における使命・責任につきさらに踏み込んだ学修を行うようにしている。これらの実務系諸科目はいずれも実務家教員が担当しており、教員が実際に体験した事例等を交えながら授業を進行することによって、法曹のさまざまな役割・使命と責任のあり方を活き活きと具体的に学修させることを可能にしている。

また、すでに言及したように、民事、家事･ジェンダー、刑事、労働、行政、外国人、商事、障害法の各分野についてリーガル・クリニックを実施し、学生に実際の事件を担当させることで、法曹の役割を体験させている。具体的事件を担当すること等を通じて、受講学生は、法曹の使命と責任を体得するだけでなく、弁護士へのアクセスの困難性が、依頼者の経済的困難や弁護士過疎だけを理由とするものではないことなど、今日のわが国における司法の抱える問題点を認識し、かつ、より良い実務を行うためにはより深く法理論を修める必要があることを自覚することになる。さらに、エクスターンシップにおいては、全国各地の弁護士事務所、中央省庁･地方自治体、民間企業・団体等などに学生を派遣し、それぞれの分野での法曹・法律実務家の活動を実際に体験させることにより、わが国の司法の現状と問題点を認識する契機としている。

リーガル・クリニックおよびエクスターンシップにおいては、学生に、守秘義務契約の締結その他法曹倫理上必要とされるさまざまな準備を整えた上で、実務家教員および研究者教員の指導監督の下で、具体的な案件に直接関与させており、法曹倫理問題につき実践的な体験をする機会となっている。さらに、報告書の執筆、実務家教員および研究者教員の参加する事前の準備会および事後の報告会での議論等を通じて、法曹の使命・責任を自覚させるよう配慮している。

また、正規授業を補完するものとして、本法科大学院発足以来、さまざまな特色のある活動をしている法曹を招いて「連続講演会」を開催し、法曹の果たす機能の多様性や、現代日本社会において期待されている法曹の役割などを自覚させるよう努めている。また、若手法曹約 80 名をアカデミック・アドバイザーとして雇用し、専用の相談カウンターに配置することによって、随時学生からの質問・相談に応じることができるようにしている。実務家教員のオフィスアワーなどと併せて、早い段階から日常的に法曹との緊密な接触を保つ機会を提供することにより、法曹の役割と使命について、その細部に至るまで実感することが可能となっている。

ウ　成績評価・修了認定

本法科大学院においては、1 年次から 2 年次、2 年次から 3 年次に厳しい進級要件を課し、各学年で学修すべき法的知識・その他の能力が修得できていないと判断される場合には、躊躇なく留年をさせている。＜8－2＞に記載したとおり、2012 年度においては、1 年生から 2 年生への進級率は 80.6%、2 年生から 3 年生への進級率は 80.0%であった。

また、3 年次春学期に配置された「民法総合 II」、「民事訴訟総合 II」、「会社法総合」は、民法、民事訴訟法、会社法の 3 年間あるいは 2 年間にわたる学修成果を最終的に評価する科目と位置づけ、これらの科目が一つでも不合格となれば、法曹として必要なスキルを未だ獲得していないと判断して、本法科大学院を修了できない制度としている。

エ　自己改革等の取り組み

本法科大学院においては、上記の法曹として必要なマインド・スキルについて、その具体的な成果の検証も含めて、入試委員会、カリキュラム検討委員会、FD 委員会等で常に検討し、また FD 研修会のテーマとして全教員による議論にも付してきている。

こうした不断の検討の結果として、2010 年度入学者選抜からは文書による表現・説得能力を評価するという観点から、法学未修者の入学試験に小論文試験を導入する改革を行った。また、法学既修者においては、

論述試験の論点となりやすい問題だけを学修する傾向を廃し、広く基礎的な法的知識を修得している者を入学させるという観点から、法学検定試験委員会が主催する「法学既修者試験」を導入した。

また、2009 年度からは①1 年次における基本科目の基礎的理解を補強する、②法律基本科目の理解を深化させる学年進行とする、③法律文書の起案等に関するアウトプットの能力を強化するといった観点から、現行のカリキュラムへの大きな転換を行った。具体的には、1 年次に配当する法律基本科目を憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法に限定し、それまで 1 年次配当科目であった会社法を 2 年次から学修するものとした。さらに、民法および刑法の履修単位数を増加させた。これによって、法曹として理解しておくべき基礎的な科目に学修を集中し、かつその学修時間を増加させることによって、さらに基礎力を充実できる内容へと改革をはかった。

また、従前は法律基本科目の学修が 2 年次春学期でほぼ終了してしまい、学生によっては修了までに基礎力が低下する傾向が見られた。この点を改善するため、3 年次まで法律基本科目を配置し、さらに法律基本科目の応用演習の開講数を大幅に拡大することによって、基本科目の学修が徐々に深化するよう形態に改めた。加えて、法律基本科目応用演習では、法律文書起案の基本的な能力を養成することを主眼とし、具体的な事案を解決する方式をとることによって、法曹に必要とされる事実認定能力、法的分析･推論能力、問題解決能力等の修得を一層充実させるカリキュラム・授業内容とした。

マインド・スキルの修得に関連しては、学生の学修支援を行っているアカデミック･アドバイザーの意見を FD 委員会がアンケートによって収集し、さらにその代表が FD 研修会において報告を行うなど、教員の側からの一方的な評価ではなく、他の立場からの多角的な意見も参考にしながら、進めることに努めている。

（３）国際性の涵養

本法科大学院では、国際的に活躍することができる法曹の養成を目的に、国際性の涵養に配慮した取り組みに力を入れている。また同時に、国際的な法律学の教育機関として機能し、「発信」を積極的に行う国際性も体現することを目指している。

ア　交換協定に基づくロースクール等への交換留学

本法科大学院は、アメリカのコロンビア大学、ペンシルバニア大学、コーネル大学、デューク大学、イリノイ大学、ミシガン大学、ワシントン大学、フォーダム大学、スタンフォード大学、ヴァージニア大学、カ

リフォルニア大学ヘイスティング校のそれぞれのロースクール、カナダのヨーク大学オズグード・ホール・ロースクール、フランスのパリ第二大学大学院、ドイツのブチェリウス・ロースクール、オズナブリュック大学、韓国の梨花女子大学・ロースクール、台湾の法務部司法官学院、国立台湾大学法律学院と学生交換協定を結んでいる。

こうした交換協定によって、2005 年から 2013 年の 7 年間で海外に留学した本法科大学院の学生は 30 名にのぼる。

国	派遣先大学・機関	人数	備考
アメリカ合衆国	コロンビア大学	2	Non-degree
	ペンシルバニア大学	7	
	コーネル大学	5	
	デューク大学	1	
	ミシガン大学	3	
	フォーダム大学	3	
	スタンフォード大学	1	Non-degree
	ヴァージニア大学	2	
	カリフォルニア大学ヘイスティング校	1	
台　湾	司法官訓練所	5	
	合　計	３０	

特にアメリカに留学した学生は、LL.M.（法学修士）を取得するとともに、アメリカにおける Bar Examination も受験することが多く、これまでに 14 名がニューヨーク州の Bar Examination に合格している。

なお、2012 年度入学者選抜より「交換留学生優先枠（LL.M)」を新設し、アメリカのロースクールに留学し、将来国際的に活躍したいと強い希望を持つ者について、概ね 5 名を優先して選抜することにした[20]。これにより、これまで以上に多くの学生を LL.M.コースに留学させ、アメリカの法曹資格を得ることを推進することを目指している。実際、2013 年度については、これまでで最大の５名が留学しており、2014 年についても５名が内定している。

イ　Transnational Program と Global Forum

本法科大学院では、毎年 3 月にアメリカ、カナダ、フランス、ドイツ、韓国、台湾などから、教員と学生を招聘し、1 週間の Transnational Program

[20]『ブローシャ』18 頁。

を開催している。このプログラムは毎年特定のテーマを設定し、学生はこのテーマに関する各国のエキスパートである教員から英語による授業を受講する。これに加えて、学生にはテーマに即したプレゼンテーションが求められ、各国の学生が混合した数チームが編成され、そのなかで発表すべき内容について議論を行い、さらにプレゼンテーションの方法等を練り上げてゆく。これによって、学生は英語で議論を行う能力、異なる文化的・法的背景を持つ学生・教員を説得する普遍的なプレゼンテーション能力等の養成を目指す。

年度	テーマ	参加大学
2005	Corporate governance	ペンシルバニア大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2006	International Intellectual Property	ペンシルバニア大学、ワシントン大学、ソウル国立大学、国立台湾大学、ブレーメン大学
2007	International Environmental Law	ペンシルバニア大学、UC バークレー校、デューク大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2008	International Financial Law	ペンシルバニア大学、スタンフォード大学、ヨーク大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2009	Healthcare and Law	ペンシルバニア大学、コロンビア大学、ヨーク大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2010	Comparative and Cross-Border Insolvency Law	ペンシルバニア大学、テキサス大学、ワシントン大学、ブリティッシュ・コロンビア大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2011	International and Comparative Economic Law	ペンシルバニア大学、オックスフォード大学、ボン大学、ソウル国立大学、中国社会科学院、国立台湾大学
2012	Gender Equality in Society	ペンシルバニア大学、コーネル大学、フランクフルト大学、ソウル国立大学、国立台湾大学
2013	実施なし （Global Forum 開催のため）	

さらに、2010 年度からは、ペンシルバニア大学（アメリカ）、ユニバーシティーカレッジ・ロンドン（イギリス）、フランクフルト大学（ドイツ）、清華大学（中国）と本法科大学院がコンソーシアム“Global Forum”を設立し、毎年各大学が持ち回りでホスト校となり、加盟大学の学生を集めた講義・シンポジウムを展開している。Global Forum は、本法科大学院が開催してきた Transnational Program をより国際的に拡大する試みであり、学生が国際的環境で活躍する機会はこれまで以上に拡大することを目的とし、海外での開催においては本法科大学院からも教員２名、学生２～３名を派遣している。

年度	テーマ	開催校
2010	Health Law and Policy	ペンシルバニア大学
2011	Financial Regulation	フランクフルト大学
2012	Domestic Constitutionaism	清華大学
2013	Global Constitutionalism	早稲田大学

ウ　海外派遣エクスターンシップ

エクスターンシップには、学生を外国へ派遣するプログラムもある。これまでにジュネーブの国際組織、韓国の法律事務所、法整備支援のためにベトナム、ラオス、カンボジアに派遣した実績がある。さらに、2011年度からは、韓国・サムソン本社の知的財産権部門、シンガポールの大手弁護士事務所 Rajah&Tann におけるエクスターン派遣も開始された。また、NGO ヒューマンライツ・ナウのエクスターンでは、タイの難民キャンプへの派遣も行われた。これらにより、毎年 10 名程度が海外でのエクスターンを経験することになり、今後はさらに派遣先を拡大する予定である。

エ　英語による講義

本法科大学院では、協定を締結している海外ロースクールからの学生を教育するため（次節オを参照）、年間 8～10 科目の英語による授業を提供している。このなかには、「International Trade Law」「International Entertainment Law」「Comparative Financial Law」など日本人学生にも開放されている科目があり、外国人学生とともに英語の講義を受講できる。さらに、毎年ペンシルバニア・ロースクールから 1 名の教員を招聘し、2ヶ月間にわたって英語による「英米法基礎」および「英米法演習」の講義・演習を本法科大学院の学生に提供している。こうした授業では、ソクラティック・メソッドにより英語で議論をする能力を養うとともに、英語によるレポート提出を求めることにより、英文法律文書作成のスキルも訓練する機会となっている。

オ　外国人学生の受入・研修の実施

本法科大学院は交換協定を持つ大学から多くの留学生を受け入れており、その数は過去 9 年間で 97 名に達している。彼らは本法科大学院に 3ヶ月～12 ヶ月滞在し、英語で提供される講義を受講する。2013 年度においては、以下のような 9 科目が開講されている。

科目名	単位	備　考
Japanese Legal Culture	2	

Civil Law in Japan	2	
Human Rights Law in Japan	2	
Pacific Settlement of International Disputes	2	
Civil Dispute Resolution in Japan	2	
Business Law in Japan	2	
Comparative Financial Law	2	日本人学生に開放
International Entertainment Law	2	日本人学生に開放
International Trade Law	2	日本人学生に開放

外国人学生にとっては、日本法の基本的な内容を理解する機会となると同時に、本法科大学院の学生にとっても、授業や課外活動を通してこうした学生と交流することにより、自然のうちに国際性を涵養する契機となっている。

国	大学名	受入数（人）
アメリカ合衆国	コロンビア大学	5
	ペンシルバニア大学	6
	コーネル大学	6
	デューク大学	6
	ミシガン大学	5
	イリノイ大学	3
	ワシントン大学	2
	フォーダム大学	7
	スタンフォード大学	3
	ヴァージニア大学	8
	カリフォルニア大学 ヘイスティング校	3
カナダ	ヨーク大学	１５
ドイツ	ブチェリウス大学	8
フランス	パリ第２大学	6
台湾	国立台湾大学	１１
韓国	梨花女子大学	3
	合計	９７

また、本法科大学院は外国の法律家向けの研修も実施している。国連アジア極東犯罪防止研修所および国際協力機構（JICA）における研修の

一貫として、中国、カンボジア、ネパールの若手法律家に対し、わが国の法制度と法科大学院制度の状況などについて講義を行っている。また2010年からは、スイス・サンクトガレン大学のExecutive MBLプログラムの開催校ともなり、本法科大学院教員がコーディネーターとなって、30名ほどの学生を1週間受け入れ、講義を行っている（2011年は震災の影響で開催されず、また2012年度は場所を京都に移しての開催となったが、2013年度からは早稲田での開催に戻った）。

（４）特に力を入れている取り組み

ア　早稲田リーガルコモンズ・プロジェクト

本法科大学院は、2013 年度より、法科大学院出身者が中心となって設立した弁護士事務所「早稲田リーガルコモンズ」と連携して、新たに「早稲田リーガルコモンズ・プロジェクト」を開始した[21]。このプロジェクトの目的は、本法科大学院が輩出した人材群が中核となるコモンズ事務所と協働して、明確な問題意識を持つ優秀な人材を、社会の広い分野に輩出する動きを加速することにある。「実務家が実務家を育てる」というコンセプトのもとで、法科大学院を巣立った人材が法科大学院教育の一翼を担う「第二世代の教育」を実現させるものである。

具体的には、コモンズ事務所を本法科大学院と社会を結ぶプラットフォームと位置づけ、これを足場とした二つのプログラムが動いている。

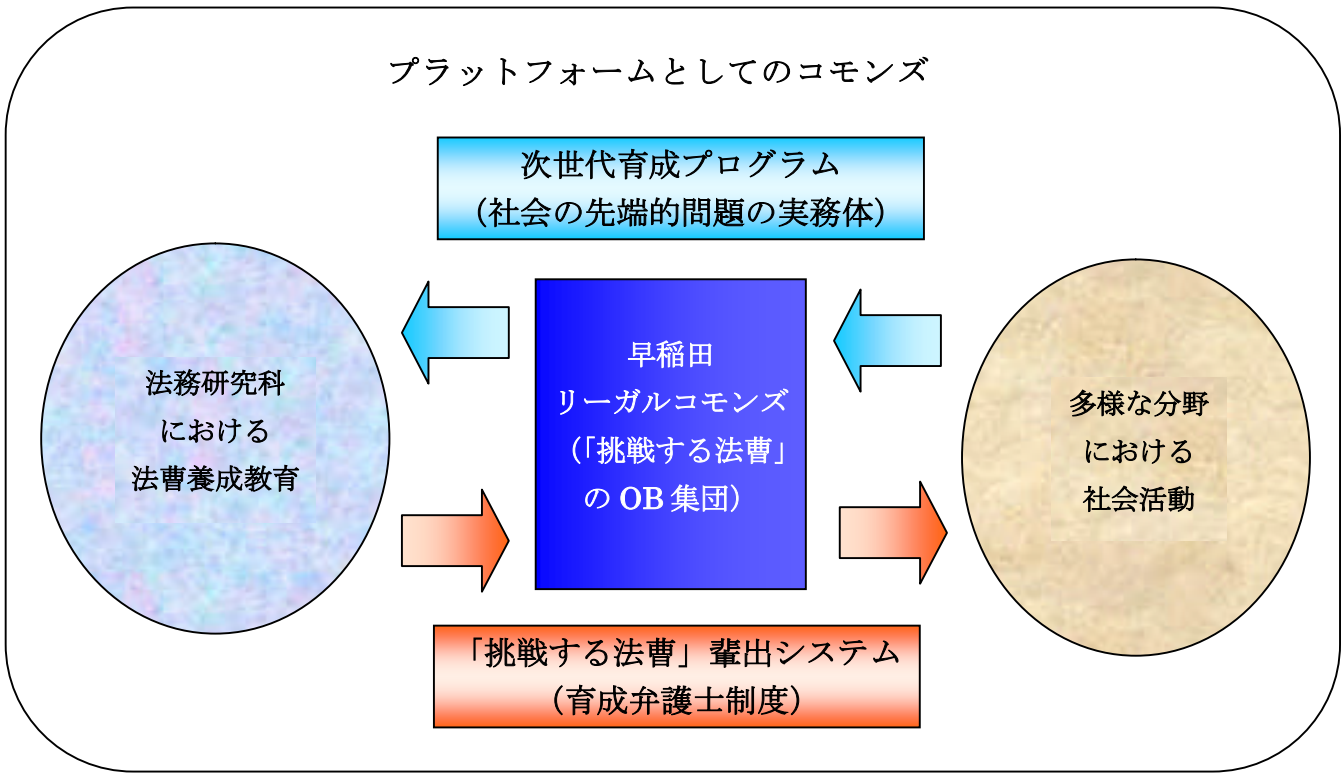

[21] 2013 年 2 月 21 日付の日本経済新聞朝刊、2013 年 2 月 25 日付の日本経済新聞朝刊。

プログラムの一つである「次世代育成プログラム」は、通年でのインターンシップの実施、参考になりそうな事件における実習体験、非法学部出身者や社会人など法律を学んでいない学生向けのゼミの開催など、実務を体験させ、目指すべき法曹の具体的イメージの構築を導いている。さらに、「育成弁護士制度」では、多様なバックボーンを持ち優秀であるが、年齢等の理由から就職で苦労することが多い社会人出身の修了生を同法律事務所が毎年５人程度、２年契約で育成弁護士を受け入れ、将来に向けて独立を支援している。育成弁護士は、同時に本法科大学院のアカデミック・アドバイザーともなり、後輩の学生に対する学修支援にも貢献することになる。

法曹養成教育は、法科大学院のなかだけで完結するものではなく、法科大学院の真価は、輩出した人材群の質に現れ、さらにその人材群が次の世代の法曹を育成するという総合力によって計られると考えられる。このプロジェクトは、法科大学院を基盤とした法曹養成に新たな動きをもたらす試みである。

イ　継続教育の試み

法曹に必要なスキルは、決して法曹資格を得る前段階でのみ養成されるものではなく、むしろ法曹となった後にも不断にこれを修得することが求められる。その点で、法科大学院の役割も在籍する学生に対する教育に留まらず、さらに現役の法曹・法律実務家に対する継続教育を展開することが求められる。

こうした観点から、本法科大学院は附設の「法務教育研究センター」の活動として、「早稲田大学ロースクール実践講座」を開講し、企業法務の携わる実務家に対する継続教育を実施している。本講座は、本法科大学院の教員を中心とする講師が、倒産法、会社法、民法、独占禁止法、労働法等の最新の動向について講義を行うものである[22]。

また、2012 年度からは「ロースクール・フォーラム」として、最新の重要な法的問題について、本法科大学院の教員と関係する外部の専門家によるシンポを行い、弁護士、企業の法務部担当者のニーズに応えた情報提供と問題提起を行っている。2012 年度は「会社法改正と裁判・企業実務」、2013 年度は「債権法改正の展望」をテーマとして開催され、それぞれ 400 名ほどの聴衆を得た。

さらに、東京税理士会などから推薦された税理士に対して、毎年「租税手続・争訟法」、「税務基礎法学」、「税務訴訟実務」の講義を開講し、また模擬裁判などの実践的な訓練も実施している。

[22] 早稲田大学ロースクール実践講座「企業法務に携わる実務家のための理論と実務」参照。

（６）その他

本法科大学院は、（ア）で述べたように、法曹に求められるマインドとして、人の苦しみ・痛みに対する敏感な感性とこれに基づく行動力を特に重視しており、こうした側面の重要性を機会あるごとに、学生に訴えている。

そうした点で、本法科大学院はその修了者により構成される同窓会組織「ロースクール稲門会」が制定した「ロースクール稲門会奨励賞」を「成績優秀者表彰」とならんで最も価値ある賞として位置づけ、受賞者の選考等に教員の代表が積極的に関与している。この賞は、課外活動や社会貢献活動に積極的な学生に対し、在学中の功績に報いる表彰を行うことを目的としており、その趣旨は、司法試験の受験勉強に過度に傾倒する法科大学院の一般的な風潮と一線を画し、社会において有益な法律家となるために真に必要な素養の多面的な育成を図ることにある。早稲田が標榜する“挑戦する法曹”を体現する積極的な姿勢を持つ学生を顕彰し、以ってロースクール学生として社会に広く目を開き、課外活動への積極的な関与を促すことを第一義としており、「早稲田が育成しようとする法曹とはどのようなものか」その具体的な姿を鮮明に指し示すものである。これまでにも、児童福祉施設におけるボランティア活動を法科大学院での勉学と両立させてきた学生、パソコンテイク等の障害者支援活動や国際人権の普及活動に関わった学生などが受賞をし[23]、毎年修了式においてすべての修了生の前で表彰されている。

こうした本法科大学院の基本姿勢は、東日本大震災においても発揮され、本法科大学院は他の法科大学院に先駆け、東北大学および東北学院大学法科大学院の新修了者に対し、自習室の提供、図書館の利用、ネット環境へのアクセス、さらに教科書・参考書等の提供などの支援を申し出、実際に司法試験が行われるまでの 2 ヶ月間、10 名の学生を受け入れた。こうした措置に対する協力を、研究科長名で学生達に積極的に呼びかけるとともに[24]、「早稲田大学法務研究科は、真に法律家が持つべき精神を備えた法曹を養成することを標榜していますし、機関としてもその精神を体現すべきと考えています。そうした意味で、今回の支援は早稲田の基本姿勢から必然的に生まれたものだろうと思います[25]」とのコメントを発出した。

実際、大部分の学生はこの措置に賛同し、多くの学生から協力の申し出を受けた[26]。また、東京都内に設置された避難所で行われた法律相談において、ボランティアとして整理・誘導に携わった学生も多く見られ、さらに

[23]< http://www.waseda.jp/law-school/jp/features/wlsaa/index.html>

[24]「東北大学法科大学院・新修了生の自習室使用について」（2011 年３月 18 日、教育研究支援システムにアップ）。

[25]「東北大学法科大学院の新修了生受け入れに関する抗議に対する回答」（2011 年３月 23 日、教育研究支援システムにアップ）。

[26]「東北大学法科大学院の新修了生に対する支援に関する謝辞」（2011 年３月 28 日、教育研究支援システムにアップ）。

法科大学院協会・日本弁護士連合会が共同企画した「被災地ボランティア・エクスターンシップ」（2011 年 8 月 22 日～25 日）にも、募集期間が短かったにもかかわらず 12 名が応募し、定員が 30 名に限定された関係で 5 名が実際にこれに取り組んだ[27]。これ以外にも、本年 3 月に本法科大学院を修了した学生を中心に被災地支援プロジェクト「たまごのちから」が組織され、生活保護等の受給申請の記入補助など、法科大学院の学生として可能な支援活動への参加が現役学生にも呼びかけられ、多くの学生がこれに応えている。

さらに、本法科大学院の実務家教員を中心として、早稲田法学学術院東日本大震災復興支援プロジェクトチーム（以下 PT）を設置し、現在 100 名近い教員・学生・OB などがメンバーとなっている。これまでに、2013 年 3 月、福島県浪江町の全職員からの震災直後の職務内容のヒアリング調査に 30 名の学生と指導の教員・弁護士が参加。2013 年 5 月 25 日には浪江町長をはじめとするゲストを招いて原子力被害とその救済に関するシンポジウムを開催、学生も積極的に関与して、300 名以上の参加を得た。前述の活動を踏まえ浪江町が原子力損害賠償紛争支援センター（原発 ADR）に町民を代理して慰謝料増額請求の集団申し立てを行うに際し、本法科大学院の実務家教員と修了生の弁護士を中心とする浪江町支援弁護団（弁護士数 19 名）を結成して実務的に支援するとともに、ロースクール所属の研究者教員が論理的にこれを支援する意見書を作成するなど、まさに実務と研究の両面において被害者救済に当たっている。また、浪江町の集団申し立てに際し、町民から 9,384 通の被害実態アンケートを回収し、本法科大学院の学生がその集計・分析に協力した。この結果は、浪江町被害実態報告書[28]としてまとめられた。

これらの活動に学生が参加したことは、法学学修へのモチベーションを高めるとともに、こうした法曹の社会的活動に触発されて、司法試験合格の前後から類似の支援活動を試み、あるいは被災地の弁護士事務所での選択型実務修習を試みるなど、新しい法曹のスタイル開拓につながっている。

大震災という不幸な出来事を契機とするものではあるが、このような点で、本法科大学院が養成することを目指してきたマインドが、学生の間に確実に定着し、また発展していることが実証されたと言える。

２．点検・評価

本法科大学院の基本理念と、それを実現するための具体的方策は、司法制度改革の理念とするところを最も直截に実現しようとするものであって、わ

[27]九州・広島・神戸・大阪・関西学院・立命館・早稲田・明治・中央・上智・創価・白鴎の法科大学院生 29 名が参加。

[28] http://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/2040.pdf

が国法科大学院の模範となるべきものと自負している。

発足以来10年の期間を経て、この理念と方策は、本法科大学院の教員と学生に広く共有されるに至っている。そうしたことの証左として、学生達が、臨床法学教育や交換協定に基づく外国留学など、直接的には司法試験の受験準備に結びつかない科目に熱心に取り組み、法曹としての資質を高めようとする意欲が高いこと、各種研究会の組織、ロー・レビューの発刊など、自主的・積極的に、自らを“境界を超える法曹”、“挑戦する法曹”へと高めるための研鑽を積んでいることなどを挙げることができる。また、法曹として最も重要なマインドである「人の痛み・苦しみに共感」し、「行動する力」が確実に根付いていることも特筆されるべきである。

さらに、本法科大学院の国際性についての充実度は、英語による授業に接する機会・留学の機会など、いずれの点をとっても非常に高いと評価することができる。

3　自己評定

A

4　改善計画

上述したように、本法科大学院の現状は肯定的に評価しうるものではあるが、それをさらに発展させるため、今後は以下のような改善を行うことを計画している。

①法律基本科目の理解をより「深化」させ、法的推論・分析力、問題解決能力等の一層の向上をはかるため、法律基本科目応用演習の授業数を増加させるとともに、授業内容をさらに充実させる。

②リーガル・クリニックを希望する学生全員がこれを受講できるよう、実務家教員（非常勤講師を含む）の量的な充実をはかるとともに、本法科大学院を修了した若手弁護士が積極的にクリニックにかかわる機会を設ける。また、エクスターンシップの量的な拡充をはかるため、学生の受入先をさらに拡大する努力を行う。

③実務家教員・アカデミックアドバイザーの確保、既存法曹に対する高度な専門教育の実施等をはかるため、本法科大学院修了者その他の学外法曹との連携を強化する方策を採る。

④FD 活動をさらに強化し、授業内容・授業方法の水準の一層の向上をはかるとともに、法曹に必要なマインド・スキル（「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を含む）の修得に関して、さらに検証に努めてゆく。

⑤本法科大学院修了者を、積極的にアカデミックアドバイザーまたは助手・助教等として採用することにより、彼らの法科大学院生としての経験を、教育・学習環境の改善に向けて積極的に活用する方策を検討する。

⑥学生の自主的な活動（ロー・レビューの刊行、研究会・講演会の開催等）に対する支援を強化する。